

第九十回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第一号

昭和五十四年十二月六日(木曜日)
午前十時十分開会

委員氏名

委員長 世耕 政隆君
理事 藤田 正明君
理事 和田 静夫君
理事 矢追 秀彦君
理事 浅野 拓君
理事 岩動 道行君
理事 河本嘉久蔵君
理事 坂野 重信君
理事 嶋崎 均君
理事 戸塚 進也君
理事 中村 太郎君
理事 藤井 裕久君
理事 藤川 一秋君
理事 細川 護熙君
理事 勝又 武一君
理事 竹田 四郎君
理事 福岡 知之君
理事 吉田忠三郎君
理事 鈴木 一弘君
理事 多田 省吾君
理事 佐藤 昭夫君
理事 渡辺 武君
理事 中村 利次君
理事 市川 房枝君
理事 野末 陳平君

辞任 中村 利次君
十二月五日 辞任 向井 長年君
十二月六日 辞任 福間 知之君
十二月六日 辞任 吉田忠三郎君
十二月六日 辞任 多田 省吾君
十二月六日 辞任 渡辺 武君

出席者は左のとおり。

委員長 世耕 政隆君
理事 中村 太郎君
理事 藤井 裕久君
理事 藤川 一秋君
理事 細川 護熙君
理事 和田 静夫君
理事 中村 利次君
委員 浅野 拓君
委員 岩動 道行君
委員 戸塚 進也君
委員 河本嘉久蔵君
委員 坂野 重信君
委員 嶋崎 均君
委員 藤井 裕久君
委員 藤田 正明君
委員 小野 明君
委員 片岡 勝治君
委員 勝又 武一君
委員 竹田 四郎君
委員 吉田忠三郎君
委員 鈴木 一弘君
委員 多田 省吾君

委員の異動
十一月二十六日 辞任 戸塚 進也君
補欠選任 梶木 又三君
十二月四日

国務大臣

大蔵大臣

警察庁刑事局長
大蔵政務次官
大蔵大臣官房長
大蔵大臣官房審議官
大蔵大臣官房審議官

竹下 登君
中平 和水君
遠藤 要君
松下 康雄君
水野 繁君

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

私、このたび本委員会の委員長に選任されました世耕政隆でございます。まことに微力ではございますが、委員各位の御指導、御協力を得まして、本委員会の公正、円滑なる運営を心がけてまいりますのでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

この際、坂野前委員長からごあいさつがございます。坂野君。

○坂野重信君 前委員長をやらしていただきました坂野重信でございます。

委員長在任中は、本場に各先生方のお世話になりました。今後ともよろしくお願い申し上げます。一言お礼申し上げます。ごあいさついたします。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(世耕政隆君) 委員の異動について御報告いたします。

去る十一月十五日、糸山英太郎君及び梶木又三君が委員を辞任され、その補欠として私、世耕政隆及び中村太郎君が選任されました。

また、同月二十六日、戸塚進也君が委員を辞任され、その補欠として梶木又三君が選任されました。

本日の会議に付した案件
○理事の辞任及び補欠選任の件
○調査承認要求に関する件
○租税及び金融等に関する調査

参考人

日本銀行副総裁

前川 春雄君

説明員

会計検査院事務局長
総長官房総務課長

秋本 勝彦君

事務局側

常任委員会専門員

伊藤 保君

藤田正明君から、文書をもって、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

ただいまの理事の辞任及び委員異動に伴い、本委員会の理事が三名欠員となりました。

この際、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。中村利次君を指名いたします。

○委員長(世耕政隆君) 次に、調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、租税及び金融等に関する調査を行うこととし、この旨の調査承認要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(世耕政隆君) 次に、租税及び金融等に関する調査を議題といたします。

当面の財政及び金融等に関する件について、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) わが国経済は、現在、内

外両面にわたるきわめてむずかしい局面を迎えております。このような時期に、財政金融政策の運営の任に当たることとなり、その責任の重大なることを痛感いたしております。今後政策運営に誤りなきを期すべく全力を尽くしてまいります所存でございます。

最近の経済情勢を見ますと、個人消費、設備投資等の国内民間需要が堅調に増加しており、全体として経済は、着実な拡大傾向にあるほか、雇用情勢も緩やかながら改善が続いており、わが国経済は、現在のところ総じて順調に推移していると申してよいと考えます。

しかしながら、他方では、年初来再三にわたる原油価格の引き上げが行われ、供給面でも今後の見通しが明らかとは言えないことなど景気の先行きには必ずしも予断を許さないものがあります。

また、消費者物価は、いまのところ比較的安定しているものの、卸売物価は原油を初めとする海外原材料価格の高騰や、最近における為替相場の変動等により相当上昇しており、物価については、特に警戒を要する状況にあります。

さらに、国際収支の面においても、原油等の価格上昇や、景気回復に伴う輸入の増大を主因として、最近では、経常収支が赤字を記録するに至っております。

こうした情勢に対処し、従来からの景気と物価の両面にらみという基本的態度のもとで、当面、物価動向を注視しつつ、適切な政策運営を行っていく必要があると考えております。

このような観点から、先般、政府は物価対策の総合的推進について決定したところであり、特に財政金融政策の運営に当たりましては、今後の公共事業等の執行について、経済の動向に細心の注意を払いつつ機動的に対処することにより、この面から物価上昇を刺激することのないよう配慮するとともに、引き続き通貨供給量にも十分注視し、適切な金融調節を図ってまいることとしております。

また、国際収支の動向についても、引き続き十分注意を払ってまいります所存であります。なお、最近の為替相場の動向にかんがみ、今般、為替取引に関する五項目の対策をとったところであります。

私といたしましては、これらの諸施策の効果の浸透を注意深く見守りつつ、経済の推移に応じ適時適切に対処してまいります所存であります。

次に、緊急かつ重大な課題である財政再建について申し上げます。

御承知のように、わが国の財政は、十五兆円を超える巨額の公債発行を余儀なくされ、実に歳入の約四割をこれに依存するというきわめて異常な事態に立ち至っております。

私は、この異常な事態が単に財政の破綻を招くのみならず、わが国経済全体に耐えがたいひずみをもたらす、経済の発展と国民生活の安定を図る上で重大な障害となることを深く憂慮しております。

このような財政の公債依存体質を改善し、財政の対応力の回復を図るため、私は全力を挙げて財政再建に取り組む決意であります。

このため、昭和五十五年予算においては、公債発行額を本年度より少なくとも一兆円圧縮することを基本方針とすることとし、過日の閣議において了解を得たところであります。

この公債一兆円減額の方針につきましては、公債の消化面から見ても必須の要請であると考へており、いずれ予算編成方針にも盛り込み、財政再建の第一歩とする所存であります。この前提のもとにお示しした五十五年の財政事情はきわめて厳しいものとなっております。

このため、五十五年の予算編成に当たりましては、まず歳出面において、補助金等の整理を進めることはもとより、既定経費について既存の制度・慣行にとらわれず根底から見直しを行い、その削減合理化を図るとともに、新規施策については、真に緊急やむを得ないもの以外はこれを認めないこととする等、歳出規模を極力圧縮し、また歳入面においても、租税特別措置の整理等を通

じ、税負担の公平確保をさらに推進してまいります所存であります。

しかしながら、これらの努力によってもなお最小限必要な歳出の増加を賄うのに財源が不足する場合には、国民の御理解を得て、負担の増加を求めることも検討課題とせざるを得ないと考えております。

皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) ただいまの大蔵大臣の発言に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 大蔵大臣に過日、二十八日の決算委員会でのいろいろの御質問をいたしました。その継続で本日若干質問を展開いたします。

まず、山口銀行の問題であります。銀行間で送金が行われたのでありますから、その記録は山口銀行の電算センターに記録されていることに私は間違いないと思っております。たとえ支店のこの端末機が、支店長の違法的といえますが、そういう操作によってオフにされていると、センターにはこの記録が残ります。つまり、今度の事件の場合で言えば、山口銀行の徳山東支店なり岬支店なりに事件に関する送金があった事実は、これはコンピュータに記録をされています。このところは銀行局長、頭取がまた体のぐあいが悪いとか何とか言っているように出てこないもので、頭取に聞かなきゃわからぬところでしょうが、通告しておきましたから、克明にこの操作の問題、答弁をしてください。

○政府委員(米里照君) お話しは山口銀行の件でございますが、おっしゃいますように、他行から山口銀行の支店に送金は行われております。これは正規に記録されております。その送金が行われた際には、山口銀行の徳山東支店あるいは岬支店の口座といたしまして、普通預金口座が開設されております。ここまでは正規の手続が行われておりますので、中央のコンピュータにも入っておりますし、普通預金口座も正規に設定されておるといふことでございます。問題は、その後でこ

ざいまして、普通預金口座から一たん払い出し、それを定期預金口座に振りかえる際、ここからは支店の段階になりますが、支店の段階で、その定期預金口座を正規にコンピューターに入れず処理したということでございます。

もう少し詳しく申し上げますと、まず当該ケースは、羽島あるいは中野の両名が、入金しました普通預金が定期預金に振りかわります際に、その資金を正規の定期預金口座に記録しないで、それを国本の用途に資するために、その資金を手交してしまったというケースでございますので、こういった場合に羽島及び中野にとって必要なことは、まず中央にありますコンピューターの元帳に、その当該金額を記入させないことが必要である。これは記入させますと、後で現金と定期預金口座に入金しましたものと不整合が起るから、そこで中央のコンピューターにその金額をインプットしないことが必要であるということが第一点。それから第二点は、しかしながら、顧客、預金者でございますが、預金者に対して定期預金証書は交付しなければならぬという問題が一つあると。

この二つを免れずするためにとりました方法は、一たん少額の定期預金、これは正規のものでございまして、少額の定期預金をコンピューターに入力しまして、これをオンライン処理した。その場合に、一方で、先生御承知のように、コンピューターに記録されるとともに、端末機では預金証書と同時にタイプイン、印字が打たれるということになるわけですが、その預金証書は、正規のものを端末機に挿入しないで、汎用カードを使って汎用カードに印字をした。それで、この汎用カード自体は廃棄してしまつたということでございます。

それが第一段階で、第二段階が、端末機をオフラインにその後でいたしまして、中央との回路を断ちまして、その後でコンピューターに打ち込まれてる少額の先ほどの預金と同じ番号の定期預金証書をつくりまして、これはオフラインになつ

ておりますので、中央の元帳には記入されませんが、端末機のタイプで多額の定期預金金額を打ち込んだ、こういうことでコンピューターへの入力を防いだと、こういう手口だと聞いております。

○和田静夫君 いわゆる銀行間送金があつたわけですから、いま言われるように銀行間勘定、つまり振り込み銀行と受け取りの山口銀行との間でこの銀行間勘定の決済が行われて、確かに山口銀行には金が入った。そして、山口銀行の本支店勘定で決済が行われて、徳山東支店なり岬支店なりに確かに金が入った、こういうことになる。コンピューターも帳簿上も入金があつたことは記録されている。とすると、つじつまを合わせるには、入金に見合う額だけ出金があつたことにするほかない。それが、いま言われたような操作でやられた。

そこで、大変不思議なのは、これが支店長だけでやるだらうかということ、あるいは支店長と次長が組んだだけでやるだらうかということとちよつと疑問に思ふので、徳山東支店及び岬支店の人数、預金残高、規模、これはどのぐらいですか。

○政府委員(米里照君) 徳山東支店は行員の数が十三名、うち役付が三名でございます。預金残高は、五十四年九月末現在でございますが、三十六億九千八百万円。それから岬支店、これは宇部市にございまして、行員の総数が二十七名、うち役付が六名、それから預金残高が百十九億八千九百万円ということになっております。

○和田静夫君 そこで、大蔵省に特に注意を喚起したいのは、今回の事件を銀行側がチェックできないはずがないということでありまして、たとえば、私が知つて、この間決算委員会でも問題にしました丸金商事のお金の入金は三十二回ありますね、これは資料全部おたくに渡してありますから、で、出金の方も同程度ある。これらの支店から丸金商事への払い戻し送金も行われている。入金だけ簡単に言っておきますと、五十三年十

二月二十三日徳山東支店一億五千万。五十三年五月一日徳山東支店二億五千万。八月九日同じ支店二千万、同日二千万、一千万と、これは計五千万。十月の九日に五百万、一千万、四千万、二千万、計七千五百万。十一月十一日に二千五百万。十一月二十九日に五千万。十二月九日に一千五百五十万、三千四百五十万、計五千万。それから五十四年の二月二十八日、岬支店ですが一億六千万、徳山東に八千万、これは二億四千万ですね。それから三月十二日岬支店が一億円、同じく岬支店が一億五千万、これは二億五千万。四月五日に岬支店五千万。七月六日に同じく岬支店五千万、五千万、一億五千万、計二億五千万ですね。八月十六日岬支店が二千万。八月三十一日同じく二千万。三十日同じく三千万。三十一日五千万、七千万、三千八百万、一千二百万、計一億七千万四万五万。九月二十八日二千万。九月二十九日二千五

万。これはずつと岬支店です。大ざっぱに言つて、こういう送金があつた。合計十七回、延べ二十九回の送金で、一回につき二千万から二億五千万円の送金。これは、二つの支店の規模から言つて、目覚ましい預金払い戻しということが行われてゐる。

そこで、たぐさんの疑問が出てまいりますが、支店長羽島のいた両支店でどうして銀行は気づかなかつたのか。さっきの確認をした規模から言つても、これだけの金が支店の中で動くんですから、十二、三名の行員がわからぬはずがない。実際問題として電話連絡は普通の行員に行われてゐる、こういう形ですね。支店長、次長が何をやってゐるか、行員がわからぬはずがない。私は、警察はお調べになつてゐるのだらうと思ふんですが、支店長あるいは次長などという者以外にこれに関係してゐるところの行員があるのではないのか。あるいは知つていた行員があるのではないのか。それから、銀行当局もこのことは知つてゐるんじゃないだらうか。これだけの操作が行われてゐるんですから、わからぬはずがない。

で、大変不誠実であるということは、古い昭和

四十五年に三千万事件などという報告を怠つていた山口銀行、今回、何回も頭取に接触しようと思つても、病氣でもない、自分の銀行の役員会には出てゐるが、病氣だと言つて院には出てこない、こういう不誠実な頭取、こういうような状態の山口銀行でありますから、私はどうも非常なたくさんの疑問を抱かざるを得ない。

どうして銀行は気づかなかつたのか。いわゆるどうして銀行は気づかなかつたのか。このところは、大蔵省、どうなんですか。あなた方もまた、監査の時にこれだけのことが全然気づかないというのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(米里照君) 御指摘のように、支店の規模に比べまして相当多額の金額が出入りしてあります。非常な遺憾であると思ひます。銀行自体のいわゆる相互牽制といふことが、インターナル・チェック・システムの問題があるのではないかと、いふ問題。それから、本部の検査部による検査について問題があるのではないかと、いふふうに思われるわけでございまして、これらの再検討の早急な実施を命じたところでございます。

もう一つ、このインターナル・チェック・システム及び検査のほかに、最初にちよつとお触れになりましたオフラインの問題、これはオンをオフにいたしますと、当然本店のコンピューターには切りかえ記録が残るということでございまして、この切りかえ記録がしばしば出ておるはずなので、そこがどうしてチェックできなかったのだらうかと。及び、それに関連しまして役職者キーの保管管理、これは役職者キーを使う場合に、最終的には必ず支店長の承認を得なければならぬといふことになつておるようでございますが、当該場合は支店長自身が使つておられますので、そういう支店長の承認だけではなかなか済まないのではないかと。これは人事上の問題、そういうものを支店長はするはずがないというところから来ているのかもしませんが、そうなりますと人事上の問題になります。支店長の承認だけでは

済まないのじゃないだろうか。あるいはまた、定期預金証書等の重要印刷物の取り扱い管理の問題もあるであろう。こういったような問題がいろいろあるように思いますが、嚴重にこの辺についてシステムを再検討するように命じておるところでございます。

なお、大蔵省の検査の際にこれがわかりませんでしたのはまことに申しわけないところでございますが、検査のときは、御承知のように、本店を中心としたしまして幾つかの支店をピックアップして検査するという体制でございまして、山口銀行も店はいろいろございまして、たまたまこの徳山東あるいは岬には銀行局の検査は行っておりませんでしたという事情もあらうかと思いが、いずれにせよ、銀行局の検査としても、これが早期に発見できなかったことは遺憾であると思っております。

○和田静夫君 コンピューターをオフにすることは一般に禁じられている。これはもう銀行局長、この間決算委員会で私に答弁されたとおりでございます。

オフにした場合に、銀行が調査をしなきゃならぬ。しかも、羽島のいた二つの支店でそういうことが起こっている。まあ山口銀行の支店はどこでもこういうオフで操作をしているというなら発見しにくいでしょうけれども、ここで特に起こっているということになれば、発見できるのが私は当然だろうと思う。経理上も二年間、安芸農協の件を含めまして、三年以上にわたって不正事件が発見できないでいるわけですよ。その間に決算が少なくとも四回、それから安芸農協事件からだ七回あったわけですね。決算及び行内の検査で発見されないというのは、どういう帳簿をつくっていたんだらう。どう考えても、銀行側は知っていたのではないだろうか、その疑いは、私はこの問題を調査すればするほど深めざるを得ない。したがって、幾ら事情を聞いてみてもこれは得心がいかないのではありません。

羽島が、徳山東から岬に移ったのはいつです

か。

○政府委員(米里知君) 申しわけございません。ちよつと確実な日付はわかりませんので、追って御報告いたします。

○和田静夫君 それはもうわかってるからいいです。

転動になった時点で引き継ぎがされているわけですが、この転動は、成績が上がったからというところで転動になっているわけですね。十三名のところから二十七名の支店に行っているわけですから、栄転ですよ。この引き継ぎでも発見がされなかったというのは、銀行の頭取なり専務なり——この間、決算委員会に専務お出ましになりましたが、これらの責任問題は当然残るでしょう、これは。

当然、五十四億もの不正、背任問題ですから、これは辭任をされる。行政指導としても、そのことをあなた方は強く求められる。私は銀行局の行政指導そのものも問題だと思えますから、これは後ほどやりますが、栄転の勤務評定というのは山口銀行じゃどういふふうになっているんでしょう。引き継ぎのときに発見できなかったというのはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(米里知君) 引き継ぎのときなぜ発見できなかったかという事情はつまびらかにわかりませんが、やはりその間の内部チェックが十分でなかったのではないかとというように考えられます。

勤務評定につきましては、銀行の個別の内規のもとに適正に行われておるのだというふう聞いております。

先ほどお話のございました異動の時期でございますが、徳山東支店長から羽島は五十四年の二月、ことしの二月に岬の支店長に変わっております。

○和田静夫君 責任問題触れられませんでしたか、私は同じこの場所、たとえば富士銀行の十九億四百万円問題以下、金融犯罪に関するいろいろの問題を取り上げてまいりました。富士銀行の

当時の岩佐頭取もここにお出ましになって、ついに十九億問題の責任をとっておやめになった。ところが、今度の事件は幾らあなた方に聞いても納得ができないのでありますが、合計五十四億円、二十億円の穴をあけた。これは少なくとも私が取り扱ってきた日本の金融犯罪の中では最高級の、最悪の事件ですよ。

これはもう当然いままう頭取をおやめになるのだらうと思うんですが、一向にやめない。ばかりじゃない、われわれの要請にもこたえない、逃げ歩いていく。病気でないのに病氣だと偽る。そういう状態なんです、これだけの事件が二年余にわたって発見できないというのは、これは銀行のチェックシステムが全く有効に働いていないということでありましょう。その結果、正規の預金証書を持った人が預金を払い戻しすることができない。そして、その人の企業は、このことよって年を越すことができなくていつつぶれようとしている。倒産をしようとしている。銀行はほんんと存在をする。当然、この検査に大蔵省入られるのだと思うんですが、改善を指導されなければなりません、その前に、いままでの通達にあるとおり銀行の管理責任、これだけはやっぱりもう明確にされる必要があるんじゃないですか。

私があなたに求めてきたのは、臨時国会が開かれるまでの間にこれは解決しようということ、十一月いっぱいかけて銀行局に対しては、このことは調査を依頼していただき、私が集めた情報のすべてをあなた方に手渡してきて意見をうたうと述べ続けてきているわけですからね。それが臨時国会まであなた方は何もやらぬ、結果的には、これはどういふことですか。

○政府委員(米里知君) 先ほどの御質問に対しては、監督者責任のお答えをいたすというのを忘れてまして失礼いたしました。

この問題、御承知のように、羽島及び中野についてはとりあえず懲戒免職にしたわけですが、私どももいたしまして、従来からの金融機関の不祥事件について、未然防止についても再三にわた

り経営者に注意を喚起してきたところでございます。したがって、こういった不祥事故が起りました際には、私どもは経営者の責任は問われるべきであるというふうに考えております。

山口銀行からは今後——まだ司直の手で全体像が明らかになっておりませんので、そういった推移も見ながら、具体的な監督者責任を含めた責任の表明がなされるということになるかと思えます。で、五十四年上期賞与の全額辞退及び月額報酬の減額等を内容とするとりあえずの自衛措置の表明が行われておりますが、監督者責任につきましては、もう少し司直の手で全体像が明らかになった段階で当局に意思表明がなされるものと思っております。当局としてはそれを受けまして、それが適正な監督者責任の表明であるかどうかというのをチェックしてまいりたいというふうに考えております。

○和田静夫君 預金者が預金を払い戻してもらえないという点で、先日伺いました。預金者は、通常きちんと帳簿に計上されているか否か確かめようがありません。この間、法制局長官と私がやりとりをしましたように、支店長そのものは預金者にとつてみれば銀行そのものであるからであります。そこを信用するのは当然のことであり、そういう預金者というのは信用をしていきます。この責任はだれにあるかといえば、山口銀行ひいては私は大蔵省の責任であると考えています。ともかく大蔵省はこの事件を説明をし、改善を指導し、そして責任を明らかにさせる、このことを急がなきゃなりません。

それから、いわゆる預金者に対するところの救済の措置といいますが、預金者の求めにも誠意を持って応じさせる、そういうことがやっぱり必要でしょう。たとえば、越年のために預金者が資金を必要とするのならば、それに対するところの便宜を山口銀行は当然に払うぐらゐのことは、あなたの方の年末資金を貸し付けるというような形での行政指導なども、この問題によつてはあつてもいいのではないだろうか。大口債権者への支払いに

ついで、たとえばいろいろと預金者の側が苦悩を一人です。こんなばかげたことが起こっているというふうには考えられませんが、その辺はどうお考えになりますか。

○政府委員(米里昭吉) 当該ケースにつきまして、現在、銀行側といたしましてはこの導入資金——導入預金であるかどうかはまだよくわからないわけですが、導入資金がほとんど預け入れがなされると同時に払い出されている。その払い出しの経緯も必ずしも明白でないという状況にございますので、現在司法の手で解明が行われておりますので、もう少しその解明を待たないと、いかなる責任関係になるのか明確にならないというふうなことで、いましばらく全体の推移、司法の手によるこの事件の真相というものを待てまいりたいという判断をいたしております。私どもといたしましては、現段階ではそういった銀行側の経営者としての判断にゆだねておきたいという状況でございます。

○和田静夫君 大蔵大臣、ここでこのことをちょっと締めくくっておきたいんですが、いま私が申しましたけれども、山口銀行に対する預金者がいま被害を受けている。その会社が越年をすることができない。こういう事態で、善意の第三者が泣かなければならぬということにはならぬと思うんです。で、銀行局長が言われる捜査全体を見てからという理屈を私は全部否定をするつもりは一つもありませんが、しかしながら行政指導の面としては、年末資金の貸し付けぐらいいのことは当然山口銀行が誠意を持って預金者と話し合う、これぐらいいのことはやっぱ大蔵大臣の裁量で指導をされる必要があるかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) 私も事件の実態を完全に掌握しておるわけでもありませんが、和田委員と銀行局長との問答の中で、善意の第三者にこの事件が及ぼす影響というものはやはりネグレクトしてかかるべき問題ではない、こういう感じを深くいたしましたので、早急に検討をしてみたいと、

このように思います。

○和田静夫君 警察庁、最後ですがね、私の調査では、その後、東京の松岡さんという人が徳山東で二億五千万、福岡の甲木さんという人が一億三千万、いずれも国本の紹介で預金をし穴をあけられた、こういうふうな調査結果が出ています。このことが確認できますか。

二つ目は、インドネシアへの二億一千万の送金などの金の出について、どこまで解明ができていますか。

○政府委員(中平和水君) 現在、鋭意捜査中でございます。また、たゞいま御指摘の二つの業者でございますが、この関係につきましても、個々の問題でございますので、そういう事実につきましては今後十分解明をしてみたいと、こういうふうに思っております。

それから、インドネシアの問題につきましても、いま国本の金の使途につきましても全般的に追及をしておりますのでございまして、その問題につきましても現時点では私ども詳細な事実は把握してない状態でございまして。

○和田静夫君 預金を払い戻してもらえなくて、捜査待ちというのが銀行局長の答弁。これはできるだけ早く結論を出して、関係ない人はいないとはっきりあなたの方で言いませんといかないと思うんです。それは会社の経営がかかっているわけですね。もともと山口銀行の悪いことはこれは明確でありますから、この点は留意をして、捜査のめどというのはこの辺で明らかになりませんか。

○政府委員(中平和水君) 現在、関係の預金者が三十一名ございまして、そのうちの十二名の取り調べが終わりまして、残りの十九名を現在取り調べ中でございますが、率直に申し上げましてすでに決済を受けておる方もございまして、未決済の方もございまして。私どもはそれをつ一つつぶしてまいらなかならぬわけでございます。決済の済んだ方々はかなり広域にもまたがっておりますし、比較的なかなか協力を得にくい事情もありまして捜査が若干停滞をしておりますが、なるべ

く早く一応この問題についてはけりをつけたいと、そういうつもりでやっております。

○和田静夫君 さつきもちよと触れたんですが、銀行内部に——支店内部と言っているんです。本店、支店を通じてやっぱ犯罪補助をした者がいるんじゃないですかね、これは。

○政府委員(中平和水君) 私どもは現在支店長、支店長代理、それと融資を受けた国本、この三名につきましても刑事責任を追及するという立場で捜査を遂げておまして、そのほかに私どもは刑事責任をとらなかならぬような方は現在のところ把握してない、こういう状況でございます。

なお、こういう問題につきましても、刑事責任の是非は別といたしまして、なかなか大変、ごく限られた人だけで長年にわたってやることにつきましては一般的には私ども疑問を持っておりますが、刑事責任の問題とはやや別だという考え方でございまして。

○和田静夫君 次に、広島県の中国銀行の手形決済問題の信用調査問題ですが、この手形の決済見込みの確認のために銀行照会が行われているようでありまして。一般に信用照会と言われるのです。銀行の秘密保持義務の例外として銀行間で事実たる慣習として存在している判決、たとえば東京地裁の昭和三十一年十月九日の判決や法律書にそういうふうな書かれてあります。果たして事実たる慣習なのかどうか。理論的に言って秘密保持義務に対してどの程度、どの範囲まで例外なのか、その限界、そして実態的に言ってどの程度、どの範囲で行われているのか、その実情。

これは私、後ほど中国銀行がやっている問題についてはここで明らかにしますが、銀行局にはすでに早くから通告してありますが、きょうここで取り上げようと思うのは、大臣、記憶していただきたいの、銀行法の改正問題が日程に上っているわけでありまして、銀行法改正問題が日程に上っている今日、私は今度の中国銀行問題というものは、幾つかの金融における問題提起をしなかならない内容を含んでいると思うのでありま

す。したがって、疑問についてきょう幾つか解明をしてみたい。

秘密保持と信用照会の問題をいま述べましたが、大蔵省の見解をまず伺いたい。

二つ目は、取引先の依頼に基づいて信用照会が行われて、そして回答結果が依頼者に伝えられる、こういうことはどの程度行われているのでしょうか。また、法的に見れば秘密保持義務の逸脱ではないかと考えられる。これも事実たる慣習と化してしまえば、法的に整備を考えてみる必要が私は銀行法の改正問題についてあると思う。これも資料や調査に基づいた見解を求めたい。

時間の関係がありますから求めていきませんが、第三に、信用照会は紳士協定的なもので、この回答銀行の責任は問われないというのが学説、判例の大勢のように見えます。

ただし、判例は、たとえば東京地裁、昭和三十一年四月二十一日の判決は次のように言っています。このような銀行間の照会及び回答は、回答銀行が回答の結果について責任を追及されないとの了解のもとになされているのが事実上の慣習であって、Y銀行甲支店の回答もこの慣習に従ってなされたものであることが認められ反対の証拠は何もないと述べているんですね。そうすると、反対の証拠は何もないというところでありますが、恐らく事実上そういう立証はきわめて困難、不可能に近いであらうでしょう。問題はここにあると思うんです。判決は、信用照会は無責任だということを

知って行っているのが通常の場合であると、消極的に無責任を述べているわけでしょう。

そこで、銀行間ではなくて第三者、取引者の依頼の場合ですね、信用照会は信用できると考えている人に対して、故意または重大な過失による誤った回答があった場合、学説ではこれは不法行為による損害賠償責任があると述べているのでありますが、立証が困難なため、こういうような学説になるんだと思うんです。で、判例はこれはないようであります。しかし、推測しますと、実際にそういうケースもあるのであります。信用照会

の誤った回答で損害をこうむっている例がありまし、しばしばこれはあると考えられます。

中国銀行については、その実例をこれから挙げますが、これに対して法解釈の問題で逃げてしまつて、行政的に何ら対策を考えないでいいものかどうか。私は、大蔵省からの先日來の私に対する返答を聞いて、これが非常に疑問なんです。銀行法改正問題に直面をいたしまして、立法上も考えてみるべきテーマであろうと私は実は考え及びましたし、また、法的問題以前に行政上対処する余地が多分にあると考えるんですが、ここまでの見解をまず伺います。

○政府委員(米里知君) 信用照会制度でございますが、これは銀行間のいとお話のごさいますように、商慣習として慣行的に生じたものでございす。趣旨は、銀行相互の便宜と不良取引先の排除に資するという自己防衛上の必要から慣行的に生じたものであるというふうに聞いております。現在では全国銀行協会の申し合わせになりました、その申し合わせのもとで、おっしゃいましたように、銀行間の紳士協定という性格のものであるというふうなことで行われているわけでございす。

で、この場合の秘密保持の問題ということがございまして、いまさら申し上げるまでもなく、金融機関にとって秘密保持の問題ということは非常に重要なことであるかと思ひます。そういったことで、秘密保持ということに照会に對しましては十分頭に置いて、その範囲内で銀行間の紳士協定に従うというふうな取り扱いになっているかと思ひます。したがって、たとえば問い合わせを受けた銀行で知っている事実をすべて回答しなかつたとしても、それは慣習上許されているというふうな扱いになっているように聞いております。

この銀行間の信用照会制度が、次第に問い合わせをいたしました銀行の依頼者にも伝えられるというところが、これまた、慣行的にかなり広範に行われるようになってまいっております。そういったし

ますと、回答銀行といたしましては、それが相手の銀行からその取引先にインフォメーションとして伝わるというふうなことが一応予想されるという状態になってまいりましたので、その意味で、銀行に對しても、あるいは取引先に對しても、そういった慣行上のことを頭に置いて連絡をしていく、回答をしていくというふうな必要性が實際上生じてまいっておりますというふうに考えます。

と申しますことは、秘密保持の問題あるいは第三者に不測の損害を与えるかもしれないというふうないろいろなケースが慣行上考えられる、予測されるわけでございすので、そういったような意味では、法律上は、先ほどお話がございましたように、故意または重大な過失がない限り回答銀行の責任は問われないという説が強いようございすけれども、今後の具体的な信用照会制度の運用に当たりましては、回答銀行の方も慎重で良識ある運用を図るようには、われわれとしては指導してまいる必要があるのじやないかというふうに考えております。

○和田静夫君 この中国銀行をメインバンクとして、まあ人的にもいろいろなきさつがあるんですが、きょうはどういういきさつがあるか、知っていますけれどもここでは触れずにおきますが、中国銀行系の企業と言つてもよい会社、明治の明と太陽の陽ですが、明陽木材株式会社という会社、これは広島県福山市、川崎誠二社長であります。八月末に倒産をいたしました。銀行管理のもとに計画倒産をした疑いが強い、これは知らせてあるとおりであります。そうした疑問を抱かせるのも、実は信用照会に虚偽の回答をして、明陽木材との新規取引をした会社に大きな損害を与えているからであります。

明陽木材は、三月に不渡りをかぶつて、そして主要取引先が手を引いたために、四月から数社と新規取引を開始した。それらに対する同社の振出手形は、結局一回も決済されなかつた。しかも、同期間に加工能力を上回る売り上げを上げていて、大量仕入れ、換金のダンピングをやつてお

る。銀行管理下にあると言つてもよい経営状態においては、きわめて異常であると考えられる。そういう経営状態において、五月、六月、七月と毎月のように行われた信用照会に對して中国銀行は、明陽木材には貸し出しは全く懸念はない、八千万円限りの取引はOKと住友銀行中之島支店、東海銀行桜橋支店、関西相互銀行梅田支店に回答している。回答は依頼者に伝えられ、それに基づいて貸付納入が行われた。手形サイトは四カ月から五カ月である。ところが結果は、最後の信用照会から一カ月余りのうちに倒産をしていく。貸し出しなしというの著しく事実と反する。そういう相談が私にあって、大蔵省にはすでにこの件はずつと伝えて、かなり長い期間がたつていま

す。ここでもう一度伺つておきたいのは、中国銀行は何の釈明もない、道義的にも責任を負わないというの、一体どういうことだろう。行政上は手の打ちようがなく、その必要も大蔵省というのとは考えないのか。これは、大蔵省から答えをもらつてからずつと私は疑問に思つてきたことですが、いかがです。

○政府委員(米里知君) 御指摘のように、中国銀行は明陽木材のメインバンクとして、可能な限りの資金応援を続けておたつたわけでありす。で、これまた御指摘のように、ことしの五月及び六月になつて他行から中国銀行に對して信用照会がなされた。中国銀行の方は、決済見込みの懸念は特になつたという回答を担当の係者が電話で御返事したということでありすが、八月になりまして、明陽木材が大幅赤字を支え切れずに会社整理を申し立てて事実上の倒産となつた、こういうことであります。

で、この五月、六月の照会があつた時点では、中国銀行は明陽木材を倒産させるといふようなことは全く考えておらなかつた。五月、六月から八月に至りますまでの間に、引き続き非常に資金繰りが悪化してまいりましたので、貸出支援を続けております。もちろん、中国銀行が明陽に對しま

して回収食ひ逃げというふうな事実もございせん。最後まで、この企業を再建させるといふ意図を持つておたつたわけでございす。そういう段階におきましての信用照会に對しての回答でございすので、他行からの照会に對して中国銀行が、先ほどの言葉で申しますと、故意もしくは重大な過失があつたといふことはなかなか判断しにくいのではないかとおもうに思ひます。

ただ、御指摘のように、法律的には問題がなかつたとしても、こういったインフォメーションによつて一つの企業が非常な取引先の倒産によつて損害をこうむつておるといふような事実に對しては、それなりの道義的な責任と申しますか、そういうものがあるかないかという問題は残るうかと思ひます。そういった意味で、今後このようなこととなるべく発生しないように、十分慎重に信用照会には応ずる。第三者に不測の損害を及ぼすこととがあるというふうなことは、私どもも指導していかなければならないというふうに考えております。

○和田静夫君 いずれにしても、銀行の情報によつて民間の企業が誤つた取引をしてしまつたということは、好ましいはずがないと思ひます。しかも、私はこれは意図的だと思ふのですが、意図的にそういうことがなされた可能性がきわめて強い。銀行局長、当該銀行から上がつてくる報告だけをうのみにしていれば、あなたが言われるような前段の答弁になるでしよう、後段はまあよいとしても。そういう態度がやっぱ問題だと思ふんです。私たちが疑問点をいろいろ素人なりに出してみただけでも、これぐらいの疑問が浮かんでくるんですから、あなた方銀行局の専門家は、もっと多角的に疑問点を掘り下げてみて、そして調査をされなければ、銀行の意図はこうでありましたというふうなことをうのみにされれば、そういう一通りの答弁にしかありませんよ。私は通う一遍のことではなくて、大蔵省としてはやっぱ事実関係を綿密に調査して、二度とそういうことが全金融機関で起こることがないようにすること

が、あなた方の義務であるとも考える。

この点の行政上の今後の対応と、特に中国銀行に対する注意、指導について、これは銀行局長の答弁いただきましたから、大蔵大臣、いまの論議を聞きながら見解を承ります。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる銀行間の信用照会制度という問題は、私も素人から考えましても、それがあつた意図を持って行われたような場合には、これは大変な企業等の信用ないし事業経営自体に重大な影響を与えるものであるという認識は持つておるものであります。

したがって、銀行局長からお答えしておりますように、この相互の信用照会というものは、もちろん秘密が保たれることは当然のことではありますが、非常に慎重にあるべきであるということはお答え申し上げたとおりであります。

さらに、中国銀行そのものに對してどのような注意を与えるかということになりますと、具体的に私からお答えするだけの自信はございませんが、当然のこととして、指導していかねければならない点はあるような印象は、私も強くないいたしました。

○和田静夫君 明陽木材は、過去三回にわたつて巨額の不渡り手形を食つてゐるわけですが、一度は、総合大企画という明陽の社長の弟がやつてゐる会社からの受取手形九千八百万円、これは昨年五月、二度目は松永特殊合板、六千万円、昨年十月、三度目はセイセイという会社、これも明陽と関連のある会社ですが、一億四千万円、これは本年二月です。この三度の不渡りに對して、中国銀行はそのたびに支援融資をしています。ところが、担保不足は確実であります。私の調査では、個人保証を含めても融資額の三分の一程度であると思ひます。

で、大蔵省、この三度のそれぞれの融資と担保関係というものを調べになりましたか。私の指摘するような疑問はないのかどうか。問題は、中国銀行の不正融資、まあ少なくとも不良融資といひますか、そういうことにかかつてゐるのであ

りますから、このところをちよつと具体的に答えてください。

○政府委員(米里忍君) まず融通手形の問題でございますが、中国銀行と明陽木材の間に融通手形の割引という事実はないということでございます。もちろん、これは金融機関が融通手形の割引などをやられたのでは、とても許すべき行為ではないというように考へておりますが、そういう事実はない。

それから担保につきましては、一応調べてございます。いろいろな担保がございます。商手、不動産あたりが大口でございます。現在の貸出金に對してはば見合ふと思はれる担保が入つておるといふように承知しております。

○和田静夫君 このところはまあ見解の問題です。私、私は、明陽木材に対する融資水準というのは、担保の点からいつても、売り上げに對する割合からいつても高過ぎる。私の調査結果ではそのう判断してゐます。

そこで、明陽は、二月の不渡りの件で主要取引先が取引を停止したわけですが、それ以降に、先ほども述べましたように、中国銀行の誤つた、うその情報で新規取引会社を数社見つけて、そして四月以降急速に売り上げを伸ばし、ぎりぎりまで伸ばしたところで、八月末の手形決済のラッシュ直前に会社整理を裁判所に申し立てた。これは、中国銀行をバックとして計画倒産したと見られてもやむを得ない客観的な経過であります。

大蔵省は、この経過、昨年五月の不渡りのときからの中銀との取引関係、逐一調べたと思ひますが、中銀の支援融資姿勢、これは適切であつたやうに今日もお思ひですか。

それから、警察もこの点関心を持つて調査を一通されるべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(米里忍君) 御指摘のように、かなり積極的態度で当時の支店長がこの明陽木材の立て直しを図ろうと努力しておるやうであります。明陽木材の販売先が再度にわたつて倒産をいたしました

ということ、明陽木材がかなりの資金繰り面におきましても打撃を受けまして、そこを何とか立て直しをしようということで、前支店長がかなり積極的な支援態度で臨んだというような情勢であつたかと思ひます。

この場合の判断が適正であつたかどうかということ、これはそのときのいろいろな事情、関係を総合的に把握いたしましたものと、必ずしもなかなか即断できない問題ではないかというように思ひます。

○政府委員(中平和水君) お取り上げの明陽木材の問題につきましては、すでに私どもの方に十月二十六日、広島県警察本部の方に、明陽木材を被告訴人としたしまして、大阪にありますがスワールドという会社を告訴人としたします詐欺の告訴が出てまいつておりますので、当然その処理に關連いたしましたという關係も調べることになつております。

○和田静夫君 質問を通告してあつた關係でしようが、銀行局長は私が質問しないうちに融通手形のお話があつたんですが、したがつて、この融通手形を銀行が割引いた場合には、銀行及び当事者の責任というのはいくらなるんだらうということも含んで、答弁がなかつたということを前提にして問うておきたいところですが、もうあつたやうでありますから、しかし私は指摘だけはしておきます、これは。

中国銀行で一億を超える融通手形を、恐らくそれと知りながら割引いてゐると思はれる節がある。明陽木材あつての手形であります。不渡りになつたものの中にあるわけですが、私の調査ではきつめて疑問点が多い。したがつて、答弁がありましたけれども、この点は指摘をいたしておきます。なお、継続的に私はずつとこれは調査も続けます。

ところで、中国銀行の本店前及び松永支店前に、明陽木材の件で座り込みをしてゐる人たちがいます。これも大蔵省は、中国銀行の報告によればそんな事実がないということを、私のもとにす

でに報告があつたのでありますが、ところが、最近写真が届けました。やつぱりちゃんと何か要求を掲げて座り込んでいます。中国銀行はうその報告をしてゐるということになります。が、そういう意味では、私は中国銀行というのは、大蔵省に對する報告上、不誠実であるということを指摘をしておきます。

この件の最後にいたしますが、明陽木材が倒産に關して、中国銀行の融資及び情報操作などの態度、これはきつめて疑問であります。大蔵省は通一週間の報告を受けるだけではなくて、もう少し積極的に調査するべきだと考えます。銀行が、倒産までのプロセスを、私はどうも仕組んだやうな気がして仕方がない。客観的にはその判断ができます。先ほど述べたきてゐるのとおりでございます。だから、座り込みをする人もいふことになつてゐるやう。やはり被害を受けた人の立場から、こういう銀行介入による倒産劇を起さないやうにすべきだと思ひますが、大臣いかがです。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる具体問題からの締めくくりとしての御質問でございますので、具体問題を詳細に把握してない私といたしましては、明快なお答えをするだけの自信はございませんが、いまの問題自体につきましては、和田委員の私に對する要望も含めた御質疑というふうにお受けとめさせていただきます、このように思ひます。

○和田静夫君 これは継続的に少しやりましよう。銀行法の改正に向かつて大蔵省は重要な問題を含んでゐると思ひますので、事実關係の問題はもちろんです。が、論理的な問題としてもつと煮詰めてみる必要があると思ひますから、私の方も勉強させてもらひます。

それから、先日の決算委員会で大生相互銀行の不正融資について質問をいたしました。決算がまとまつたやうでありますから、かなりおくれればせいでありますが、大蔵省の承認によるものと思ひますので、ちよつと説明をしていただきたいと思います。

ます。

もう時間がなくなりましたから、質問をちょっと継続いたしますが、結局、償却はどれだけしているのでしょうか。

それからロイヤル興産、東亜企業の件、大蔵省は個々の件だからと言ってこの間答弁されませんでした、そういう態度が結果的に大光相互銀行になったのだということを私は申し上げておいたんですが、したがって、この大光相互銀行の問題、私は私が指摘し続けてきた大光相互銀行の問題と匹敵する、いや、それ以上にもっと重要だと思つてこの問題を取り上げ始めているんですが、どうも犯罪に当たる可能性がありません、これは、それをかばい続けるということに大蔵省がなりま

す、私は大光の二の舞になるだろうと思つて、税務調査じゃないのですから、不正があれば警察、検察にやっぱり私は告発をすべきだと思つて、その点をいまだどういうふうにか大蔵省は考へていないのか。

それから警察庁、私が指摘したのは先日、二十八日ですから余り日時がたつていませんが、その後調査がもし進んでいるのなら、中間報告をこの機会にしたいのだと思います。

○政府委員(米里君) 大生相互の九月決算の關係は、まだ私も掌握しておりません。恐らく、月の中旬から下旬にかけての総会までの間に最終的な報告があるかと思ひます。

この前御指摘のございましたロイヤル興産のお話でございますが、この前も申し上げましたように、ことしの六月から七月にかけて検査を大生相互についていたしたわけでございます。六月九日から七月十二日ということで、検査の日数といふのはあらかじめ機械的に決まっていますものではございません。ケース・バイ・ケースで判断いたしますが、実情に応じまして十分深度のある検査をやるといふことで検査を行ったわけでございます。検査の結果は、個別銀行の検査の問題でございますので、差し控えさせていただきますと思ひます。

ただ、ロイヤル興産とのいろいろ御指摘になりました点につきましては、もちろん検査の際にも一つの問題という意識を持って調べております。ロイヤル興産と大生相互の間に取引関係があることは事実のようでございます。ただ、いろいろの問題につきましては、検査の結果でも事実関係あるいは当事者がそのときどう考へたかというようないふことも含めまして、必ずしも明確でない点も残されております。

それから、さらにもう一言だけ申し上げますと、ロイヤル興産に対します大生相互銀行の御指摘のありましたケース、案件にかかる融資は、現在もうすでにすべて返済されておるといふことだけ申し上げて、あとは個別の問題でございますので、差し控えさせていただきます。

○政府委員(中平和水君) 先般の決算委員会の論議を踏まえまして、この問題について関心を持つように、関係の府県に指示をいたしているところでございます。

○和田静夫君 新しい事実関係、それじゃ後ほどの展開のためにちょっと申し上げておきます。大生相互銀行の飯能支店で秋本専務の実弟秋本雅生が経営する豊友総業、資本金五千万に、一億円を上回る担保の欠ける融資が行われておりました、焦げつきました。これは警察庁も内偵を始めて、秋本兄弟が弁済したということでありまして、この捜査結果と、飯能支店に疑わしい点が多いのであります。

週刊誌などによれば、名義貸しがあったといふことも書かれていますが、岸村商事、資本金一千万、それから峰電機、五百万、石井製作所、百万、飯能包装二百万などが名義貸しをやつて、四億ないし二十億という不正融資をやつたといふことでありますが、この件はどういうふうになつておりますか。

それから大蔵省、大生の一連の件及び経営内容について、もう少し正確な情報を少しお知らせ願えますか。別にこの平生で、たつてとは言いませんけれども。

○政府委員(米里君) 御指摘の点、いずれも個別の問題、特に検査の結果の問題になりますので、申しわけございませんが、当委員会では申し上げることを差し控えさせていただきますと思ひます。

○政府委員(中平和水君) ただいまの問題につきましては、私も報告を受けていない状況でございます。ただ、若干の関連情報といたしましては一、二ございますが、この席では答弁を控えたいと思ひます。

○和田静夫君 大臣、残されたわずかな時間で大臣の発言に関連をして二、三お聞きをしておきますが、一般消費税について、本会議を通じて衆参両院いろいろ論議がございましたが、大臣はどうお考えになつておられるんですか。方針を待つておられるのでしょうか。本年度導入は見送られましたか、それ以降についてどういう姿勢でおりますか。

○国務大臣(竹下登君) 私の発言が、各種の報道の中で非常な整理されていらないような表現になっております。ことほどさように、私もこれに対しては、自分の考え方を明確に述べた今日詰めた考えを持っておりません。

五十五年度分はすでに何回かお答えいたしましたので省略するとして、五十六年度以降の問題につきましては、どうしても新たな負担を国民の皆様方にお願ひしなければならぬという状態になりましたら、当然これも検討しなければならぬ。そうすれば、私はかねて申し上げておりますのは、まず直接税と間接税の問題をどうするか、あるいは税目とや対应的に申し上げますならば、所得税と消費税のあるべき姿をどうするか、その中でまた消費税と言へば個別的消費税と一般的消費税とでも申しましょうか、私も整理するためにいろいろ勉強してみますと、いわゆる使われた一般消費税といふものは、財政学の中の一つの体系として位置づけられておるとも見える言葉でございます。しかし、いわゆる先般政府が新たなる税制といふもので準備を進めたものを称して

ていわゆる一般消費税と仮に申すいたしますならば、それも初めから検討の外に置くという問題ではない。

したがって、検討の対象になるべきものではございますが、私はその手法によつて財政再建を図るべきかどうかというようなことを、すべてを総合してこれから検討していく問題であつて、にわかには五十五年はやめましたか五十六年はやりますというふうな態度で取り組むべきものではないと、そういうふうな考へておるところであります。

○和田静夫君 そうしますと、この新経済社会七カ年計画は、一般消費税の導入を繰り込んで策定しているように思われますね。財政当局はこの計画をまだ前提とした上で予算編成、財政運営に当たつておられるのでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) この経済社会七カ年計画といふものは、私も、これが策定される段階でまた衆議院の予算委員長をしておりまして、いろいろな角度から参画をいたしました。そこには確かに、新たな国民の負担を前提に置いた一つの計画であるということはお説のとおりであります。

しかしながら、たとえば、その中で抜き出しますところの公共事業の二百四十兆という問題が、されば昭和六十年までの予算編成の中でどのような指標としてこれをなされるべきかというふうなことにつきましては、やはり今日経済企画庁が中心になつておつくりになったものでありますから、これがすでに形骸化したものであるという認識にはまだ立っておりません。

ただ、およそ緩急の度合いといふものがあるといふふうな認識で、全く外に置いてはおりませんもの、五十五年度の予算編成に際しましては、少なくとも緩急という言葉を使えば急の方でございますが、緩の形の中で個別的に編成作業を行つていくということにならざるを得ぬではなからうかと思つております。

○和田静夫君 一般消費税の導入を断念をされた

その場合に、計画の修正はされるか。

それからもう一つは、財政収支試算も当然修正の必要が出てくるんじゃないか、これは。

○国務大臣(竹下登君) いまのところ、経済社会七カ年計画を修正するという結論には達していません。

それから、財政収支試算の問題につきましましては、まさに機械的に一つの手がかりとしてお示したものでありますので、あくまでもあれは試算であつて、新しい段階でまたそれはつくり直すべきであつて、固定した一つの資料として存在するというようなものではないというふうに理解をいたしております。

○鈴木一弘君 歳出の削減についての蔵大の考え方からまず聞きたいんですが、財政再建ということが、国民の理解を得ている大分共通の声になっておりますけれども、それは結局、国債費がございまして、そういう国債費の増大による財政の硬直化とか、財政インフレのおそれとか、国債の発行によって後の世代に対する過大な負担がふえてくる、こういうことを避けようというところから、財政再建ということに国民の理解ができていんじゃないかと思ひます。

それで、政府が財政再建を現在最大の課題とし、緊急の課題としていっているという理由の一つには、こういう国債等が債券市場のもとでは消化が非常に困難だということだろうと思ひます。

このことについては後から質問をしていきたいと思ひますが、十一月二十四日に読売新聞が財政再建の全国世論調査というのを発表しております。これに基づいて見ますと、財政を再建するには行政の改革と不公平税制の是正だということを要求する声が圧倒的に多い。そこで行政改革、つまり歳出面のことになるわけですね。この問題について、蔵大としては行政運営面からどういうふうな改革していくのか、その歳出削減の方策というものをまず伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 行政改革というものにつきましては、行政改革推進本部というものが政府内部にもございまして、いまその計画の策定というようなことを本年中に行うということで、鋭意作業が進められておるところであります。

これにつきましての方針は、およそ、まず特殊法人、公社、事業団体等の統廃合の問題、あるいは地方支分部局の整理の問題、もとより忠実に人員削減は実行していくという問題、そして直接われわれの方にございまして問題といたしましては、補助金等の整理という大きなことが大きな柱となつておるところであります。

したがしまして、私もいたしましては、財政面からの行政改革に取り組む姿勢といたしましては、補助金等の整理を進めていくことはもとよりでございますし、また既定経費についても既存の制度、慣行にとらわれることなく根底から見直しを行つて、その削減合理化を図つて、そして新規事業というものについては、まさに緊急やむを得ざるものに限つてこれを認めるという姿勢で取り組んでいく、こういうことにならうかと思ひます。

ただ、特にこの補助金整理の問題につきましましては、御承知のとおり、総予算の中の三分の一が補助金でございます。そして法定されたものがおよそ八〇%であり、地方の事業に補助するものがまた別の角度から見ると八〇%であり、そして教育、福祉、公共事業というものをとってみると、またこれがおおむね八〇%になつておる。その中では、これは委員御承知のように、たとえて申しますならば、生活保護でございますとかそういうようなもので、一律削減するなということはとてもなじまないものもございまして。

したがつて、およそ三つの考え方を持っております。まずの第一は、五十五年度予算そのものの中で、すでにその目的を達成したもの等は当然のことでございますが、徹底的な削減合理化をやつていく。そして次は、いわゆるサンセット方式でも申しましようか、奨励的な意味を持つものも

そのおよそ終期を定めてこれに臨んでいく、そういうようなことと、さらには運営費とかあるいは事業委託費などで、考えようによつては一律削減の対象になるものは、またそういう姿勢で臨んでいくというように、このように御理解をいたしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 補助金の整理の問題で、いま詳しくお話をいただきました。確かに三分の一以上というところでありますし、歳出のうちかなりの分を占めておる。しかし、補助金のうちの八五%がいわゆる高度成長期というときにつくられてきた法律補助ですね。現在安定期に入つていくわけですから、本来ならば私は一つの考えとして、そういう補助金のいわゆる法律、あるいは財政法それ自体から始まりまして、高度成長期のときにつくられた法制というものは一度改めるべきだろうと思ひます。そういうものを全部やり直したい、いわゆる十二年前に奇跡の財政再建をなし遂げた西ドイツのようなことはできないだろうと、こう思ひます。

だから、その点で、いわゆる高度成長期につくられたこういう法律補助の問題について、法律それ自体というものを直していく必要があると思ひますけれども、その点をひとつ伺いたいと思ひます。どうでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 確かに、いま鈴木委員の御意見のとおり背景の中で立法されてきたものがございまして。したがしまして、いわゆる法律補助と言われるものについては、なかなかむづかしい問題ではございまして、個々の補助金等について何らかの方法で整理合理化の余地はないものか、法律補助の中でも個々の分については何らかの余地はないのかというので、いま切り込み作業を、まあよくサマーレビューと言われまうが、ある意味においてはサマーレビューからオクタムレビューになつて、ウインターレビューみたいな感じでいま鋭意作業をしておるといふ実態でございます。だから、御趣旨は非常によく理解で

きることでございますが、個々にわたつてそれはやらざるを得ないということでもあります。

○鈴木一弘君 これは大蔵省だけの問題じゃないと思ひますから、法律の改正ということになります。容易じゃないと思ひますけれども、まあそういう方向でないと思ひます。確かに、八五%がいわゆる法律補助で、残りの一五%が予算補助という感じがするから。

そうすると、いままでの蔵大の補助金の整理、こういうことに対しての発言、こういうのを見ていきますと、一番わかつてきたのはサンセット方式——先ほど言われたように、もう用がなくなつてしまつたものはやめてしまふという方式ですけれども、このサンセット方式は導入すると。

予算補助についてはこれはしやういさうと思ひますね、一つの目的が終つてしまふとすれば、もう予算をつけなさいといふわけですから。しかし、法律補助ということになる、果たして目的が達せられたのか達せられないのかわからない。達せられたと思つていても、法律が残つていけば自動的に出していくかきやならないという、先ほどはかなり強い御意見でサンセットのことも、法律補助も考えたいという考えがありましたけれども、私容易じゃないだらうと思ひます。

その点で、あいまのことよりも、よほど勇断をもつて抜本的に期限到来のたぎにやると。先ほどまあ終期を定めてというのことはこのことだろうと思ひますけれども、終期以前からも、もはや目的を達せられたと感ずるものについては、法律補助については早々まあ一括して補助金整理か何かの法律をつくつてやることがあるのじゃないかと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(竹下登君) この一括整理法でも申しましようか、私も昭和四十六年ぐらいにこれを考えたことがございました。官房長官をしておつた当時でございますが、ところが、今度は一括補助して、一つ一つを補助すべきものを全部法定していった場合、まあ膨大な——膨大なというより、数としては大変な数になつていくというよう

なことから、結局は当時は単なる議論倒れに終わったわけだ。

で、大蔵大臣になってみてからそれをさらに考えてみますと、やっぱり一番よくできたのは昭和二十九年の一兆円予算のときであります。ただ、なぜできたかというのを考えてみますと、地方交付税という新しい制度ができたために、国と地方の区分とかいろいろの問題で一括して御議論をいただける、そういう環境ができたわけでございます。今度はそういう意味においてはなかなかむずかしい点がございますけれども、しかし、私も半ば執念と言ふと表現がおかしいのであります。が、どの程度のものでその一括の中へ入るものか、とにかく一本、二本——たった二本で一括というわけにもいきませんし、洗えるだけ洗ってみるというので、本当にむずかしい問題ですが、めどは立っておりませんけれども、作業は進めておるといふことは申し上げることができると思っています。

○鈴木一弘君 そうすると、予算編成に伴って予算が確定をしてくると、そういう補助金を含んでいる法律を改正するという作業が出てきますね。これはかなりの数上がつてくるだろうと、こういう予想をしてよろしいですか。

○国務大臣(竹下登君) 法律で、法律改正を必要とするものがかなりの数上がつてくるであろうという表現には、そのとおりでありますとお答えする状態にございませぬ、まだ、どれだけのものがその対象になるのか検討中でございますので。

○鈴木一弘君 まあ、可能性があるということでは伺っております。

その次に、具体的なことは後にしますけれども、国鉄とか健康保険、米といういわゆる三K赤字の解消についてですけれども、一番財政負担に当たっているのはこの三Kだと思ふんです。この解消の具体策、当然大蔵省として予算編成に臨むに当たって各省と折衝しなければならぬ。

何にも大蔵省側に考えがなくてぶつかるわけにもいかないだろうと思ふんです。協議もできない

と思ひますが、いわゆる食糧の赤字と稲作の減反問題、これなんかいままでのところでは大変な難問になっている。それから米の需給均衡の問題について、それから米価を一体どう決定すべきか。今回は消費者米価を上げざるを得ないというのが大蔵省の考え方の方にあるのでありますけれども、米価決定の問題、それから医療制度のあり方の方の問題、特に老人医療問題について、どうも老人医療の無料化については大蔵省としてはこれは患者一部負担ということを考えるということ、財政審にも出し、財政審も大體基本的な了解を得たというふうな報道されておりますけれども、これなんかはかなり大きな問題になってくる。

特に、国民健康保険を初めあいう保険なんかをはつきりさせて再建させていくには、老人医療制度を別の保険立てにしないとこれは無理だろうという感じがいたしております。その点に各保険の方からお金を出していくという援助の仕方がございませぬけれども、そういうように持っていくこととしていくのか、そういうこと。薬価基準の問題等もあります。それから、国鉄の新幹線構想についての新幹線の建設ストップの問題、赤字路線の運営のこと、こういうふうないろいろな問題があるわけでありませぬけれども、こういうことについて、ひとつ大蔵大臣としての具体的な所見を伺いたいんです。

○国務大臣(竹下登君) いま、かなり具体的な問題になりますので、吉野次長からお答えいたしますことをお許しただきたいと思ひます。

○政府委員(吉野良彦君) ただいまの三Kの問題でございませぬが、まず第一点の国鉄の問題から申し上げたいと存じます。

国鉄の問題は、先生御承知のように、五十四年度末にすでに六兆円という累積赤字というふうな現状になっております。この国鉄財政再建問題につきましましては、すでに五十二年の十二月に閣議了解がございまして、五十四年度中に新しい再建対策を確立していこうということになってございま

す。

この新しい再建対策につきましては、本年の夏、いわゆるサマーレビュー以来、運輸省あるいは国鉄等と熱心な協議を続けていたわけでございますが、私も財政当局の立場からの基本的な考え方といたしましては、やはり国鉄自身の経営構造を基本的に改革をしていくということは必要であらう。これがございませぬと、結局、国の助成が何らかの形で漫然と続いていくというようなことでは、やはり問題の根本的な解決にはならないのではないかと。

そういう意味におきまして、基本的には国鉄のいわゆる要員の問題、どうやって合理化ができるか、あるいは可能か、それからまた運賃収入をどうやって確保していくか。それからまた、いわゆる赤字路線と言われております地方交通線を具体的にどうやって整理縮小をしていくべきかといった非常にたくさん問題があるわけでございますが、いずれにいたしましても厳しい財政状況でございませぬから、特に三K問題の一つでもございませぬので厳しい態度で臨んでいきたいということ、鋭意、五十五年の予算編成の過程でも現在運輸省、国鉄等と議論を重ねているというのが現状でございます。

それから次に、お米の食糧の問題でございませぬが、これも大変な米の基本的な過剰基調のもとで大きな問題を抱えているわけでございますが、先生御承知のように、まず価格の問題につきましましては、五十四年度の生産者米価の決定の際に、ともかくもその水準をいわば二年連続据え置きということで決定をさせていただいたわけでございますが、この価格を単に据え置くのみにとどまらず、決定に際しましては価格の品質格差を導入いたしまして、価格の面での合理化にも第一歩を踏み込んだというふうに考えているわけでございます。しかし、もちろんこれにとどまるわけではございませぬで、別途、これも御承知のとおり、食糧そのものの赤字もさることながら、いわゆる水田利用再編対策ということでいわゆる転作の推進をい

たしておるわけでございますが、転作の推進をすればするほど、財政面から見ますと、かえってまた赤字がそれに比例してふえていくというような問題もございませぬ。

そこで、私もこれは農林水産省と先般来いろいろ議論をいたしておりますが、転作奨励の進め方につきましても、推進すればするほどいわば比例的に財政負担がふえていくようなことでは困る。ですから、いまの転作奨励の基本的な仕組み自体も抜本的に考え直してもらいたいということ、農林水産省に臨んでいるわけでございます。

それからまた価格の問題、御存じのように、依然としてまだお米につきましましては売買取手が二%程度残っております。そこで、私も財政の立場から申しますと、何とてでもいわゆる消費者米価、米の売り渡し価格の引き上げをお願いをいたしまして、少しでもこの売買取手の解消を進めていきたい、かように考えているわけでございます。

それから最後に、いわゆる健保の問題でございませぬ。これも御承知のとおり、健保の問題につきましましては、すでにその第一歩といたしまして健康保険法の改正案を国会にお出しをいたしましてお願いをいたしているわけでございますが、まず第一歩といたしまして、この健保法の改正案を早く成立させていただくことを私も強く期待をいたしているわけでございますが、しかし、いわゆる医療問題と申しますか、この問題はひとり健保だけの問題ではございませぬで、先ほど御指摘ございましたように、国民健康保険やそれからまた老人医療のあり方につきましても、私も問題があると思ひます。給付の水準が果たして適正かどうか、そうしてそれに要する費用の負担がもう少し適正な、あるいは合理的なものにならないかというふうな基本問題までさかのぼって、これも厚生省等と議論を進めているというふうな状況でございませぬ。

○鈴木一弘君 大臣、これは基本的な問題がありまして、大體細かいことはわかってきたんですけ

れども、ひとつお伺いしておきたいのは、国鉄運賃は上げるとか上げないのかということが一つある。それから、消費者米価についてはいま上げたというところが出てきた。これはわかりました。それからもう一つは、老人医療について、負担がどうのこうのということがございましたけれども、これは無料化をやめるといふ、いわゆる福祉後退という線じゃないかと思うんです。教科書の無償もやめたい、それから児童手当の第三子以下は切り捨てたい、それから老人医療費の患者一部負担を復活したいという三つの問題があるわけでしょう。こういう福祉後退ということが出てきている。これは全部見てみれば、現在の日本の国の福祉というのが十分についている国家というように大臣は認識しているのか、大蔵省はそういう認識なのかというのを疑いたくなるわけです。

その点で、いまの三つの問題、値上げの問題が二つあります。それから福祉の後退の問題であります。大臣としては理解はどうか、お伺いしたい。

○国務大臣(竹下登君) 福祉というものが、政策遂行の上あるいは国民生活の上で大切な課題であるというところは申すまでもないことであります。そうしてまた、社会保障制度は、制度的には国際的に見ても遜色のない水準に達しておると私どもは理解しておりますが、これからますます高齢化社会になりまして、現行の給付水準を維持するだけでも大変な問題だということになりますと、そこには費用負担が大幅に増大していくことが予測をされるということになりますと、やはりその制度の問題あるいは給付と負担の公平化というような問題を着実に進めていかなければ、将来に対応していけないという考え方は持たざるを得ないと思うのであります。

そこで、御指摘の五十五年度の予算編成に当たってということでございますが、基本的に国民福祉というものに配慮しながら、制度、施策の適正化を検討しながら、そしてまた具体的に老人医療、児童手当、教科書無償というような問題の御

指摘がございましたが、財政制度審議会でございますとか、あるいはまた、別の厚生省なり文部省の審議会ないしそれに類似するもの等のいろいろな意見が出ておりますので、それらの意見に耳を傾けながらこれに対応してまいりたい。

したがって、私は福祉というものを後退させようという基本的な福祉というものが大事だという認識がございまして、事福祉と名のつくものは全部例外にして予算編成に臨むべき問題ではない、そういうふうに御理解いただければ幸いです。

○鈴木一弘君 福祉聖域論ではないということはわかります。しかし、目玉になってくるのは、やはり老人医療の無料とか児童手当とか教科書無償という教科書無償などは憲法二十六条に示されている精神から来ているとすし、ベトナムよりも後から児童手当ができたという日本はお国でございまして、話にならないぐらいそういう点ではおいていただけない、やはり児童手当も三子でとめておくとか四子にするとかということはあるかもしれないけれども、これは削っていくという行き方については私はどうも納得ができません。

人口の中で五割がお年寄りだけれども、お年寄りの方が病院を一七割占領しているから困るなんというふうなそういう変な物の考え方があって、老人医療の無料ということについて歯どめをかけようというふうな考え方はこれは賛成できない。この点は、ひとつよくわかっておいていただきたいと思います。

それから、いわゆる国鉄の値上げの問題はどうなりますか、運賃値上げについては。

○国務大臣(竹下登君) これは吉野次長からお答えいたします。

○政府委員(吉野良彦君) 国鉄運賃の問題でございますが、具体的にはいま五十五年度予算編成作業の一環といたしまして、どの程度の自己努力で再建が進められるかどうかを含めて検討いたしておりますが、私どもやはり場合にによりましては、再び国鉄運賃の値上げをお願いをせざるを得ない

場面になり得るかというふうな、目下のところの感じはそんなところでございます。

○鈴木一弘君 何々ぐらいい。

○政府委員(吉野良彦君) 大変恐縮でございますが、ただいままだ具体的に何々程度というふうな申し上げられるほど計数的に作業が詰まっております。

○鈴木一弘君 五十五年度予算の骨格、増税、こういうことについて伺いたいたのですが、サマリーレビューを大蔵省がやられて、そして十一月三十日に五十五年度予算の骨格を閣議に報告するといふような積極的な姿勢が出てくる。この報告を見ると、ケースA、Bと二つになっております。

ケースAでは税制改正をやらぬ。自然増収の四兆五千億円を見込んで国債を一兆円減額したとか、とにかく表を見ながらじゃないから数字を間違えるかもしれないけれども、そうして歳入増三兆五千億円のうち国債費と地方交付税の増加分が二兆四千億円ということになるから、一般の歳出は一兆一千億円の増しか期待できないというふうな、現実的には三・九%ですが、非常に厳しいそういう歳出の構造ということになっておる。

これに対してケースBの方は、増収分を五兆三千五百億円と、こう見込んでおります。増収増ですね、全体の増収増が。その中に新規の増収分が八千四百億円と、こうなっておるわけですね。その増収分が税の増収の中に含まれておるわけですね。

だから、この間の総選挙で、一般消費税については五十五年度中はどうとう実施を断念せざるを得ないというように、国民に全面的に総選挙の結果では否定されているわけです。だから、そこで大幅増税はできないと、こうなると、ケースBによるいわゆる八千億円の増税というのを企図しているというふうな思わざるを得ないわけですね。言うのは、A案が非常に厳しくて、恐らく実行がでないんじゃないかという感じがします。そうすると、A、Bと示しているけれども、実際はBとい

うことだろうと私は見ます。

世論調査では、依然として増税による財政再建には難色を示している。そうすると、仮に増税を行うとしても、不公平税制の是正ということであれば文句はないけれども、大衆課税には反対というのが非常に非常に国民の声として強いわけでございますが、そうすると、この八千四百億円という一体増税の対象はどういうところになってくるんだらうかということが考えられるわけです。どこへ行ってしまうんだらうか。その点は、具体的に八千四百億円というものを考えたときに、どうやって取ろうかというのを考えなしに私はまさか計算したのじゃないだろうと思うんですね。具体的には一体どういうふうになさうとなさうしているのか、伺いたい。

○国務大臣(竹下登君) いま鈴木委員御指摘でございますが、このいわゆる予算の骨格というふうなお言葉でございまして、A案、B案をお示しいたしましたものは閣議了解をいたしましたものでございまして、けれども、「五十五年度財政事情の試算」と、こういう言葉を正確には使っておるわけでありまして、したがって、ただいまA案についてのお話でございますが、いま予想される来年度の自然増収というものを四兆円から四兆五千億円、こう申しておりますが、その上限を使ってみまして、そしてこのいわゆる新たな負担というものが全くない場合に、まずなからうとあろうと、一兆円は国債の減額をいたします。そうして、それを今度は支出の面で考えてみた場合には、いま委員御指摘のとおり、国債費と地方交付税というまさに当然増経費がこれだけかかります。そうすると、一般歳出というものは、差し引くと一兆一千四百億円しか残りません。こういうのがA案でございます。

B案の方は、いま若干誤解があるかと思うのでございますが、今度は、他は別といたしまして、収入の方は一兆円の減額はこれはもう大前提に考えて、支出の方でおよそ当然増経費というものを

一

が、先ほど来議論がございました義務教育——いわゆる第二次ベビーブームのようなものがちょうど到来したときでございますので、義務教育費国庫負担等のまさに当然増とかいうようなものを等を全部足してみますと、およそこの一兆七千億円が当然増のものとして必要ではなからうか。そうなる、逆に今度計算いたしました、いま御指摘になりましたその場合は、税収の場合で八千二百五十億円を賄わなければならないという結果になりますと、こう申しておるわけでございます。したがって、八千二百五十億円というものを増税のめどとして考えたものではなく、一兆七千億円を確保するためにはまさに八千二百五十億円の負担増が必要でありますという説明でこのB案を出したわけです。

したがって、われわれとして申し上げて申上げますならば、だから当然増と言われる一兆七千億円も、いろいろ洗い直しをしなければならぬというのを申し上げておるわけでございまして、結局ある程度の当然増経費につきましてもそれなりにいろいろ峻厳な査定をいたしまして、そうして結局できるだけ、トータルでいたしますならば、これは四十三兆百億と四十二兆一千七百億と、こうなっておりますが、結果としてはBとAの間に位し、財政当局としてはAに近づける努力をして、お互い知恵を出し合ったり工夫をしたりして各省の理解と協力を得ていかなきゃならぬ、こういうことでございます。

○鈴木一弘君 そのAとBの間にしても、やはり増税分が出てくると私は思ふんです。いまの大蔵大臣の答弁は、話をトンネルのどちら側から、入り口から話をするのと出口から話をする差みたいなものです。結局、八千二百五十億円なら八千二百五十億円のお金が足りないということがB案です。

それならそれで、こうこうこういうふうにしてその金はつくり出さなきゃならないというものがなきゃならないでしょうというわけです。その中間で、半分で四千億円程度になったとするなら、

その四千億円の増収分というのは、増税分というのは一体どうするのかということになるわけなんです。その点の答えを聞きたいんです。

○国務大臣(竹下登君) 重ねて申し上げるわけでございますが、八千二百五十億円の増税というのは、実問題としてわれわれいま期待できる状態にない。したがって、何としてもA案の方へ近づける努力をするわけでございますが、そこで安易に流れてはいけないうえに、一兆円の国債減額というものをまず閣議了解をもらって、そうしてこれからは、さすればどういふところからその財源を見出すかということになりますと、まず歳出の徹底的な削減合理化ということを図って、その上でお願いしなければならぬという問題になりますと、まずはやっぱり租税特別措置につきまして抜本的な整理合理化を推進していこうということ、いま税制調査会等で作業を進めていただいております。

それで、税負担の引き上げをお願いする必要があるという問題になりましたら、いまそれはどの税目をもつて充てますと、いわゆる一般消費税ではございせんが、どの税目をもつて充てますということができるような段階ではいまいし、ないということでございます。

○鈴木一弘君 先ほどの大蔵大臣の発言のプリンの中に「公共事業等の執行について」とありまして「細心の注意を払いつつ機動的に対処する」と、こうあります。これは伸び率がゼロになるということではないということなのか、やっぱり伸び率はゼロということなのか、そこをちょっとひとつ、簡単に結構です。

○国務大臣(竹下登君) 委員長、一つだけ訂正させていただきます。私の計算違いで、八千二百五十億八千二百五十億と言っておりましたが、八千四百億でございしたので、それをまず訂正させていただきます。いま、公共事業の問題でございしますが、いま公共事業そのものをいわゆる景気の下支えにする

いうような財政力はございません。したがって、伸び率ゼロという表現が——いかなる表現が適切かは別といたしまして、せいぜい今年度並みというふうな形でお願するしかないではないかというふうな考えでございます。

○鈴木一弘君 私、ここでひとつ伺っておきたいんですが、先ほど銀行の問題が出ておりましたので、それに関連するのと、補助金のことについて伺いたんですが、福島交通公社の問題でございすけれども、この財務の実態について前回北東公庫のことで私は伺いました。

福島交通の問題でございすけれども、とにかく財務の実態を調べてみてびっくりしたのは、借入金と長短合わせまして、四十八年九月の決算で百億円、五十二年九月の決算で五百億円、そして五十二年九月の決算で四百七十億円というふうな問題があるわけです。それに対して貸付金が百回で二百二十億円、百四回で三百十億円、百五回の決算で三百六十億円、その他の投資が百四回の五十二年九月の決算で八十億円、百五回の五十二年九月の決算で二十億円というふうなございす。これは有価証券の報告書等から調べれば簡単に出てくるんですけども、こういうふうに百五回の五十二年九月の決算期におきまして、資本金十三億五千万円という会社ですね、その会社に借入金と四百七十億円あるわけです。そうして、貸付金が三百六十億円。借入金の約八〇%が——正確には七六・五%ですけれども、いわゆるほかの会社に貸し出されているわけです。

こういうふうになって、しかもその貸付金の中に多額の未収益金、いわゆる貸付金利息の利息に対する未収がありまして、これが四十八年九月の決算期では十四億円、四十九年九月二十六億円、五十年九月の決算で四十三億円、五十一年九月の決算で六十五億円、五十二年九月の決算で九十五億円となっております。五十二年九月は貸付金の操作をやりまして、この未収が減になって十八億円というふうな状態を見て、私はどうもこの会社はバ

スの会社なのか、それとも金融会社なのかかわからないというふうな感じがしないわけにはいかなうなってくるわけです。これに対して、日本債券信用銀行、もとの不動産銀行でございすが、ここから福島交通に対しては多額の融資が四十六年六月以来ずっとされておりましたけれども、五十二年九月二十九日現在で抵当権設定件数が四十四件、三百五十六万六千円、抵当権抹消件数が五十二年九月二十九日現在で六件で十億円ということで、常時三百億円程度の融資をしている。こういうことが私はどうも融資態度としていいんだらうかと。とにかく、年収で百二十億円の会社に対して一つの銀行の融資として常時三百億円程度出ているというところは、正常な融資じゃないというふうな思わざるを得ないわけです。この点についての考えが一つ。

それから、昭和五十二年八月三十一日に一挙に百七十億円を突如として融資している。これについてこれは本当かどうか。それから、融資の目的が何だったのか、どこへどうなったのかかわらないというところがございすので、この点について伺いたいのが第二点。

それからもう一つは、この補助金の問題が先ほどから出ておりましたけれども、福島・郡山両自動車交通事業財団というのに対して国庫補助金が出ております。それは車の年齢が五年以上のものを対象としているのにかかわらず、購入後一、二年で主として過疎地のバスを売却しちゃっているというふうな事実がありまして、何か補助金の使い方がおかしいんじゃないかという疑惑が私どものところへ届いております。

そこで、いまの質問にまず答えていただきたいのと、この百七十億円の担保物件の一覧表、地方バス路線維持費補助金要綱に基づく必要な書類、この二点のひとつ資料をいただきたいと思うわけです。だから、時間ありませんので、質問と要望と一緒にやっちゃったわけでございすけれども、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(米里想君) 日本債券信用銀行と福島交通の間の融資の問題につきましては、ことしの三月の予算委員会が御指摘になったということはわれわれよく承知しております。

この日本債券信用銀行の福島交通に対する融資が正常な融資かどうかという問題は、個別の取引の問題になりますので答弁を差し控えていただきますが、一般論といたしまして、私も問題のある融資、特に金融機関の損益にも影響するような融資については、検査あるいは行政指導を通じて厳しくチェック、指導をしているところでございます。

御指摘のようなかなり巨額の融資があることは事実でございますが、これ以上の答弁は差し控えてさせていただきますと思っております。

○政府委員(吉野良彦君) 先生御指摘の国庫補助金の件でございますが、ただいま具体的な内容、実情を承知いたしておりませんので、後刻御説明させていただきますと存じます。

○鈴木一弘君 先ほど資料要求を二ついたしました。

○委員長(世耕政隆君) 資料要求の件につきましては、どうぞ。

○政府委員(米里想君) 個別の融資の担保の問題でございますので、なかなか資料という形で提出するわけにはまいらないかと思いますが、検討してみたいと思います。

○鈴木一弘君 もう一つ運輸省に、地方バス路線維持費補助金要綱に基づく資料をいただきたいわけですが、その辺はどうですか。

○政府委員(吉野良彦君) 早速運輸省へ連絡をいたしまして、お出しできるものがございませうればお出しするようにいたします。

○委員長(世耕政隆君) 時間がありませんので、ひとつ結論にお入り願います。

○鈴木一弘君 非常に時間をオーバーして申しわけありませんけれども、とにかく担保の一覧が出せないという話ですけれども、転がしたり分けたら、そうしてやっているということが、いろんな

ことで私どもの方へ報告がございします。その点で非常に出せないということが残念なことで、答弁から伺っていると非常におかしなものがあるんじゃないか、金融の態度としては芳しくないようなそういう答弁だと承りましたので、それだけでも、この点については再度もう一度検討していただきたい。お願いします。

○佐藤昭夫君 鉄建公団やKDDなどの不正経理問題に端を発して、予算や財政投融資の査定権を握る大蔵官僚が、特殊法人や他官庁から公費による接待を受けていた事実が明るみに出て、これが今日大きな国民的批判の的になっているというところは、今次国会でもいろいろ議論をされてきている問題だと思っておりますが、この問題に関して幾つかお尋ねをいたしたいと思います。

大蔵省は、松下山房長をキャップとして綱紀総点検委員会をつくらせて、実情調査の結果と一定の処分を十月二十九日に発表いたしました。その発表によると、五十三年四月から五十四年七月の間、鉄建公団について大蔵省が接待を受けたのは百二十二件、三十数人、約百三十万円、ほとんどが社会常識の範囲内のものであるという発表になっているわけでありませうけれども、まずお尋ねをしますのは、鉄建公団に限定せず、大蔵省の幹部並びに職員が接待を受けておるその全貌について、その後も調査を続けているはずだと思っております。

ところが、本日質問に関係をして資料要求をいたしましたところ、このいま私が引用をいたしました鉄建公団百二十二件、約百三十万円というこのことと、しかもこれはいただいた資料の表現によりますと、五十三年度、五十四年度についてと。ところが、あの発表は五十四年七月までということでありませうから、この資料自身も非常に正確だと思っておりますが、ともかくこの鉄建公団の件数と接待を受けたその額の総額それだけと、それからもう一つは、十月十九日付の朝日新聞の記事については、経済企画庁のケースについてはそういう事実はないけれども、その他の十件のケースはおおよそそれとおりと、こういう資料をいた

だしているわけですが、これが発表になりましてもうすでに一カ月以上経過をしているわけでありませうけれども、その後も調査を続けているのか、それについてまだどこまで全貌が把握できているのか、その点についてまずお尋ねをいたします。

○国務大臣(竹下登君) 政府委員からお答えさせていただきます。

○政府委員(松下康雄君) 綱紀の総点検委員会におきまして調査をいたしましたわけでございますけれども、調査の範囲といたしましては、いまの鉄建公団の裏経理に関連いたします一連の問題がございします。これらにつきましては、ただいま御指摘がございましたような調査の事実を確認をいたしまして発表をいたしておりますところでございます。

そのほかに、一般的に高額接待の問題等で御指摘を受けている点がございします。これらにつきましては、私も、私どもも事実の明らかなものは一応関係者の事情も聞いておりますけれども、私どもの委員会での検討いたしましたところでは、それらの会合は個別に見ますというところ、まあ人事上の顔合わせ、あるいはこれに兼ねて行政上の意見交換をするというふうな、いわば儀礼的なものでございまして、個々には非常に過度な、あるいは問題とすべきだというふうな事案は見当たらないかと存ずるものでございます。

ただ、私も、この問題が起りまして以後、虚心に反省をいたしまして、財政当局としてこの財政難の時期におきまして、やはりみずから身を律することがもっともと厳格でなければならぬ。従来、社会常識と考えられておりましたような種類の会食等も含めまして、今後に対しましては原則としてこれを一切行わないということと、姿勢を正す必要があると判断をいたしましたわけでございます。

そのために、私どもは鉄建公団におきましては七人の職員の処分をいたし、またその他の種々の接待関係につきましては、個々の参加した人たちについては、ただいま申し上げましたような事

情でございしますから、特段の処分をいたしてございませぬ。しかし、これらの会食等あるいは接待に對して、大蔵省の職員として示すべき姿勢を厳格に示すことを怠っておったということで、官房の幹部につきまして処分をいたした次第でございます。

私もといたしましては、今後に対して姿勢を正し、このような関係者間の接待、会食というふうなことは行わないという方針を厳格に守っていくということと、この問題に對してお答えをいたしたいと存じております。

○佐藤昭夫君 ただいま長い御答弁をなさったわけですが、いろいろ調べてみたけれども社会的常識の範囲内がほとんどだという言い方でありませうけれども、その問題はまた論ずるまいとしまして、まずこの全貌を、その後の調査をして、大蔵省の幹部職員が鉄建公団に限らず接待を受けたという件数ですね、件数は総数何件あるのか。調査をやっていると言われているんですから、何件あるんですか。

○政府委員(松下康雄君) ただいま申し上げましたように、鉄建公団の関係以外の問題につきましては、その個々の内容はともかくといたしまして、これを全体として見て姿勢を正すという対処をいたしておりますのでございします。個別に職員についての会食関係をこれ以上具体的に調査を行うというところはいたしていません。

○佐藤昭夫君 それでは説明にならぬじゃないですか。いろいろやっていますけれども、大したことはありませぬと言います。なら、何件件数があつたのか。そういう接待を受けたのは何件件数があつたのかという数字が、ここで明らかにできないわけでしょう。この鉄建公団について百二十二件、約百三十万円と言っているけれども、この大蔵省もお認めになっておる鉄建公団の関係、経済企画庁との関係の問題は否定をなさっているけれども、少なくとも高級料亭大野を使つて行われた接待十件、そのうち鉄建公団のものが二件ありますね。この二件で、大蔵省が接待を受けたために使

われた費用というのはどれぐらいだと考えていますか。社会的常識の範囲内のものでしょうか。

○政府委員(松下康雄君) この接待の金額につきましては、実は会食を受ける側の者が承知できないような事情もございますので、いろいろと接待につきましての相手方の顔ぶれでありますとか、あるいはその会合の目的でございますとか、あるいは回数でございますとか、そういうものを総合的に個人に判断をさせて、お受けをするかどうかということを決めさせておりましたのがこれまでの実情でございます。

私どもは、ただいま申し上げましたように、しかしそれは適当でない、また、やはりこの内容につきましても、非常に華美にわたるようなぜいたくなものというものはこの際認めてまいらねばならない、そういう反省のもとに立ちまして、ただいま申し上げましたような措置をとった次第でございます。

○佐藤昭夫君 大臣、お聞きになって、どういふふうに思われますか。この鉄建公団の關係について百二十二件、額にして約百三十万円だと言ふんですね。ところが、百二十二件のうちのわずか二件、大野を使って接待を受けておる。これについて少し計算をしてみただけですけれども、五十二年二月の十六日、人数十四人のうち大蔵省が六人、使われておる金額は三十九万五千九百四十五円、ですから頭割りでこれを割れば一人当たり約二万八千円。大蔵省はこの六倍ということになりますね。五十二年八月十七日、人数十四人、うち大蔵省六人、金額五十五万九千六百三十六円、一人当たりすると三万九千九百四十九円。ですから、大蔵省は掛ける六、合わせたらこの二件だけで四十万ぐらゐに使われている。

にもかかわらず、百二十二件鉄建公団でのそういう接待がございます、それでも額にしますと、まあせいぜい百三十万ぐらゐですということが、常識的に見て、そういうことかということまで直ちに納得が得られる話だろうか。もっと徹底して鉄建公団の問題についても、果たして実情はどうか

という深い点検がやられる必要があるんじゃないかという問題が一つ。

それから、鉄建公団以外のもっと全体として大蔵省が接待を受けておる全貌について、まず件数が幾らかと聞いてみたって、この件数もはっきりできない。こういう網紀総点検委員会、今次国会でも総理を初めとして大蔵大臣もたびたび徹底した網紀粛正を図りますというふうに表明をされているんだけれども、こういう大蔵省の現状で果たしていいと思われませんか。

○国務大臣(竹下登君) ちょっと先に官房長から。

○佐藤昭夫君 官房長、もうあなたいいです。

○政府委員(松下康雄君) 恐縮でございますが、事実關係につきまして私の説明が不十分でございますので、一つだけ申し上げますが、最初に申しました百二十二件、百三十万円は、これは鉄建公団が裏経理でつかせました資金の中から受けました会食の額でございます。実はその後、御指摘の二件につきましては、表の勘定で公式に接待というか会食をいたした分がございまして、それは以前にもお答えを申し上げたことがございまして、これも、この同じ期間におきまして公式の關係の合計は約百十万円でございます。

○佐藤昭夫君 これにプラスというのですか。

○政府委員(松下康雄君) 別のものでございます。いま最初に申し上げましたのは、裏の経理での会食の費用でございます。後から申し上げましたのは、表のものでございます。

○佐藤昭夫君 ですから、ということとは、百三十万円が裏経理から、それから公式の会計から百十万円が使われておるという意味ですね。

○政府委員(松下康雄君) さようでございます。

○佐藤昭夫君 大臣。

○国務大臣(竹下登君) 私も一応説明は受けておりますが、いまいわれる裏経理、いわゆる表経理ということからの答えと、委員がおっしゃいますのは、それ以上に例示なさしましたものが社会常識の範囲を超えるものじゃないか、だから網紀

粛正の立場から好ましくないとは思われないか、大臣の所見やいかんと、こういう角度じゃなからうかと思ひます。

で、裏、表の問題は別といたしまして、そういう反省から来て、結局、今後いかに儀礼的社会常識の範囲内といえども、その都度、各局でいえども、総務課長が責任者になるわけでございませうけれども、そうした会食への出席はまさにこれを慎むと、そして、本場に社会常識の範囲かどうかというのとは個人的に判断のできる問題でございますけれども、それも最終的には各局の総務課長のとこまで判断をゆだねると、そういう反省に基づいてそういうふうなことが決定されたというふうに理解をしております。

○佐藤昭夫君 いや、私が答弁を求めていますのは、その問題と同時に、全貌を全体として把握をするということ、単に鉄建公団との關係のこの問題点にメスを入れるということにとどまらず、あるいは朝日新聞で報道をされたからしうことなしにその問題については調べたということではなくて、もっと全体として振り返ってみて、大蔵省がいろいろ酒席の席に接待を受けておったという状況が全貌としてどういう状況であったか、それを踏まえた上で、全庁的にこの網紀粛正の徹底を図るという見地から、そういう問題をつかもうとしないんですかということをお願いしているわけなんです。

○国務大臣(竹下登君) 私も実は大蔵省におったことがないものでございまして、どのような形で全貌がつかめるかということになりますと、にわかには自信がございません。ただ、網紀粛正に臨む姿勢として、かくあるべきではないかという委員の御指摘の意味は十分理解できるところであります。具体的にどのようにしてやれるものかというのに対しては、自信がございませぬので、そのとおりにやりますと、こういうお答えをするだけの自信がないというふうに御理解をいただきたいと思います。

○佐藤昭夫君 私は、少し推定の計算をしてみた

んですけれども、大蔵省が接待を受けるのは、何も鉄建公団だけが特別の親密關係にあるというわけではなからうと思ひますね、これは公団について言えば同じような横並びの關係でありましよう。

ところで、先ほど来問題になっております朝日新聞の報道によりますと、五十三年の一月から九月の九カ月の間に大蔵省が接待を受けた件数は朝日報道では十一件、大蔵省がお認めになっておるのも十件、そのうち鉄建が二件だと、こういうことになっている。一方、大蔵省の発表で、鉄建だけについて五十二年四月から五十四年七月の十六カ月の間に百二十二件あったと言われております、額の大小を問いません、いまは百二十二件あった。

そうしますと、機械的にこれを、詳しい資料を御提示にならないから私は類推をするわけですが、これも、この率で推定をしていきますと、五十二年一月から五十四年七月の十九カ月の間に、全体では大蔵省が接待を受けている総件数は七百十五件ということになる。これは簡単な算術ですよ。このくらいの接待が全体としてやられているんじゃないかという、算術的疑惑が出てくるわけですね。いや、そんなことは断じてありませんよ、鉄建だけが特別に多いんですと言ふのだったら、そういう資料をお示しなさい。そうでない限り、七百十五件ぐらゐのそういう接待にのうのうと出て行っているんじゃないかという疑いがきわめて濃いです。

そういう点を、この国会なり国民の疑惑を解明をするために、全容についてきちっとせつかくの網紀総点検委員会というものをつくったのだから、そこでもっと徹底した実情調査をやつて、全貌はこういうこととございましてということを発表して、信頼の回復に努めるといふことをやっていかねばならないかという問題が一つ。

それからもう一つは、こういう全体としての接待を受けている中で、もちろん特殊法人とか事業団とか、こういうところから接待を受けるという

ことも問題ですよ。しかし、とりわけ問題なのは、同じ政府関係機関内で先ほどの大野の料亭を使つてというあれでも幾つか出てきますね。同じ政府関係省庁間で、大蔵省が接待を受けておるといふ事例が少なからずある。これは皆さん調べようと思つたらわかるはずでしょう、政府関係機関内だから、文部省の関係どうだ、厚生省の関係どうだと連絡を取り合つたら。

とにかく、一番親分の総理大臣が、徹底してひとつ事実をはつきりさせて網紀肅正を図りますという大号令をかけているんだから、いや総理、そんなこと言つたつてわしのところは資料は言わぬというようになことで謀反を起こすようなどこかの省でもあるものなら大変ですわな。これは調べる氣になつたら調べられる。そういうことを調べ始めていけるのか、今後調べようという氣はあるのか。まず最低、政府関係省庁間の接待の問題について、特に大蔵省サイドからは大蔵省がそういう接待を受けておるといふ件数について調べようという氣はあるのか。この二つについて。

○政府委員(松下康雄君) ただいまお答えをいたしましたように、会食、接待等につきましてはその内容も千差万別でございます。また、その経理の方法につきましても、それぞれ名前が出ておるものもあり、また名前が出ておらないものもあると思われまふ。そのような点で、私どもはいたしましても個別に問題がある、疑いがあると思われまふ鉄建公園等につきまして調査をいたしましては、個々の事例につきましても、責任云々といふことの処理をいたしますよりも、全体としてこのやうな会食を今後に行なつて行かないといふことと、過去のそれらの個別の事情に対する指導監督の責任を問うといふこと、この二つでこの問題に對してお答えをいたしておるところでございます。

したがいまして、私どもも今後この問題についての全体の調査を行うといふことは、これはきわめて困難なことであると思つております。

○佐藤昭夫君 今後はこういうものは一切やめるんだという方針を決められたといふことは、額の多少にかかわらず、やっぱり国の財政問題が厳しく問われておる今日、国民の信頼を回復するため、額の多少にかかわらずそういうものはひとつやめようという大方針を打ち立てたといふゆえんですわね、それが。片一方でそういうことを言いながら、果たして実情はどういうことになつておつたのかといふことを把握しなければ、どうやって戒め合つていくかといふことについてのめどがはつきりしないじゃないですか。

私は重ねて言うんですけれども、大臣、もう官房長を相手にして話をしておつても官僚的答弁に終始しておるんですけれども、繰り返し言つていますように、今度の国会でも、本会議、予算委員会でも一つの大きな議論の焦点になつてきた、総理大臣としてまたびびり言をしてこられたという立場から言つて、一つは今日までの——何も私は件数が十件、二十件ぐらゐの違ひが出る、そこで目くらまをしようといふことで申しておるわけじゃない。

大蔵省から資料として提出をされますのは鉄建公園の問題だけ、朝日新聞に出た料亭大野を使つたといふものだけと、これはもうしようことなしに出したといふことになつておる。こういうことでは、本場にひとつメスを入れようといふことで、国民は納得しないでしよう、こんなことで、だから、可能な限りひとつこの全貌をつかんで、国民の信頼を回復するためにそれも発表をして、こういう実情にありましたけれども、ひとつこれは改善をいたしますといふことを、はつきりさせる必要があるんじゃないかといふことが一つ。

それからもう一つは、特に政府関係の省庁間で大蔵省が接待を受けておるといふこの問題については、一遍十分メスを入れなくちゃいかぬ。特別その問題について、全貌を明らかにする必要があるといふことで申しているんです。大臣の答弁をいただきたい。

○国務大臣(竹下登君) 委員のおっしゃる意味は

私はよく理解できるのでございますが、まあ確かに推計七百何十回といふようなのは、予算規模とか、公社公園のたぐいが百十一ございませう。それらを推計しておつくりになつたものではなからうかと思ひます。が、私は、それは実際問題としてなかなかむづかしい問題じゃなからうかと、まず一つは思ひます。

それから、省対省でございます。これを私どもいまお互いに戒めておりますのは、言つてみれば予算に際しても調整の権限を大蔵省は持つてゐると。俗な言葉で言へば、査定される立場と査定する立場にあるといふようなことであります。だけに、なおこれは厳正に對応していかなきゃならぬ、それは政府全体の責任としてもまたそうである、こう理解しております。そういうふうに認識しております。

そこで、私は就任早々報告を聞きまして、いわゆる次官、官房長といふような監督責任にある者を、国家公務員法上に照らした処分をあえてしたといふことが全体の姿勢に對してのあらわれ方ではないか、こういうふうに私自身は感じました。

○佐藤昭夫君 依然としてはつきりしないんです。全貌をつかむ作業がなかなか困難さがあると云われまふけれども、政府関係省庁間のこれについては、ひとつつかもうという氣になればつかめはります。大蔵省だけが一生懸命網紀肅正をやろうといふわけじゃない。全体として各省庁がやろうといふわけじゃない。この話を突き合はせをしらら出てくるじゃないですか。政府関係省庁間の問題についてはむづかしいからつかめませんといふたやうな理屈は、断じて通らないと思ひます。双方のやつを突き合はせをしらら、はつきりするじゃないですか。

官房長、それならついでに聞きますけれども、大野の關係で厚生省、農林水産省、事例が出てきていますね。これはもう隠しておせない。そのほかにありませんか、一つも。大蔵省が他官庁から接待を受けた事例はありませんか。

○委員長(世耕政隆君) ちよつとお待ちください。

い。時間が来ておりますので、もうそろそろ結論にお入りください。

○佐藤昭夫君 もう終わります。

○政府委員(松下康雄君) 私どもも、ただいま御指摘を受けました件以外には全く事実がないといふふうには考へてはございません。ただ、申し上げましたように、それらの個々のもの、ことに官庁相互間のいろいろな会食等につきましては、それぞれの個々のケースを見ますといふと、一定のところと非常に回数が多いとか、あるいは非常に内容に問題があるとかといふことでなしに、人事異動後の顔合わせでありますとか、予算作成後の意見交換でありますとか、そういった趣旨のものをございませう。そこで、私どもはそれらを調べることをいたしておらないわけでありませう。

○佐藤昭夫君 もういいです、時間がありません。

いままで調べた範囲では見つかりませんと、こういう言い方ですけれども、昨日の公害委員会で、環境庁がしらえたその場合、大蔵省を含む他官庁、大蔵省がそこへ接待を受けている、そういうものを厚生省はやつていますといふことをはつきり言つてゐるんです。

だから、もうこれで午前部の質問は終わつて午後やりますが、こんなこと、昼の休みだけでも調べたらたくさんつかめるはずですからね。だめです。

○中村利次君 先日の大平総理の所信表明をお伺いいたしましたも、あるいはまた、本委員会冒頭の大蔵大臣の御発言をお伺いいたしましたも、これは当然政府として、あるいは国民課題として取り上げなきゃならぬこと、やらなきゃならぬことを述べておられるわけでありませうけれども、はなはだこれは失礼ですが、身の引き締まるやうな緊張感を全く覚えないうわけでありませう。

本当ならば、こういう大蔵大臣の発言の中にもございませう。どう経済のかじ取りをやつていくかといふ点について、これはもう国民も私ど

ももかなりの緊張感を覚えるようなものであるのが当然だろうと思いますけれども、それを感じないということとは、きわめて失礼でございますけれども、やっぱりおぎなひであると申し上げざるを得ないような中身ではないかと思うのですね。

たとえば、これは総理以下全閣議が財政の再建について、行革等について、あるいは公社公団、特殊法人、そういうものの整理統合、見直し等について、きわめて積極的な国民課題であり、これは大平内閣の目玉であるというとなえ方をしているらっしゃるんですね。ところが、たとえば予算の編成方針、まだ細かなところは私どもも国民も承知するところでありませんけれども、その姿勢を拝見すると、ちっとも私どもが緊張して受け取るようなものはないんで、結局これは行革も、あるいは公団公社、特殊法人等の整理統合も大山鳴動ネズミ一匹で、やっぱり五十五年度の予算編成後、

大蔵大臣の御発言にあつたような通り一遍のことであらうという失望感が残るということですね。

私は、質疑時間が非常に短いですから、これはやっぱり大臣の御認識を伺う程度できょうはがまんしなきゃならないと思うのですけれども、いろんな課題が、そういう意味から当面あると思います。たとえば、大臣の御発言の中にありました国際収支の問題を取り上げても、何か外貨がたまり過ぎて心配だとか、日米の貿易関係のとがめに対してどうするか、対E.C.関係の貿易をどうするかということ、ほんのこの間まではあでもないこでもないと言つて、外貨減らしたなんて言つていたけれども、日本の貿易収支は全くこれとはんでもない心配をしなければならぬ状態になつてきておる。なお原油の値上がりがこのまゝの状態が続いていきますと、国際収支の問題は、どうも私どもが認識する以上にきわめて深刻な状態になりかねないと思います。

ところが、たとえば貿易収支を悪化させ、それから円高の要因を日本政府がみずからつくっているのではないか。言葉をかえていえば、墓穴を掘るようなことをやっているのではないか。これは

大平内閣の認識は一体どうなんだという心配を、私どもは実は持っておるんです。

短い時間で集中的に申し上げますと、アメリカの経済政策の失敗あるいはエネルギー政策の失敗で、ドルは大変に信用を失墜して下落をいたしました。しかし、日本の円はそれ以上にどうも売り込まれておる。これは、やっぱり石油エネルギーに対して日本が一番弱いんだということが、投機を含めて円安の一番大きな原因になっておると思ふんですけれども、しかし大蔵大臣は、いや、それは通産省の所管だからおれのあれは関係ないよとおっしゃるかもしれませんけれども、たとえば IEA で決めた石油五%の節約あるいは当用買入い——スポット買いの問題にしましても、アメリカと日本はやつぱりスポット市場でなりふり構わず高値買いをしておるといふ批判を國際的に行っていたと思ふんです。

最近、通産省あたりがスポット買いについて商社あるいは石油各社等に対する姿勢を出しましたたけれども、これは私は、ああいうかつこうのいい姿勢を出していいというものではなくて、本当に実効を上げることをやっぱり実行しなきゃ、効果を上げなきゃならないと思うんですけど、私はなかなかこれは上げにくいのではないかと思うんですよ。スポット買いがいま石油輸入の二一％にはほとんど近いようでありますけれども、仮にこの二一％のスポット買いを——二十ドル高く買っているわけですからね。二十ドルぐらい高く買っている、それだけで外貨の流出が円に直すと一兆円ぐらい出ていくはずですよ。

これは国際収支を悪化させ、あるいはインフレにつながる、景気対策上ゆゆしい問題だと思わんのですけれども、私は石油の備蓄が百二日になったというのは結構なことだと思わんです。しかし、なりふり構わない高値買いをやり、OPECの値上げの要因をつくり、それから国際的な通貨問題、円問題を含めて悪影響を及ぼすようなそういうやり方が野放しされているのかどうか、これはやっぱり大蔵大臣としては、そういうものを含め

て、金融、財政、經濟にかかわりのあるような大平内閣の大黒柱としての役割りを果たしてもらわなきゃ困ると思うんですがね。

どうも大變範圍の広いあれで、受け取りにくくて恐縮ですけれども、こういういろんな深刻な課題に対して、大蔵大臣はどういう御認識をお持ちでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 広範にわたるお尋ねでございますが、まあ行革、なかなかずく私の立場で申しますならば、財政再建に取り組む姿勢に厳しさが映らない。一つは、やっぱり顔の問題もあると思うのであります。大平さんも私も余り顔が厳しくないという気がしておりますが、一生懸命にま厳しくしておるところであります。

が、しかし、いま財政再建の問題で考えておりますのは、先ほど来御議論いただきました「財政事情の試算」というもので、ことほどさように厳しい状態であります。しかし、私けさ調べてみますと、いわゆる公債依存度の一番高かったのは昭和二十年でございます。まさに終戦の年でございますが、あのときで四二％なんでございますね。当時は、言ってみれば、国も借金をし国民もまた非常に貧しかったかもしらぬ。しかし、いまはまさに四〇％近くなつて、当時の国民生活から見ればかなり違います。

が、しかし、それだけにおののこと、ここへの「財政事情の試算」というものをお示しして、どうしても借金は減すんですと、一兆円は減さしてください、そして、新しい負担を求めないでやろうと思えばこれだけの努力が必要であります。どうしても新しい負担を求めなければならぬとすれば、本当に国民の皆様方の協力をいただくなければなりません。こういう姿勢を打ち出して、この財政再建問題には取り組んでいこうということとであります。

したがって、五十五年度予算というもので、
上がりでも申しましょうか、その答案の中で、
ひとつ厳しさがどれだけ出たかと――顔の問題は
別といたしまして、御判断を賜れば幸いであると

いうふうに思います。

それから、特に行革等につきましては、確かに私ども先般もお会いました、民間労組の提言などはまさしく——いわゆる民間の自力によって拡大された経済です、ね、ことしなどは特に。それだけに、自分らがかつて骨を割った時代の体験に基づくものだから、まさに厳しい御提言を、これは総評、同盟を問わず、できております民間労組の御提言も承りました。だから、私どももそのような姿勢の中で対応していかなきやならぬと思います。

それから、多岐にわたりました貿易収支、これは確かに經常収支の問題ということになりますと、やはりこれが円安の動向の一番大きな原因であると思います。まあ幾らかは、イラン等の石油問題について少しナールパスになり過ぎた点もあろうかと思われますけれども。

したがって、私自身思い出してみましても、昭和四十六年にちょうど内閣官房長官をしておりました当時、初めてスミソニアンレートになり、そして初めてフロートしました。だが、あのフロートしたときには、少しでも介入しようというのと、それをダーティーフロートだと、こういうふうに当時は言われたわけですよ。しかし、その後大蔵省へ来て国際金融を見ますと、各国ともいま自国の通貨の安定ということになりますと、積極的介入をしております。だから、ダーティーとかんとかいいう言葉はもうないようなったと思つて私、差し支えないのじゃないか。

まあ少しでもそれが影響があるではなからうかというところで、先般いわゆる五項目の措置というものをやったのです。それがどれだけの影響があるかということを数字で言うわけには、これは国際的影響がございますから、もちろん言えないにいたしましたが、確かに一つの措置を行いました。

の原油の値上りの措置を、スポット買い等でむしろそういう環境を日本が醸成しているのじやないかと。佐々木通産大臣の言葉をかりますならば、スポット買いと言うのでございしますが、確かに私も、その後の通産省の手で打たれておる姿勢というものはそれなりに評価しておりますが、日本経済全体の中で、まさに日本の国際市場における行為が、みずからの自給自給をもたすような結果になることは極力戒めていかなければならぬ。そういう点では、委員と私は認識を一つにしております。

石油に弱い体質の日本経済です。しかし、幸いに民需によって拡大傾向に今日来て、雇用情勢もわずかながら伸びてきた。しかし、これだけの御売物価の値上げの中で、来年これがどういふふうに影響してくるかというように考えますと、本当に厳しい情勢であると思えますので、その認識の上に立って、経済、財政、金融、全般に対応していく。

非力にむちうってがんばりますので、御声援をお願いいたします。

○委員長(世耕政隆君) そろそろ時間が来ておりますので、結論にお入りいただきたいと思ひます。

○中村利次君 大臣、これで零細企業なんというのはもう質問時間はおしまいなんです。

いま大臣は風貌のことをおっしゃいましたけれども、これは決してマイナスじゃなくて、大臣の風貌なんというのは物すごいやっぱ政治家としてプラスになっていますよ。先ほど官房長官時代のことをおっしゃいましたけれども、私は大臣が佐藤内閣の官房長官時代、全く何かもうあしらわれたような経験を伺ったと思いました。

それだけに、たとえばいまお答えをいただきました財政の再建問題につきましても、おっしゃることは確かにそれは行革あるいは補助金の見直し、あるいは公社公団、特殊法人等は、もうびしり厳しく整理統合をやつて、出すものはもうびしりこれは厳しくやるんだとおっしゃつても、結

局はこの発言の最後の中にもあります、それでもどうにもならないものはやっぱり負担に御理解を賜らなければというの、えらいそこだけじゃクローズアップされている。政府の姿勢は、あれは姿勢としてやっているのであつて中身はないんだという、そういう国民の政治不信というか、そういうものを解消するところまではいかないと思ふんです。これはもう時間も過ぎましたから、お答えは結構です。

この次にまた、どうせ本委員会が大臣にはいろいろお気に召さないことも申し上げなければなりませんから、あと議論は後ほどに譲りたいと思ひます。

○委員長(世耕政隆君) 本日の調査はこの程度と午後二時まで休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後二時六分開会

○委員長(世耕政隆君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に日本銀行副総裁前川春雄君を参考人として出席を求めらることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(世耕政隆君) 外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を

御説明申し上げます。

政府は、最近における国際経済情勢及び開放経済を目指す我が国の基本的姿勢にかんがみ、対外取引を原則自由とする法制に改めるとともに、対外取引の一層の自由化と手続の簡素化を図ることとし、ここにこの法律案を提出した次第であります。

このような趣旨から外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を第八十七回国会及び第八十八回国会に提出したところでありますが、遺憾ながら成立を見るに至りませんでした。しかしながら、わが国の置かれていた国際的な立場等にかんがみ、この法律案を早期に成立させることが強く望まれるところでありますので、ここに外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案につきまして、その大要を申し上げます。

第一に、対外取引が自由に行われることを基本原則とする旨を法律の目的に規定することとしたしております。

第二は、資本取引の原則自由化であります。資本取引につきましては、現行の原則禁止のたてまを改め、特段の定めがある場合を除き、自由に行い得るものとすると、制限し得る資本取引の範囲及び要件を明確にするものとしたしております。すなわち、わが国の国際収支の均衡を維持することが困難になると、円相場急激な変動をもたらすことになると、またはわが国の金融・資本市場に悪影響を及ぼすことになるときは、このような事態に適切に対処するため、資本取引に対して制限を課することができることとしたしております。また、一定の貸し付け、証券の発行・募集等特定の資本取引について事前届け出制とすることとし、国際金融市場に悪影響を及ぼし、またはわが国の国際的信用を失うこととなるなど、一定の要件に該当する例外的なものに限り、その内容の変更の勧告等を行うことができるとこととしたしております。

第三は、役務取引等の原則自由化であります。すなわち、現行の原則禁止のたてまを改め、鉱産物の加工等ごく一部のものを除き、自由に行い得ることとしたしております。

第四は、対内直接投資等の原則自由化であります。すなわち、現行の外資に関する法律を廃止して外国為替及び外国貿易管理法に統合するとともに、対内直接投資等及び技術導入契約の締結等につきまして、現行の許可制を改め、事前届け出制とすることとしたしております。この場合におきまして、わが国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすようなもの等につきましては、その内容の変更の勧告等所要の措置を講じ得ることとしたしております。

第五は、支払い等の原則自由化であります。すなわち、支払いまたは支払いの受領につきまして、現行の原則禁止のたてまを改め、原則自由とすることとしたしておりますが、勘定の貸記又は借記等特殊な方法によるものにつきましては許可を要することとしたしております。このほか支払い手段等の輸出入及び債権回収義務についても原則として自由とすることとしたしております。

第六は、外国為替等審議会の設置であります。すなわち、外国為替及び対内直接投資等に関する重要事項を調査審議するため、大蔵省の付属機関として外国為替等審議会を置くこととしたしております。

以上、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容の大要を申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○勝又武一君 ただいま大臣から提案理由の御説明がありましたが、本改正法案が八十七、八十八国会と引き続いて行われるわけでありますが、二度国会に出る前、本法案が急速にクローズアップされ

てきた背景というのは一体何だったんでしょか。

○政府委員(加藤隆司君) ちょうどこの法律ができましたのが昭和二十四年、それから外資法が二十五年でございまして、その後、国際経済の進展、わが国経済の発展というようなものを背景にいたしまして、五十二年ごろからわが国の経済がさらに強くなったわけでございまして、その間に、御承知のような国際間におけるいろいろな問題が出てきたわけでございまして。

国際金融局といたしましては、その間、国力の進展に伴いまして自由化の方途を求めて、法律の範囲内でできるものを経常取引も資本取引も進めてきたわけでございまして、たまたまそういう時期に当たりまして、五十三年の一月に牛場・ストラウスの共同声明、あるいは三月のECとの間の議論、それから福田総理が日米サミットで行かれまして、国際協調の角度からの意図表明、あるいは本年の五月の大平総理のアメリカに行かれたときのわが国経済の開放体制を進めるというような意図表明、そういうような経緯があるわけでございまして。

○勝又武一君 お話のように、昨年の一月のころです、いわゆる貿易収支の黒字対策あるいは円高対策、そういうことがやはり一番そのときの背景であったというように私は思うんですが、現状はそれとちよと逆になっているんじゃないか。円安傾向だし、収支が赤字だし、こういうときに、たまたまやや皮肉にも本改正法案がいまここにかかっているわけでございます、そういう点については何かお考えになることはございせんか。

○政府委員(加藤隆司君) ただいま御説明しました前段で申し上げましたように、世界の経済の中におきます国際間の相互依存関係の高まりということ、それから、わが国経済の進展というようにことを背景にいたしまして、制度として開放体制を国際為替の面でという政策決定をいたしましたわけでございまして。

この場合、御指摘のように、確かに背景といたしましては、五十二年以来の黒字、それが一転いたしました本年春ごろからの赤字、それから円高であったものが円安と、こういう、現象が全く逆転いたしましたことは事実でございまして。ただ、ただいま申し上げましたように、基本的な考え方において、わが国経済を開放体制の方に持っていくというところは、黒であれ赤であれ、あるいは円安であれ円高であれ、そういうことにかかわらずに開放体制に進もうという考え方を示したわけでございまして、それがひいては国益に合致するのだという判断をいたしましたわけでござい

○勝又武一君 午前中大臣の御発言がありました。このプリントも配られておりまして、まさにこの中でも「国際収支の動向についても、引き続き十分注意を払ってまいり所存であります。なお、最近の為替相場の動向にかんがみ、今後、為替取引に関する五項目の対策をとったところであります。」、こう大臣がおっしゃられました。そして、これは二十七日、二十八日、特に二十八日の新聞が大きく報道をしております。この中で見ますと、いわゆるこの五項目の内容が、為替銀行の報告体制の整備強化あるいは外資の流入促進、特にそういう点を強調されているわけですが、そういう大臣の午前中の発言なり、いまの五項目対策、これと、原則自由化にする本法案とのかわり合いですね、この辺はいかがですか。

○政府委員(加藤隆司君) ただいまの十一月二十七日の五項目の基本的な考え方でございますが、大体二つの柱から成っております、いまお話しのごさいますように為替銀行、それから証券会社、商社、こういう方々から為替取引の実情、輸出入予約の実情あるいは短期外貨証券の取得状況、こういうようなものを御報告いただくというのが一つでございまして。もう一つは、いまのお話にございまして、外資の流入を築くという、これを考えましたときの考え方は、今回、きよ

う御提案をいたしております改正法の趣旨を、言うならば、前取りと言いますとちよとおこがましいのでございまして、日本の新聞は為替管理という大きな字で書かれた新聞もございまして、私どもの考え方はそういう考え方ではなくて、この改正法案の趣旨が、為替制度を中核にいたしまして有事規制という考え方を貫いておるわけでございまして、その場合に、常時マーケットの情勢を把握していくという考え方が根底にあるわけでございまして。

この十一月二十七日の考え方は、そういう考え方に沿った、情報を的確に把握しておくという観点からこの最初のグループは考えたわけでございまして。もしも何かがありますれば機動的な体制をとるといふことを前提にいたしまして、マーケットの情勢を詳細に把握しておくという考え方とったわけでございまして。それから二番目のグループの方は、申すまでもなく、言うならばオープン度合いをさらに広げようという考え方でございます。

したがって、国際的な反響を見ますと、私がいま申し上げましたように、これは為替管理ではなくて、情報を集めて監視体制を強化したというふうな記述になっております。そういうことで、今回の御提案いたしました改正法案の精神を踏まえた措置を考えたわけでございまして。

○勝又武一君 二十一条の二項の三つの項目、いわゆる有事規制の問題につきましては後でいろいろお聞きをしたいと思いますが、わかりやすい意味で現状の円安の状況、これはたとえばいまの三つの項目に該当するんですか、しないんですか。

○政府委員(加藤隆司君) これは大変大事な問題なのでございまして、為替相場全般に通じての議論になります、通貨当局が何かある方向の発言をいたしますと、非常に反応が素早く出てくるという問題がございまして。昨日も衆議院の大蔵委員会で御質問がございましたが、お許しをいただいて、明快な御回答を申し上げております。

○勝又武一君 ですから、いろいろ問題だと思ふのですけれどもね。

それは、具体的な法案について少しお伺いをしてまいります、第一条、これは目的が明記をされております。これを見ますと、この改正法案は、現行法からは百八十度転換をした完全自由化を目指したものだ、こういうように考えてよろしゅうございましてか。

○政府委員(加藤隆司君) さようでございまして。

○勝又武一君 現在の原則禁止の法案で、いわゆる外為の完全自由化というのをやっている国はございましてか。

○政府委員(加藤隆司君) 完全という意味でございまして、いかなる国といえどもいろいろそれぞれの事情があるわけでございまして、おっしゃるような意味で比較的近いのはアメリカかと思いますが、アメリカも、たとえば昭和四十二、三年ごろとか、適宜いろいろなレギュレーションをやる場合がございまして。

○勝又武一君 イギリスはいかがですか。

○政府委員(加藤隆司君) イギリスは若干、最近時の問題点でございまして、イギリスの為替管理は一九三三年の戦争中の法律がありまして、それを戦後四十七年に為替管理法をつくったわけでございまして、実際の運営を全部英国銀行に渡しております。今回のいわゆるイギリスの自由化というのは、その英国銀行のレギュレーションを全廃したということであって、私どものこの今回の提案法と比較しますと、私どもの方は法律そのものを開放体制に持っていくわけでございまして、形式論といたしますと、そういう意味ではイギリスよりはさらに踏み込んでいくというふうに考えられます。もちろん、個々の取引なり支払いなりについての規制の比較は詳細にはいたしておりませんが、基本的な考え方としては、わが国の今回の提案法の方が基本的な考え方として進んでおるというふうに考えます。

○勝又武一君 最初にお伺いをいたしましたように、本法案の作成の経過を見ますと、福田前首相

発言から、昨年の八月からですか今回の外為法改正のための懇談会が開かれ、大体半年ぐらいの間でしょうか、六回ほどおやりになつていらっしゃるんじゃないかと思いますが、この間に大蔵省と通産省との利害の対立関係、あるいは大蔵・銀行対通産・商社というような書き方をしている雑誌なども目につきますけれども、このような状況を考へてみまして、これらの関係が十分この期間に協議をされていくというようにお考えになりますか。その辺はいかがですか。

○政府委員(加藤隆司君) 二つ例を申し上げたいと思うのですが、形式論といたしましては、閣議で提案になりました国会に御提出していただくわけでございますから、通産省ももちろん全面的に賛成いたしておるわけでございます。

それから御指摘のように、実質的な経緯でございますが、六回の懇談会の過程で端的に申して貿易の関係の方、為銀関係の方、証券業界の方々、こういう三者の、当然関係者の議論が大蔵省と通産省とがということの前のいろいろな御議論があるわけでございます。それで、通産省と私どもと相当いろいろなディスカッションはいたしております。ただ、途中経過の議論でございますから、これはそれぞれの政策目標なり行政を抱えているわけでございますから、意見が相違する場合があり得るわけでございます。ただ、一年余に及ぶ前から議論をしてきておるわけでございますが、議論の過程で、今回御提出いたしました法案のこういう全くコンセンサスができてまゝとまゝたわけでございます。

○勝又武一君 貿易収支なり円安等の状況、現状と法案作成経過の事情を局長からお伺いをいたしました。ここできつてきましたら大蔵大臣と日銀副総裁に、いまの現状認識あるいは経済の見通しなりについて若干お伺いをいたしたいと思ひます。

最近のこの円安の傾向が輸出の数量の大幅な増加をもたらしてある、あるいは輸出依存型成長への傾斜を強めてきた、こういうように新聞などで

も解説をいたしておりますが、物価上昇の加速を恐れて金融、財政両面から引き締め政策を強化をすればこの輸出の増勢はますます拍車がかかる、こういうふうにも予想をされますし、十二月中旬のOPECのカラカス総会いかんでは円高に反転をする時期が大幅にずれ込むんじゃないか、こういう予想もされているわけです。特に、この対米貿易の黒字幅が五十五年度の後半に百億ドルに拡大する見通し、あるいは日米の摩擦が再燃するのではないかと心配される、こういう状況に對しまして金融経済政策等を打ち出す必要があるんじゃないか、そういう意味でひとつ御見解を承りたいわけです。

○参考人(前川春雄君) 前川でございます。現在の国内の景況状況は、かなりいい状況が続いておるといふふうに思ひます。国内の内需、いわゆる内需はかなり高い強さで推移している状況でございます。今年度全体の経済成長見込みがどのくらいになりますか、まだはつきりした数字はわかりませんが、おおむね政府見通しの線では現在走つておるといふふうに思ひます。問題は物価で、果次の石油価格の引き上げによりまして物価の上昇がかなり顕著になつてきております。こういう物価の上昇が、ひいては経済成長全体を低くするというおそれもありますし、インフレのおそれもあるということから、現在金融面の引き締め政策を続けておるわけでございます。いま、これからどういふふうな経過になりますか、いろいろ石油情勢その他不安定な要素がございますので、なかなか見通しは困難でございます。

ただ、現在、先ほどからお話ございましたように、国際収支の面では、これだけ石油価格が上がりましたために、経常勘定はかなり大幅な赤字を続けておるわけでございます。この石油価格の上昇に基づく赤字というのは、ある程度これは甘受せざるを得ないわけでございますが、これから来、さらにその次にかけてまして、そういう状態に對しまして内需並びに外需、いわゆる内外均

衡というのをどういふふうに達成していくか、国際収支の調整をどういふふうに図っていくかということが、これからの財政金融政策の中心であろうかというふうに考えております。

○國務大臣(竹下登君) 財政当局からの経済の見方でございますが、いま日銀の副総裁からもお話があつておりますごとく、私どももいたしまして、いまはまさに民需に支えられて拡大傾向をたどつておる。そしてまた、少しずつではありまするが、雇用の改善もなされておる。だから、總体的に今年度末ぐらゐまでは、私どもは成長率の問題におきまして、当初の政府見通しはほぼ達成するでありまして、また、消費者物価の点につきましては四・九％という見通しの中でおさまるものではなからうかというふうな期待をいたしておるところであります。

しかし、先ほど来のお話にもありますごとく、円安と石油の値上げから御売物価は急激な上昇をもたらしておりますので、これが来年度の消費者物価に影響してくるということは、これは否定できない事実でございます。したがって、今日まで御質問を受けましたに、物価、景況面にらみて適時適切な運営をやっていくと答えておりましたが、いまの段階では、面にらみであることはもちろんでございますが、特に物価というものに關心を示しながら経済の運営、それに伴う財政の運営をやっていかなければならぬというふうな考え方が、いまのところ私どもの共通した見通しである、こういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○勝又武一君 又ほどの大臣の本法律案の提案理由説明の中に、「最近における国際経済情勢及び開放経済を目指すわが国の基本的姿勢にかんがみ」と、こうありますが、日本の金融業界です、非常にまだまだ閉鎖的ですし、複雑ですし、厄介な外圧に見舞われると行政指導等で保護されてきたという経緯があると思ふんですね。これは大蔵、日銀に對してもそういう意味で頭の上がらないという金融業界のことあると思ふ

んですが、今回の外為の原則自由化を契機に、そういう意味の金融業界の体質の改善と合理化、こういうことをより積極的に進めるべきだというふうに考えますけれども、これについて副総裁、大臣の御見解をお聞きをいたしたい。

○参考人(前川春雄君) 為替管理の自由化を図つてまいりますと、対外取引面金融機関相互間の競争がある程度活発になると、促進されると、そういう効果を持つと思ひます。これは私どももいたしましては、そういう点はむしろその自由化のメリットであろうといふふうに考へております。そういう事態によりまして、金融市場あるいは為替市場全体の機能がさらに高まるというふうには持つていくべきではないかというふうに私どもは考へております。以上でございます。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、いわゆる競争原理というものがそこ及ぶといふことは、私は全体からしていま日銀副総裁がお答えになりましたと同じ考へであります。

○勝又武一君 それでは、二十一条二項の三項目、これらについて少し具体的に伺ひをしてまいりたいと思ひます。

この三項目を設けられたのはどういふ理由ですか。○政府委員(加藤隆司君) 最近時点、まあニクソン・ショック、四十六年ぐらゐからいろいろ考へてみますと、四十六年の八月の後、十二月に三百六十円が切り上がりまして過程で、相当大幅な黒字要因が発生したことがあります。それからその後、四十八年の二月にフロートに移りましたが、それはオイルショックが四十八年の秋であつたわけでございますが、そのあたりに一つの国際金融の問題点がありました。それから、五十二年ぐらゐから黒字の情勢が、円高と同時になるわけでございまして、ありました。それから、本年の春ごろから、たゞいま御指摘のような国際収支の大幅な赤字傾向、もつぱら経常収支が中心になります。経常収支、それから今回の場合は資本収支もかなり大きな赤になつておりますが、それと円安

と、まあ四つぐらいあるわけでございますが、こういうような具体的な現実面の動きがござい

ます。

それで、ただいま御指摘の三項目でございすけれども、最初の国際収支の均衡維持というところは、わが国の経常収支なり、それから資本収支なり基礎収支なり総合収支なり、どの段階で考えるかという問題がございすけれども、それぞれの段階で、わが国のような加工貿易で生きている国民経済の場合には、国際収支の均衡というのは非常に重要であるわけです。それから、最近時の経験からかみても、そういうような事態の阻害要因が出てきた場合には、いつまでも開放体制というままで放置することはできないわけでございす。これがまあ第一点でございす。

それから第二点の、為替レートの急激な変動ということでございますが、これはただいま申し上げました事例でもありますが、円高になる場合と円安になる場合とがあるわけでございす。こういうような場合には、それが非常に急激でございす、全体の企業経営なり国民経済の運営に、円高であっても円安であっても衝撃が出てくるというように、そういうような要件を一つ二番目に設定したわけでございす。

それから三番目は、国内の金融政策が引き締めの方に向いている場合、あるいは緩める方向に向いている場合、海外の方から金が出たり入ったりしてそれと逆の効果をもたらす。そのことによって、金融市場なり資本市場が非常に阻害されるというように、あるわけでございす。また、現にあるわけでございす、わが国の場合にはいままでもかなり管理が厳しかったので、そういうことがございせんけれども、ドイツの場合などはそういう経験をかなりしておるわけでございす。

まあ大体、国際金融の角度から国民経済との関係で擾乱要因というものを考えてみますと、歴史的にも大体この三つに集約される。それから、理屈の上で考えてもこういうような三つに

集約されるというように、この三つの要件があった場合には、一応自由化をやるわけでございす、いわゆる有事規制というように、これをやるようにしておこうというように考え方をな

つです、これは日銀としてはどういうようにお考えになるか、お伺いしたい。

○勝又武一君 なぜ設けたのかということをお聞きしたつもりなんです、何か三つの項目の御説明のような御答弁で不満ですけども、逆にじゃあ伺いますが、第一条の目的、完全自由化、これを大きくうたっている。このことからいってこの二十一條の二項の一、二、三、この項目はその第一条の目的、趣旨に反しないんですか、いかがですか。

○政府委員(加藤隆司君) 経済政策なり国家政策の場合に、マーケットを自由にするということが最終目的ではないわけでございす、第一条の最後のところにはございすように「我が国経済の健全な発展」ということが国家目標になるわけでございす、その手段として、この法律の領域において国際収支の均衡と通貨安定という手段を考

えるわけでございす。基本的には、そういうことをやる上でマーケットを開いていく、対外取引を自由にしていくという考え方がこれらに矛盾なくつなげていくわけでございす、ただいま申し上げましたような三つの現象が起りますと、とどのつまりは「我が国経済の健全な発展に寄与」しないことになるわけでございすから、そういう限りで有事規制という方向性を考

えたいわけでございす。

○勝又武一君 ちよっとかみ合わないんですが、確かに一条の終わりにはそう書いてございす、ね。「我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする」、このことと二十一條二項の三つとは、完全自由化を目指す、そのこととこの規制とはどうなんだというようにお伺いしているんですが、ひとつ日銀の副総裁に、この完全自由化という観点と、いわゆる言われている有事規制の三

つです、これは日銀としてはどういうようにお考えになるか、お伺いしたい。

○参考人(前川春雄君) 国際経済の中で占めます日本の地位あるいは日本の経済力、そういう立場から考えまして、私も極力自由化を進めることが適当だというふうに判断しております。ただ、国際経済の中で、それでは完全自由化で裸でやればいかと申しますと、私どもの立場から申しましても必ずしもそうではない。たとえば、非常に投機的な資金の移動というのは、膨大な資金がたとえばユーロダラー市場というマーケットにあるわけでございまして、そういう大量の金

が投機的な目的だけで日本に流入してくるという場合もございす。また、それ以外でも、経済的な要因だけでは説明できないような機動的な資金移動というものは常に起こり得るわけでございまして、さっきのイランの問題なんというの、まかり間違えば非常に大きな資金の移動というものを世界的にも起こす危険があるわけでございす。

○勝又武一君 これはたしか租税の特典も、たばこ値上げ法案のときにも私は本委員会でも質問申し上げたんですが、このことについても思うのですけれども、あまりにも法律の中の委任事項が多過ぎる。管理令とか通達とか、つまり立法府の権限というところより行政府の権能、そして、行政機構の中で進められる。つまり、簡単に言ってしまうは政府の乱用を危惧するわけです。

○政府委員(加藤隆司君) 第一条の中ごろに、「対外取引に對し必要最小限の管理又は調整を行うことにより」と、ただいまの有事規制の運用のあり方についてのこの改正法案の基本的な考え方が述べられておるわけでございす。御指摘のように、有事規制をやる場合も、必要最小限の管理と調整を行うということが基本になるわけでございす。

それから、ただいまの立法府と行政府との問題でございす、一つは、国際金融が非常に通貨当局の動きに對してナールパスであることはよく御承知のところだろうと思うのでございす、そういうことが二番目に、この有事規制をやる場合に、われわれがどうしても念頭から忘れられないわけでございす。したがって、こういう有事規制をやる場合、幾つかの立法府と行政府との間のバランスといいますが、そういうことは考えておりました、たとえばこの法案の審議会のところでございす、この審議会では有事規制をやる場合のいろいろな基本的な考え方というものを考えるべく、たまたま、それから、その基本的な考え方によりまして、行政府がかなり弾力的にやらさしていただくわけでございす、その後この審議会に報告するというような仕組みを考えております。

問題は、行政府が弾力的にやるというところにあるかと思うわけでございす、全体の考え方としては、いま申し上げましたような法律の精神そのものが必要最小限度にとどめろというよう

わば伝家の宝刀、これがやり方次第では乱用されて、そして、いわゆる本来の自由化とはほど遠い、従来の原則禁止と何ら変わらないという状況と同じようになるとはならないかという心配を持っています。さきからこの関連をお聞きしているわけですから、その辺について、ひとつでございましたらいわゆる有事規制の三つの運用といいますが、その辺についてはそういう心配はないんだと、こうやるんだということを、少し具体的に

お聞かせいただけませんか。

○政府委員(加藤隆司君) 第一条の中ごろに、「対外取引に對し必要最小限の管理又は調整を行うことにより」と、ただいまの有事規制の運用のあり方についてのこの改正法案の基本的な考え方が述べられておるわけでございす。御指摘のように、有事規制をやる場合も、必要最小限の管理と調整を行うということが基本になるわけでございす。

それから、ただいまの立法府と行政府との問題でございす、一つは、国際金融が非常に通貨当局の動きに對してナールパスであることはよく御承知のところだろうと思うのでございす、そういうことが二番目に、この有事規制をやる場合に、われわれがどうしても念頭から忘れられないわけでございす。したがって、こういう有事規制をやる場合、幾つかの立法府と行政府との間のバランスといいますが、そういうことは考えておりました、たとえばこの法案の審議会のところでございす、この審議会では有事規制をやる場合のいろいろな基本的な考え方というものを考えるべく、たまたま、それから、その基本的な考え方によりまして、行政府がかなり弾力的にやらさしていただくわけでございす、その後この審議会に報告するというような仕組みを考えております。

問題は、行政府が弾力的にやるというところにあるかと思うわけでございす、全体の考え方としては、いま申し上げましたような法律の精神そのものが必要最小限度にとどめろというよう

わば伝家の宝刀、これがやり方次第では乱用されて、そして、いわゆる本来の自由化とはほど遠い、従来の原則禁止と何ら変わらないという状況と同じようになるとはならないかという心配を持っています。さきからこの関連をお聞きしているわけですから、その辺について、ひとつでございましたらいわゆる有事規制の三つの運用といいますが、その辺についてはそういう心配はないんだと、こうやるんだということを、少し具体的に

○政府委員(加藤隆司君) 第一条の中ごろに、「対外取引に對し必要最小限の管理又は調整を行うことにより」と、ただいまの有事規制の運用のあり方についてのこの改正法案の基本的な考え方が述べられておるわけでございす。御指摘のように、有事規制をやる場合も、必要最小限の管理と調整を行うということが基本になるわけでございす。

それから、ただいまの立法府と行政府との問題でございす、一つは、国際金融が非常に通貨当局の動きに對してナールパスであることはよく御承知のところだろうと思うのでございす、そういうことが二番目に、この有事規制をやる場合に、われわれがどうしても念頭から忘れられないわけでございす。したがって、こういう有事規制をやる場合、幾つかの立法府と行政府との間のバランスといいますが、そういうことは考えておりました、たとえばこの法案の審議会のところでございす、この審議会では有事規制をやる場合のいろいろな基本的な考え方というものを考えるべく、たまたま、それから、その基本的な考え方によりまして、行政府がかなり弾力的にやらさしていただくわけでございす、その後この審議会に報告するというような仕組みを考えております。

問題は、行政府が弾力的にやるというところにあるかと思うわけでございす、全体の考え方としては、いま申し上げましたような法律の精神そのものが必要最小限度にとどめろというよう

わば伝家の宝刀、これがやり方次第では乱用されて、そして、いわゆる本来の自由化とはほど遠い、従来の原則禁止と何ら変わらないという状況と同じようになるとはならないかという心配を持っています。さきからこの関連をお聞きしているわけですから、その辺について、ひとつでございましたらいわゆる有事規制の三つの運用といいますが、その辺についてはそういう心配はないんだと、こうやるんだということを、少し具体的に

○政府委員(加藤隆司君) 第一条の中ごろに、「対外取引に對し必要最小限の管理又は調整を行うことにより」と、ただいまの有事規制の運用のあり方についてのこの改正法案の基本的な考え方が述べられておるわけでございす。御指摘のように、有事規制をやる場合も、必要最小限の管理と調整を行うということが基本になるわけでございす。

それから、ただいまの立法府と行政府との問題でございす、一つは、国際金融が非常に通貨当局の動きに對してナールパスであることはよく御承知のところだろうと思うのでございす、そういうことが二番目に、この有事規制をやる場合に、われわれがどうしても念頭から忘れられないわけでございす。したがって、こういう有事規制をやる場合、幾つかの立法府と行政府との間のバランスといいますが、そういうことは考えておりました、たとえばこの法案の審議会のところでございす、この審議会では有事規制をやる場合のいろいろな基本的な考え方というものを考えるべく、たまたま、それから、その基本的な考え方によりまして、行政府がかなり弾力的にやらさしていただくわけでございす、その後この審議会に報告するというような仕組みを考えております。

な点、それから、国際金融そのものの性格がかなり機動的、弾力的にやらなければならないという点、にもかかわらず審議会という点、こういう仕組みを考えているという点、こういうところで御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○勝又武一君 審議会のことはあとでお伺いするつもりでございましたが、たまたまいま局長答弁にございましたので……

審議会で事前にはやらないわけですね。ただ、基本的な考え方というのを審議会で決める、それは相当客観的な判断基準、こういうように考えてよろしいでしょうか。

○政府委員(加藤隆司君) そういうことで、先ほど申しましたマーケットの反応ということから考えまして、非常に問題が出てくるわけでございます。たとえば、御指摘のようなことを言いかえてみますと、為替相場がどのぐらい変動したら発動するのとか、国際収支がどのぐらい赤字あるいは黒字になったら発動するのとか、そういうようなことを決めるということは、全体の政策に対して非常にダメージを与えることになるわけでございます。したがって、具体的なそういう基準ではなくて、基本的な考え方というものを御諮りするというふうに考えているわけでございます。

○勝又武一君 そうすると、基本的な考え方というのはいくつかある内容ですか。

○政府委員(加藤隆司君) 先ほど御答弁に申し上げましたが、すべてこういうものは歴史的なアプローチというのはいくつかあるわけでございますが、四十六年なり四十八年なり、五十二年なり本年の五十四年なり、こういうようなものについてどういふような角度から御議論をいただくべきであるかというふうなアプローチが一つあるかと思ひます。

それからもう一つは、先ほど御説明しましたが、法律に書いてございます三つの要件、これはそれぞれ具体的にどういふような内容で理解すべきで

あるかとか、こういうようなことを御議論いただいたらいかがかと思っております。○勝又武一君 いまの局長の答弁のような基本的な考え方という点では、どうも私の危惧は抜けません。むしろ、そういう審議会がどうかの客観的な判断、そういうようなものを——そういう意味のいろいろな制約はあると思ひますね。あるでしょうけれども、もつと突っ込んだ審議会でのそういう一定の基準みたいなものをすべきだというように考えます。これはもういまや平行線ですからおきまして、たとえそういう有事規制が必要な場合でも、この二十一一条の場合、間接規制にとどめるべきだと、こういうようにも思ひますけれども、この辺はいかがですか。

○政府委員(加藤隆司君) ちょっと、いまの前の方の問題で申しますと、仮に国際収支が幾ら幾ら赤になつたら有事規制するぞというふうな基準を出してしまつたら、それが増幅されるという問題があるわけですね。それから後の方の、ただいまの御質問の方でございますが、間接規制という考え方でございますが、いろいろ問題があるわけでございます。經常取引の場合、それから資本取引の場合、対内投資あるいは対外投資、むしろ直接統制をやるべしという御議論もあるわけですね。ですから、一般論として間接統制の方がいいとか悪いとかということではなくて、ケース、ケースに応じて規制をやつていかざるを得ない。たとえば対内投資の場合、乗っ取りの規制というふうな問題をどうやってやるのか、間接規制ではなまぬいではないかという御議論もある。あるいは対外投資の場合に、繊維業の投資をやりますとその製品が戻つてきて国内にダメージを与える、手ぬるいではないかという御議論も出てくる。ですから、この法案もそういうふうなことでござりますが、それぞれの取引の性質なり性格に応じて、規制のあり方というふうなものを考えていくということではなからうかと思ひます。

ただ、基本的な精神は、あくまでも御指摘のように、第一条にござりますような、できるだけ必要最小限度にとどめるといふような考え方であることは御指摘のとおりでございます。

○勝又武一君 調査室の参考資料の二十一ページにも「外為銀行の現状」、これは五十四年の五月二十日現在ですか、これが載っておりますが、そういう関連で信用金庫の扱いなんです。信用金庫に對しまして為替業務を認める方針とも聞きますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(米里君) 信用金庫に外国為替業務の取り扱いを制度として認めるべきではないかという御要望が、信用金庫業界からもかなり強く出されております。現在、中小企業金融専門機関につきましては、金融制度調査会でもかなり幅広い検討を開始しております。今後の安定経済成長のもとにおきます中小企業金融専門機関のあり方、あるいはまた、厳しい環境のもとにおける健全経営確保の方策、銀行法改正の横並び関係の問題、そういったことに加えて、いま御指摘のありましたような信用金庫の業務として、制度として新たに認めることが適当かどうかということは今後検討することになっております。

したがいまして、金融制度調査会の今後の審議を待ちますと、私どもとしては予測的なこと、あるいは断定的なことは申し上げられないわけでございますが、私ども行政当局あるいはまた金融制度調査会の事務当局としましては、現在の貿易業者の中にはやはり零細な企業の方の割合が非常に高いというふうな国民的な問題、そういうことも信用金庫業界の取引先の中にもかなり含まれておられるわけでもございますので、そういうニーズの問題、あるいは信用金庫の外国為替取引の実際の実績などをながめてみますと、できればその実現の方向で事務当局としては努力して、今後金融制度調査会の審議の結果を待ちたいというふうな考えております。

○勝又武一君 これも新聞の資料によりまして

も、いまお話がありましたように、信用金庫は本来がそういう「外国為替公認銀行を顧客に紹介する」という意味での「仲介業務」しかできない、こういう現状にありますが、その仲介業務が相当数、ここによりまして「業界筋によれば、全国四百六十余の信用金庫のうち、百五十近い信用金庫が仲介業務の実績があり、仲介した為替の売買実績も年間一億ドルを突破した」、こういうのもあるわけでありまして、そういう意味では、中小企業業務の拡大それから信用金庫とのかかわり、こういうことからいって、相互銀行その他の銀行に中小企業の取引を奪われるといひますか、表現はややまずいわけですが、そういう関係からいひまして、やはりできるだけ早くこれは結論が出るように、信用金庫を為替銀行にできるように、こういうようにした方がいいんじゃないかというように実情から思ふのですが、大臣はこの辺いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) いまその中小金融のあり方ということをお諮りいたしておるさなかでございますので、当然のこととして、御指摘のようなことがその審議の中で出てくるということは予測されるわけでありまして、

そもそも外為業務というものは、いま御指摘のように、いわゆる仲介業務等をかなりやっております。このことではございますが、まさにそれと対応するだけの職員の資質の向上でございますとか、あるいは専門的な勉強でございますとか、そういう人材というものはおのずからそれについてくるものでございまして、そういうものが許可するときには当然の条件の一つの要素にはなるではなからうかというふうな思ひます。しかし、私どももいたしまして、そういうような方向に行くことを、大蔵省としてはむしろ期待をしておるというふうな御理解をいただいて結構であると思ひます。○勝又武一君 通産省にお伺いをいたします。經常取引関係、この法改正が今回全くなされなかつたことにつきまして、どういふ理由でやらな

と、この十七条の規定にございますように、特殊な支払い方法というものは狭い方がいいという問題がございます。ただ、そうしますと、全体の自由化というようにところから見ると若干問題が出てくるというようにことで、過去の経緯なり現状なりを踏まえまして、現実的なバランスをとるといふような考え方が妥当ではないかと考えており

ます。

○勝又武一君　日商岩井のような事件をなくすために、交互計算内容の報告責任者を明確にする、あるいは厳しい罰則をつける、こういう自由化することがそういう意味で最も健全な決済手段というようにも考えますけれども、この辺はいかがですか。

○政府委員（加藤隆司君）　ただいまの自由化しろというような議論と、それから罰則を厳しくしろという御議論とがあるわけでございます。ただいま申しましたように、現実的な考え方をとるとすれば、各方面といついろと協議をいたしまして具体的な金額を決めるというようなこととなり、ある

いはたいたま御指摘のようなことを十分留意しながらや正しいこうと考へております。

○勝又武一君 審議会のメンバーについてお伺いしたいんですが、これは構成というのはどの程度ですか。

○政府委員（加藤隆司君） これも法律に書いてございますが、構成は委員十五人以内ということでは

やろうと思っております。現在、まあ若干蛇足でございしますが、外資審議会というのがございします。これも十五人になっておりますが、現在は十人。その辺をにらみまして、十五人以上という規定を御提案しておるわけでございます。

○勝又武一君　ちよつと質問がはっきりしないでごめんなさい。十五人ということは知っているん

ですが、そういう意味はなくて、権成の中身です。たとえば外為の原則自由の、いわゆる有事規制にするための、有事規制のことがさつきありましたね。基本的な考え云々という局長の答弁がありました。そういう役割りと対内直接投資な

り技術導入、そういうことを中心に審議をする役割り、まあ二つあると思うんですけれど、その十五人の構成メンバーが両方ともその道のエキスパート、専門家、そういうことは考えられないんじゃないか。

そういう意味で外為の方の、つまり経済、財政を中心にした学識経験者、それからこの対内直接投資なり技術導入をやるいわゆるエキスパート、こういうような人たちの二つの役割を持つ構成メンバーというのをどういうふうに考えるのか、こういうことをお聞きしているんです。

○政府委員(加藤隆司君) まさにそれを踏まえまして、法律は第二項に「学識経験のある者」というような表現になっております。

これを具体的にどういうふうに考えるかという御指摘でございますが、ただいま御指摘がございましたように、対内直接投資の方は、従来のような考え方で選定するというところになるかと思えます。それから外為の方は、やはり御指摘のような専門的知識を有する人をやはり入れるということが妥当だと思えますが、それをどうやるかということでございますけれども、この法律の規定には部会とか何とかというのはいりませんけれども、通常の場合、小委員会とか、あるいは分科会とかいうような現実的な運営の形態は考えようと思っております。

○勝又武一君 ぜひそここのところは、いまありましたように、私は本来は別にすべきだというぐらゐにさへ考えるんですが、いまの法律の条文から見ますと、いまのような実質的な運営ということの局長答弁のように向きもあるかと思ひますので、ぜひそういう点は十分配慮を願いたいと思ひます。

それで、時間がなくなってきましたので、最後に行政改革と本法改正との関連について、特にこれは大蔵なり通産なりにお伺いしたいのですが、手続の簡素化、これは相当の分野にわたってあると考えられますけれど、一体どの程度まで手続簡素化がされるのか、この点ひとつ大蔵なり通産な

りで御答弁願いたい。

○政府委員(加藤隆司君) いろいろ計量的に何か表現できないかということを検討してみたのですが、なかなかむずかしいわけでございます。それで、抽象的な御答弁にならざるを得ないのでございますが、一つは、先ほど触れましたのでございますが、従来かなり政省令の範囲内で自由化を進めてきております。それから第二点には、為銀とか日銀の委託方式がかなり大幅に取り入れられてきております。それで、片や国際金融の領域で、いろいろいままで手薄でかなり無理をしてやっていたかなきゃいけない領域、たとえばカントリーリスクの問題などは、率直に申してかなり弱い点でございます。

そういうようなプラス、マイナス両面の要素がいろいろあるわけでございますが、こういう観点から行政整理あるいは行政改革、行政の簡素化というような観点からどうするかということは、当然私どもの非常に重要な問題でございまして、この法案を御審議いただいている過程あるいはその前から、いろんな勉強をいたしております。

たとえば、諸外国の国際金融関係の組織なり機構なり、そういうものは一体どうなっているのか、われわれの場合にこの改正法案によってどういうふうになるかというように勉強をいたしておりますが、ただいま申しましたように、マイナスばかりではなくてかなりプラスの要素もございまして、抽象的ではございますが、もちろんできれば簡素化するにこしたことはないわけでございますので、いろいろ検討いたしておりますが、目下のところは、どちらかといえばなかなか思い切った削減というようなことは無理のような感じがございまして。

たとえば、三十九年に国金局の定員が百五十九名でございましたが、現在百五十一名になっております。この間、輸出、輸入の増大、あるいはインパクトローンの件数など、かなり相当でかくふえたりしておりますので、こういうようなものが許認可が要らなくなるという問題がございまして、

ただいま申しましたような非常にプラスの要素などもありまして、できるだけ私どもとしても簡素合理化を図りたいと思っておりますが、実情はそういうところがございます。

○勝又武一君 できるだけ簡素合理化を図りたいのだけれど、実情はなかなか大変だという言い方なんですけれども、どうも大臣の午前中の答弁からいきまして、いかがなんでしょうかね。これは最後は大臣にお伺いしますが、国民の側から見ますと、いままでの原則禁止を原則自由化にしていくというような観点からいいますと、相当やはり手続的な点に簡素化されるところが出てくるというように受け取るわけです。

そこで私は、いま局長から具体的に人員の減少なり、それから浮いてくる人件費なり、あるいはそれに相当する節減できる経費なり、そういうものを具体的に大蔵、通産からお伺いしたかったんですけれども、心がけるけれどもなかなかむずかしいというように、やや心もとない答弁なんですけれども、先ほど私がイギリスのことをちょっとお伺いしましたが、やっぱりイギリスの場合に、外為法は原則禁止の国であつた。サッチャー首相が就任をして間もなく、財政難を少しでも救うために外為の完全自由化を実施した。そして、インランドを初めとする外国為替関係の経費の節減を行ってきたということが言われているわけですね。

そういう意味からいきまして、やはり本法案の成立を契機にしまして、午前中大蔵大臣発言という中に、徹底して、この時期にあるので、歳出の削減に努力をするんだという、非常に重要な項目がございましてね。「歳出面において、補助金等の整理を進めることはもとより、既定経費について既存の制度・慣行にとらわれず根底から見直しを行い、その削減合理化を図るとともに」云々とあるんです。ずいぶん削られるところもあると思ふんです。

そういう意味でいけば、むしろこの際えりを正して大蔵省こそが率先してやるべきじゃないか。

この経費の節減を声高らかに各省に呼びかけるわけですから、まずもって随より始めよ、大蔵大臣がこの際この改正法案の成立を契機に、そういう意味での経費節減に積極的に取り組むべきだということに私は考えますけれども、この点をお伺いをして、質問を終わります。

○国務大臣(竹下登君) 私も、大蔵大臣になりましたから、従来考えておいた国際金融という、従来私が経験した当時の国際金融、まあ固定相場制の時代でございまして、そういう実態から見ますと、まさに東京市場が終ればロンドンが開いて、ロンドンが終ればまたアメリカが開くというふうな状態の中で、国際金融局の仕事というのはずいぶんふえたものだということをしみじみと感じております。

まあしかし、その中にも定員削減方針に沿ってとにかく人減らしに今日まで努力してこられたなというのが、実数で私も拝見します。これからさてということになりますと、これに基づくとこの諸政令の準備というふうな大変な仕事もございまして。まあしかし、私はむしろ勝又先生おっしゃるのは、これによって幾らかでも簡素化されるものがあつたらまずそこから手をつけろという、そういういわば政治姿勢のことを御鞭撻いただいたと思ひますので、その政治姿勢の御鞭撻については、十分心して対応していかねばならぬというふうに感じさしていただきます。

○鈴木一弘君 冒頭に、せっかく日銀から副総裁においでをいただいておりますので、伺つていきいたいと思ひます。

最初に、先月二十七日に大蔵省・日銀で円安の対策として円安防止対策の緊急策を打ち出してあります。「円転換規制緩和」という大きな見出しで出ておりますけれども、この効果はもうあらわれているかどうか、その辺からまず伺いたいんです。

○参考人(前川春雄君) 二十七日に出しました円安対策は、先ほど国際金融局長からも御説明がご

ございましたけれども、一つは、資金の流入の促進を図るという点でございます。もう一つは、為替取引の実態を把握するという面でございます。実態把握の方は、報告をとりまして、大きな取引の内容についてどういう実体取引が裏にあるかということとの関連を調べていくわけでございます。流入の方は、いまだ海外からの借り入れ等につきまして若干の制限がございましたのを取り払っていくというわけでございます。

そういう点につきまして、すぐにはまだ大きな効果が為替市場あるいは為替相場には出ておりません。しかし、これは必ずやそういう効果が為替市場あるいは相場に対しても出てくるものというふうに見ております。

○鈴木一弘君 このときの報道の中では、さらに必要な場合は追加的な措置も考えたいということが出ておるわけですね。つまり、海外からの資本の流入やそういうようなことで、あるいはいまのように実態を把握して投機的な動きを抑えようという、しかし、それでもまだまだ効果があらわれないときには、何か追加のものをやりたいということがここに出ておるわけですが、大体いつごろになれば動きというものを掌握できるというふうに見ておられますか。

○政府委員(加藤隆司君) 日銀の方への御質問でございますが、私どもの関連なので最初に御答弁をさせていただきます。

二十七日にやりました措置の報告が出てまいりますのが、為銀の方からは翌日というようになことで集まっておりますが、商社の方は、あのとき発表いたしましたように毎月になっておりますし、証券会社の方も十日ごとというふうなことがございまして、そういうような段取りの問題がございまして、こういうようなものを常時分析しながら考えるわけでございますが、先ほども勝又委員のときに申し上げたわけでございますが、大変マーケットの反応が早いわけでございますので非常に申し上げにくい。ただ、あのときに新聞にも出ておりましたが、必要があれば適時適切に

措置をとるという点は、御指摘のとおりでございます。

○鈴木一弘君 そこで、この一連の流れからいきましても、大蔵省の発表で、本年度の経常収支の見通しが、当初の七十五億ドルというふうな黒字から百億ドルの赤字へとというふうになると、こう聞いております。

その実情はどういうものかちょっと伺いたいのと、その原因が原油価格の急上昇等によっていると、そういうことなんです。それにしても、見通しの狂いが黒字から一転赤字、七十五億ドルのプラスからマイナス百億ドルということになる、百七十五億ドルという、これは見通しの狂いにしちや少しひど過ぎるくらいなんですけれども、この辺はどうでしょう。

○政府委員(加藤隆司君) 全く御指摘のとおりでございます。まあ、エクスキューズをするとしても、四十六年以降どういふふうに通達したかというの分析してみたいのですが、符合の通達している年もあることではないのでございまして、この場合は、石油情勢というのが、昨年十二月に確かに値段が上がるという問題があったわけでございますけれども、一月に七十五億の黒と云いました後、御承知のような六月の段階、それから最近時点の動向といたしましては、九月の中旬以降、かなりイランの問題をめぐるいろんな激変がございました。あるいはさらに言えば、十二月の中旬にございますOPECの問題、こういうような不確定要因がさらに大きいわけでございまして。

さばりながら、非常に間違いましたことは事実でございます。過般IMFのコンサルテーションを受けたわけでございますが、IMFとこつちとの間違いがあいを当事者と議論して、これからどうやらたこういふ間違いが起こらないようにできるであろうかというふうな会話を重ねたところでございます。

大変わずかしい問題ではあります。さらに一層推計方法なり見直し作業の資料なり、そういう

点で改善を加えまして、こういうことができるだけないことが望ましいわけでございますので、努力をいたしたいと考えております。

○鈴木一弘君 その見通しが狂ったのは、いわば原油の価格の急上昇ですからね。一〇〇%ぐらい上がるだろうと見ていたのが、それ以上になったというところが大きな原因ですから、その辺についてはこれは責めようがないわけですが、原油価格以外にはないんです。大きいという原因は。

○政府委員(加藤隆司君) 一月から十月まで、あるいは四月から十月までの間違いがあいを分析してみますと、致命的に大きな要素になっておりますのは石油の価格の上昇でございます。ただ、それ以外に次に大きな要因としては、木材価格の上昇、それから食料品の上昇、こういう点がかなり大きなミスをやっております。

○鈴木一弘君 これが一つは円安の大きな原因にもなっていると思いますが、もう一つは、外貨準備高も同じように、これは円の急落ということからどういふ日銀としてはドルの売り支えをしなきゃならいから、そういうことから、本年一月末の三百三十一億ドルから現在十一月末で二百一億ドルというように報道されておりました。百三十億ドルも減ったということは大蔵省が三日に発表しておるわけですが、こういう外貨準備高の大幅な目減り、まあ円の急落を防ぐ際に仕方がないことだと思えますけれども、これから先、まだどんどんドル売りをしなきゃならいのかどうかという点、そういう問題があるわけでございます。この辺はどういうふうな見通しを立てておられますか。

○参考人(前川春雄君) 円相場は、昨年末は百九十五円ございました。二百円を切っておったわけでございますが、それが現在は、本日は二百四十六円でございます。そういうふうな、きわめて大幅かつ急激な円安になってまいりました。

こういうふうな円安の基本的な背景は、もちろん経常勘定がかなり大幅な赤字を続けておるばかりでなく、資本勘定もかなりの流出状態を示しておるということが基本でございます。それ以外にも、そういうふうな実体的なこと以外にも石油価格の上昇ということから、日本はとなく石油に弱いという、必ずしも正鵠を得ない見方が市場にかなり強くございまして、そういう実体関係以上に円が売られるという事態が起きておると思えます。そういう状態に対応いたしまして、円安は国内の経済面、またあるいは物価面に非常に大きな影響がございしますので、余り大幅かつ急激な変動ということは適切でないということから、ただいま御指摘のようになりの多額の円の買い支え、ドルの売り操作をしたわけでございます。

その結果が外貨準備にも反映しているわけでございますが、これから先どうなるかという点につきまして、私も通貨当局の者としていたしまして、変動相場制のもとで余り相場の先行きに対しまして一つの見方を申し上げることは不適当でございますので、差し控えていただきたいと思います。ただ、現在の円安の状態というものをどういふふうに判断するかということについてだけ申し上げますと、円相場は、ここの十月の半ばぐらいに二百二十円になったと思っておりますが、十一月の末、下旬二十七日ぐらいでございますが、二百五十円ぐらいになっておる。わずか四十日ぐらいの間に三十円も円安にならなかなという環境の変化というものは、私はなかなか経済的には説明できない、明らかに行き過ぎであるというふうな思っております。

私もはそういうことから、もちろん基本的には国際収支が順次回復に向かうということが大事な点でございますが、円相場につきましては、できるだけ早く底値感というものが出てくることを期待しておるわけでございます。そういう事態が起りますのを一日も早く実現できますように期待しております。

○鈴木一弘君 いまの話から、円の相場について現状の二百四十六円とか、きのうあたり二百四十

八円とか九円とかでしたすね、こういうような相場というのは日本経済の実力にそぐわない、いわゆる円の過小評価であるという声がございます。いまの副総裁の言われたとおり、やっぱり一ドル二百円とか二百二十円が適正じゃないかというのをさんざん言われてきたわけですね。ところが、現在もう二百五十円というような声も聞かれます。今後はやはりかなりの売り支えをしなければいけないことになってくるんじゃないか。つまり、逆に言えば、円を買ってくるわけですから、過小評価という言葉はございましたけれども、適正な相場が二百円か二百二十円ではないかという声については、どういふふうに思いますか。

○参考人(前川春雄君) 円相場の適正水準というのはどのくらいであるかということにつきましては、私もその衝に当たっております者が幾らかございます。また市場に非常に大きな影響がございまして、これはぜひ御了解をいただきまして差し控えていただきたいと思います。

先ほど私が申し上げましたのは、円相場は国際収支あるいは市場のそのときの需給の状況からそういう相場の動きが出てくるわけでございまして、そういう国際収支あるいは需給の関係を左右する条件、そういうものから見まして、十月の半ばから十一月の末までわずか四十日ぐらいの間、そういう短期間に三十円も上がるほどの動きというのには行き過ぎであるというふうに申し上げたわけでございます。水準がどの辺が適当かというとは、ひとつ御勘弁願いたいと思います。

○鈴木一弘君 ここでわかることは、先ほどからの答弁全部を見ていきますと、原油の価格が上がったと、それから非鉄金属や木材、食料品の値上げ、こういうことから原材料が上がってきた。それが円相場にもなるし、円相場がさらに逆に言えば物価への影響、特に輸入品の価格が上がり

ますからこの影響は必至でありますけれども、もうすでに卸売物価等にも出ていますが、消費者物価についてもいよいよ影響が出てくるというふうな思われるわけですが、この円安による物価への波及、これについてはどういふふうにいま認識していますか。

○参考人(前川春雄君) 日本の経済構造から申しますと、どうしても輸入原材料、燃料を輸入して経済運営を図っていかねばなりませんので、円安というものは直ちにそれだけ輸入物価を押し上げるという結果をもたらします。そういう意味で、ただでさえ海外価格が上がってそれが国内の物価に大きな影響を及ぼしておる際でございます。それに加えて円安がさらにそれを押し上げる、これは私どもだけではございまして、当局全体といたしまして、こういう事態は極力避けてまいらなければいけないというふうに考えております。

輸入物価がこれ以上上がらないかどうかということにつきましては、OPECの総会がまた十七日にございまして、それには、その価格ばかりでございせん。量的な面についてもまだまだ不透明な要素がたくさんございまして、今後の物価情勢は決して警戒を怠れない情勢であろうというふうに思っております。そういう中에서도、さらにそれを押し上げるような円安の状況というものを考えますと、私も物価の前途につきまして、さらに警戒を強めてまいらなければいけない状態ではないかというふうに考えております。

○鈴木一弘君 卸売物価がずっと年率で一〇%を超えるような急上昇を続けておりまして、消費者物価は確かに前年同月比で月によつてはすいぶん上がったけれども、下がつたりしてございまして、上がつたり月によつては下がつたりしてございまして、けれども、しかし、それも野菜が豊作であったとか果物が安かったとかという、おてんとさまた次第で上がったつたり下がつたりしている感じですが、石油関係とか工業用製品というのを見てみれば、間違いなく堅調になつていっているわけですよ。だから、

そういうことからいくと、黙っていても今度は消費者物価がいやでもおうでも底上げをしてくるんじゃないかという感じがしてならないわけですね。そういう点で、いま副総裁言われた円相場の安定ということが、これから先さらに望まれてくるというふうに私は考えざるを得ないんです。

そういう点で、結局、先ほどでもございました。一番冒頭に私が聞きましたときに、円についての規制、いわゆる今回の円安防止の対策について追加してということをやるとすれば、いま申し上げたような要因が余りにもうたくさんあつて、もうやらないと、追加してというより、もう既定の方針としてやらねばならないのじゃないかという感じがするわけですね。経常収支がよくない、変わつてしまつた。それから外貨準備高も大幅に減つてくる、それから卸売物価から消費者物価へ今度影響が出てくるんじゃないか。円についての評価というものが、過小評価とは言えないかもしれないけれども、余りにも短期間の間に急落するなんというところは、おかしいとか、こういうような要素を全部つなぎ合わせていくと、やはり公定歩合の第四次引き上げということが出てくるんじゃないか。

いま副総裁の答弁の中にも、OPEC総会での原油値上げいかんということ、これは日銀総裁がすでに発言しております。そういう点から見ると、追加としての対策は、そういう五つ、六つのこういう大きな流れから見ても、先月の二十七日に決めた円安防止対策だけではだめだと、もう一遍ここで通貨当局としても手を打たないといけない、こういうふうに認識しなきゃならないというふうに私は思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○参考人(前川春雄君) 日本銀行は、本年四月以降、公定歩合を十一月まで三回引き上げてまいりましたが、そういう金融的な措置の主たる目的は、物価上昇を抑制するということを目玉にしてやつてまいつたわけでございます。しかも、前回の石油危機のときの経験もございしますので、

私どもといたしましては、できるだけ早目早目に手を打つて、その悪影響が物価に及んでくるのを極力防止するという考え方からやつてまいつたわけでございます。いまのような物価情勢から考えて、しかもOPECその他の値上げも予想されるようなときに、またそういう見地から言えば、公定歩合というものは当然上げるようなことになるのではないかと御質問であらうというふうに思います。

私も現状では、先日上げました公定歩合の引き上げは十一月二日でございしますので、まだ一月ちょっとしかたつておりません。この影響も漸次金融市場にも出て、浸透してきておる状態というふうに判断しております。そういう見地から、現在のところは、その効果が自然に浸透してくるというところを見守つておる段階でございまして、現在直ちに次の公定歩合につきましての引き上げ等につきましては考えておるといふ状態ではございません。

○鈴木一弘君 公定歩合の引き上げをしますなんということとは、簡単にばつと云える問題ではないことも十分承知した上ですけれども、いわゆる新たな金融措置を考えなきゃならないというようなそういう感じでは、私は先ほどの質問をしてきたわけですね。どうもやはりいろいろなこういう流れから見ると、黙つていても、卸売物価があれだけ強いですから、そうすれば間違いなくある程度のタイムラグを置いて消費者物価が来ますので、黙つていてもこれは対策をしなきゃならないんじゃないかというところを思つたわけですが、それから大丈夫ということでは、あるいは先手先手と打つたけれどもどうなのかというところは、とにかくOPECの総会を待たなければ、その言葉で裏のことは読んでいくと思つておりますので、この辺でこの質問を終わりたいと思ひます。

それから次は、外為それ自体に移りたいと思ひますけれども、今回出てきた外為法の改正法律案

ですけれども、昨年の後半から今年の前半にかけて国際収支の黒字拡大、そういう中で、円高という問題と対米の、ヨーロッパもありましたけれども、貿易摩擦、そういう中で為替管理の自由化、こういうことが言われてきた、そうしてこういうふうになつてきたんだと思ひますけれども、この自由化を取り巻く環境が、当時の円高という時代と変わつて、日本の努力で経常収支の黒字幅も減るといふふうになつてきましたし、そういう点で、環境が大きく変わつてきていると私も思ひますけれども、その為替管理を取り巻く情勢についてどういふふうに見ているか、伺ひたいです。

○政府委員(加藤隆司君) 確かに、非常に激変をしておるわけでございます。ただ、御提案しております改正法案の基本的な考え方は、そういう黒赤に關係なく、わが国経済の基本的な姿勢を開放体制に持つていこうということが根幹になつておるわけでございますので、心配な点が多々ありますが、それは政策の方の問題であつて、法律の方の問題は、黒であれ赤であれ、あるいは円高であれ円安であれ、こういう開放体制を前進させようということ御提案をしておる次第でございます。

○鈴木一弘君 現在の対外取引について、原則禁止というのがいま施行されている外為法です。それが原則自由という方向に変わるわけでありますけれども、為替管理をいままでしてきたわけですが、その行方としては、現状のように国際収支の赤字、円安、こういうような方向がさらにさらに拡大されるということになれば、この改正案の方が管理はむずかしいということになるわけですから、その点についてはどういふふうに考へていますか。

○政府委員(加藤隆司君) 原則の問題をまず申し上げますと、御指摘のように、現行法は原則禁止となつております。改正法を一口で言ひますと、常時監視体制のものに有事規制という考え方が基本的な考え方でございます。

う場合に、現行法の方がやりいではないかという御指摘でございますが、先ほど申しましたように、一つは、基本的な開放体制へ持つていくということ。それから二番目は、常時監視体制で有事規制ということで、耐え得るだけのわが国経済の力があるというふうな考え方を持つておるわけでございます。

○委員(世耕政隆君) ちよつと申し上げます。日本銀行前川副総裁、どうもありがとうございます。御退席いただいて結構でございます。

○鈴木一弘君 もう一つは、この原則自由という方向を打ち出して、そのために円相場の変動というものはさらに大きくなっていく、いわゆる逆に加速させられる、こういうような危険性、この辺も計算をされたと思ひますけれども、どういふふうにしておられますか。

○政府委員(加藤隆司君) 円安の原因が問題であるわけでございますが、一つは、御指摘のように経常収支が非常に赤字である。もう一つは、日本の物価動向でございます。それで、円安を國際管理、為替管理の面だけでこれはとどめ得るというふうには考へるのかどうか。これは、学説的に言つても不可能であるわけです。で、國際為替の面で見ると、できないことがあるわけでござい

ますが、この改正法案の趣旨というのは、第一条の目的にございまして、國際収支の均衡と為替相場の安定というふうなことで、その限りにおいて機能するわけでございますから、たとえば介入であるとか、あるいは為替管理であるとかいふことだけで円安というふうなものを防止できない。それからまた、円安というのは、そもそも行き過ぎた場合には問題になりますけれども、国力相應の相場というのがあるわけでございますから、そういう意味で、今回の改正法案で円安が加速されるというふうな認識は持つていないわけでございます。問題の側面が若干違ふのではないかと。

御指摘のような点は確かに現実問題としてあり

得るかもしれませんけれども、問題の整理の仕方としては、ただいま申し上げたように整理をして考へております。

○鈴木一弘君 先ほど円安の原因について、いろいろ対策を、緊急策をつけるについての当面の原因を言われたんですけれども、わが国の輸出業者などが輸出代金のドルを東京為替市場で売るとを延ばす、いわゆるリーズ・アンド・ラグズを行つていふという、そういうことを言われていたり、それが原因であるとか、あるいは円高の当時から高金利のアメリカの債券をわが国の保険会社が買ひ急いだために円安が起きたのではないかと、こういうふうに言われております。

先ほどはいわゆる油の急騰と、木材とかそういうものの急騰ということがあるというお話だったんですけれども、そうじゃなくて、実際に税金に携わつていふところの話では、こういうような原因があるということを言われていふんですが、その点はいかがなものでございましょうか、認識は。

○政府委員(加藤隆司君) 基本的な原因と、それからいま御指摘のようなリーズ・アンド・ラグズだとかスペキュレーションとかあるわけでございます。それで、この為替管理法がねらいをつけま

すのは、後の方のまさに御指摘のようなケースでございます。それで、円安の場合で考へれば、御指摘のように輸出の代金はなかなか日本へ持つてこない、そのかわり輸入の方の代金はできるだけ早く払うような体制をとると、いわゆるリーズ・アンド・ラグズが輸出入についてそういう現象が起り得るわけでございます。それからもう一つは、将来円が安くなると思へば、円安の対策のヘッジの行動が起つてくる。そういうふうなうちに、こ

ういうリーズ・アンド・ラグズなりヘッジのアクションに伴つて、投機的な行為によつてもうけようというふうな動きが出てくる。こういうようなものが、まさにこの管理法がねらつておる経済活動であるわけでございまして、この場合、私も

としては十一月の二十七日の措置というのはそこをねらつたわけでございまして、こういうふうな各為銀なり商社なり証券会社の動きがどういふふうになつていふのかというのを常時監視するという意味で、ああいうことを打ち出したわけでございますけれども、十一月の最初のころ一日だけ一回やつてみたわけでございます。

そのときの分析結果によりまして、実需原則と私どもの方で言つておりますが、背後に実需があつて輸入予約をやつたというふうなことを把握しております。今回の場合、まだデータの分析が終わつておりませんけれども、一般的な印象を申し上げますと、大體通常の経済活動で許容されるような行動をとつていふふうな認識しております。

○鈴木一弘君 いわゆる実需というか、通常の経済活動が行われていて、そういうことがあつて、しかも円安だということになると、これはちよつとよほど考へなきゃならないということになると思ふんです。

先ほど日銀の副総裁は、円の適正評価額というのはどのぐらいかということとは通貨当局だから言わなかつたかもしれませんが、大蔵省としては一体どのぐらいだろうというふうな考へておりますか。

○政府委員(加藤隆司君) 普通、通貨当局と言う場合には——日本の制度が中央銀行と國庫当局に分かれておりますが、通常は通貨当局と言う場合には、大蔵省と日銀を合せて言つておりまして、そういう意味で同じことを申し上げるしかないということ御容赦を願ひたいと思ひます。

○鈴木一弘君 今度の法改正で為替管理はかなり自由化されてくるわけですから、短資の流出入もかなり激しくなるだろう、こういうことで、円相場が安定するといふよりもかえつて混乱をする、そういうふうにも考へられると思ふんですけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(加藤隆司君) これも大要御説明が回りくどくなりますが、短資の出入りの理由として

いろいろなことが考えられるわけでございます。御承知のように金利水準、それからマーケットの資金供給、それからその国の通貨の先行きと、大体三つぐらいが通常言われておるわけでございますが、今回の改正法で開放体制をとった場合に、その中のどういふ面に影響が出てくるかということを考えますと、基本的に申しまして現状と余り大差がないのではないかと。ただ確かに、たとえばインパクトローンの取り入れなども自由になります。そういうような意味で、常時監視体制をとることによって、的確にマーケットの情勢を把握していくということをやつていけば、そう心配は要らないのではないかと思います。

○鈴木一弘君 この改正案の中で、原則自由ということから、資本取引等についても異常事態といえますが有事のときに規制すると、こういうことになるわけで、原則禁止というものから原則自由になる、そして異常事態だからといって、有事だからといって当局が規制しようといつても、もういままでよりは規制がしにくくなるんじゃないかということが考えられるわけですが、その点どういふふうになつていくのか。

それから、異常事態での規制というのは大蔵大臣の権限で行うわけです。原則自由といたせば、年がら年じゅう規制したんじゃない、もう原則自由じゃなくなつてしまふから、だからそうなる、有事という場合は短期に限られるでしょう。長期にわたつての規制はできるわけはないし、たびたびやるわけにはいかないというふうになつてきます。そういうことが、いままで原則禁止でやつてきた為替管理に比べると、大変今度は円相場が暴落したとかの問題が起きたとき、それは国民生活への不安というものが与えられるかと思ふやうな点で、運用をどうしていくかというところが大変重要な問題なんですけれども、この辺は大蔵の考えをひとつ示していただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる有事の問題ということになりまふと、実際問題として先ほど来の議論にもございましたが、審議会で原則を議論していただくにいたしましたも、変動幅がこれだけあったときはどうかとかというふうな決定は、これは容易にされる問題じゃないと思ふのであります。

まさに国際金融という流動的な非常に客観性を帯びた問題でありますだけに、私は有事という問題につきましても、まさにそのとき判断すべきものであつて、私自身も先ほど日銀なり加藤局長からもお話がございましたが、これは鈴木さん、友人として聞いていただきますと、この間私が、当面平静に見守ると、こういうことを言いましたら、それに対して質問がありまして、平静とはどういうことかと、私は興奮しないことだと、こう申したので、どう間違えられたのか、日本政府は何にしろないと、こう書いてあつた。したがつて、まさに国際金融に関する発言というものは、通貨当局として慎重ななければならぬということをしつみじみと感じました。

したがつて、これはまさに一つの出来事を御報告したにすぎませんが、有事というものの認識の問題についてもいろいろ審議会で御判断いただいて、後はまさにそのときの情勢に応じて決定すべきものであつて、いまだのような認識を持つたかということに対してのお答え自体も差し控へなければならぬ問題であるというふうに考えています。

実際問題、私もいつも思ふのでありますが、財政民主主義とかいろいろの中において、いわゆる変動相場制以来の国際金融行政というものは、何だか非常にフリーハンドの多いものであつて、したがつて、少数の者の決断によつて国損が生じたり利益が生じたりするやうなことは、財政民主主義の中では非常におかしいじゃないか、こういう議論も従来ございますけれども、やはり事の性格上、私はまさにその都度環境に応じて判断

するといふ以外に言ひようはない問題ではなからうか、このように思ひます。

○鈴木一弘君 もう一つは、やはりこの改正案が条件つき自由化という感じがございまして、けれども、本来言へば、金利の自由化を伴つていかなければならぬ調整されたものというふうにならないのじゃないかという感じがしてならないわけですが、金利の自由化についても外国からだんだん迫られてくるということは、開放経済体制になればなるほどあることだと思ひますので、その点についてどういふふうに考えているか。これをお伺いをして、終わりたいと思ひます。

○政府委員(加藤隆司君) 先ほど日銀の副総裁が申しておりますが、いろいろ国内の事情と海外の事情の接点に立つておる立場から申し上げてみますと、一般的に言われる自由化というのを完全にやつていける国が一体あるのかないのかという問題が一般論としてございまして、金融もその一環になると思ふのでございまして、現在見てみますと、短資の市場、主として短資で見えますと、わが国もかなり自由化されてきております。そうでない、外からのインパクトが非常に強く出てくるわけでございまして。

それで、話が余談になりますけれども、金利水準の差で短資が行つたり来たりしているのをどう考えるかというので、最近時点で見ると、金利水準の差によつて金が出ていくように見えますけれども、為替のヘッジということではディスカウント、いまドルのディスカウントになつていますが、そういうようなものを調整してみますと、金利の差が為替のディスカウントの方で調整されておりました、九月ごろのスプレッドが十月ごろかなり開いたわけでございまして、公定歩合の引き上げによつてそれが縮む方向にございまして、資金の出入りを見ておりました、大体そう大げさに考えることもないやうな状況にございまして。

こういふやうな具体例から見ても、金利の自由化といふものは弾力化、これはさらに進められる

ことが望ましいわけですが、目下のところでは言ひますと、現状についてはそういう金利の差のスプレッドで短資が非常に出ていふやうなことはございませぬ。

答弁になつておるかどうかわかりませんが、私の領域にかかりまして現状を申し上げますと、そんな状況にございまして。

○理事(細川護国君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、多田省吾君が委員を辞任され、その補欠として藤原房雄君が選任されました。

○佐藤昭夫君 法案を中心に質問をいたしますが、その前に午前中の質問との関係で、会計検査院と大臣にそれぞれ一問ずつお許しを願ひたいと思ひます。

午前中も強調いたしましたいわゆる綱紀粛正の問題で、大蔵省の事情調査というのが鉄建公団、大野の問題だけに限られていふのは不十分じゃないか、もっと全容にメスを入れる方向での事情の調査を十分やるべきだということを強調したわけでありまして、会計検査院にお尋ねをいたしますが、会計検査院としては、こうした立場での全容の把握の作業の努力をされておるといふやうに聞いておりますが、どうですか。

○説明員(秋本勝彦君) お答えいたします。

先般、鉄建公団あるいは一連の大野というところの接待というやうな問題、あるいは環境庁というやうなことがございまして、それぞれ問題が生じたところにつきましては、それぞれの担当検査課におきまして各省庁からの事情を聴取し、整理をし、あるいは説明をしてきていふところでございまして。

〔理事細川護国君退席、委員長着席〕
しかしながら、そうではなくして、全容というやうなことに相なりますと、これは各省庁非常に膨大なものでございまして、それから、毎月私ども

の方に、証拠書類として各省庁から上がつてまいります書類でありますけれども、これで会議費等のものでわかる書類というのは、支出決議書と、それから領収書、請求書、この三通りでございませう。それで、支出の決議書というものは科目と目とか、あるいは日付とか、あるいは金額、それから出席人数、こういうものはわかるわけでございませうけれども、どういふところとどういふ会議をやったかということになりますと、この支出決議書ではわからないわけでございませう。

したがしまして、このようなものは何に使われたかということは、各省各庁のいわゆる会議費伺い、あるいは何と申しておりますか、そういう会議費伺いといったようなものをつづりを一々見せていただかないことには確認できません。したがしまして、私もといたしましては、その全容について私どもの持っている証拠書類の中で事実調査をするということは、事実上不可能でございませう。

○佐藤昭夫君 限界はあるけれども、問題として登場してきておるものについてはできるだけ把握しようという方向の努力をやっているんだというふうに向つたわけですけれども。

それで大臣、検査院としていまのような答弁でございませうが、もう理由は繰り返しませんけれども、午前中來指摘をしております問題、特に本日冒頭の大臣の所信といひますか、大臣の発言を拝見をしましても、この網紀肅正の問題についてくしくも触れられていないことを疑問に思ふわけでありませうけれども、ぜひとも国民の信頼を回復するという見地から、単に鉄建、大野にとどまらず、できるだけ全体的にはどういふことになつていふのかといふことの把握の努力、これを大蔵省としては検討していただく必要があるのではないかと一ふうに思ふのですが、最後に大臣にお尋ねをしておきたい。

○国務大臣(竹下登君) 午前中以來、信頼を回復するためにまず処分の問題をいたしました、そして今後の具体的な措置をいたしまして、かくし

て網紀肅正を図つていく考えであります、このように申し上げてきたわけでありませうが、実際問題としてこの全体をどう把握するかということになりますと、私がそれをお約束できるというようない問題であるかどうか、私もにわかには決断するものではございませう。行政機構のそれぞれの立場があるかと思ひます。

○佐藤昭夫君 大臣としての政治姿勢をお尋ねしている。

つきましては、基本的に幾つかのむずかしい問題を根底にはらんでいふかと思ひます。たとえば、発展途上国が先進国に向かつてキャッチアップをしまひます。あるいは今度は、わが国の場合におきまして国際競争力が変動をしまひますし、それからその間におきまして産業構造が変化していくと、こういうふうな非常に大きな問題を後ろにはらんでおられますけれども、しかし、業種によりまして海外投資が一定の期間あるいはその量、いろいろ出方によつては問題を生ずる。特に繊維産業は、御案内のように脆弱な基盤に立つておりますし、今日構造改善、体質改善というところで鋭意努力しておる最中ではございませうから、その間に逆輸入が非常に大きく入りますと問題となることは当然でございませう。

○国務大臣(竹下登君) わかりました。政治姿勢をいたしましては、まさに国民の信頼を回復するという立場に立ちまして、厳密にこれから対処していくということの一語に尽きると思ひます。

まず、お尋ねの第一点といたしまして、どのように私どもは実態を把握しておるかということでございますが、私も最近これは五十四年の「我が国海外事業活動の実態」というレポートで調査いたしましたところによりますと、海外の日系の製造業の子会社でございませうが、これがその売上高の中で一体どのぐらいどこへ出しているかといふことを調べましたならば、この売上高—金額ベースでございませうが、現地の市場向けに八割出しております。それから第三国向けに一五%出しております。日本に持つてくるのは約六%、こういう数字が出ております。繊維業につきましてこれを同じように計算いたしましたところが、逆輸入と称せられるものは大体五%ぐらいではなからうか。これは金額ベースでございませう。もちろん、いろんなデータ必ずしも十分ではございませうけれども、実態につきましては現在のところそのように理解いたしております。

○佐藤昭夫君 時間がございませうので、法案の質問に移つていきたいと思います。

ただ、それが特定の分野に集中するというふうなことになりますとはなほ問題でございませうので、まず第一に秩序ある輸入が必要であらうといふこととございまして、輸入についての監視と申しますか、実態把握ということとを十分にやらしていただいております。これが第一点でございませう。

○佐藤昭夫君 時間がございませうので、法案の質問に移つていきたいと思います。

つきましては、基本に幾つかのむずかしい問題を根底にはらんでいふかと思ひます。たとえば、発展途上国が先進国に向かつてキャッチアップをしまひます。あるいは今度は、わが国の場合におきまして国際競争力が変動をしまひますし、それからその間におきまして産業構造が変化していくと、こういうふうな非常に大きな問題を後ろにはらんでおられますけれども、しかし、業種によりまして海外投資が一定の期間あるいはその量、いろいろ出方によつては問題を生ずる。特に繊維産業は、御案内のように脆弱な基盤に立つておりますし、今日構造改善、体質改善というところで鋭意努力しておる最中ではございませうから、その間に逆輸入が非常に大きく入りますと問題となることは当然でございませう。

○佐藤昭夫君 時間がございませうので、法案の質問に移つていきたいと思います。

ただ、それが特定の分野に集中するというふうなことになりますとはなほ問題でございませうので、まず第一に秩序ある輸入が必要であらうといふこととございまして、輸入についての監視と申しますか、実態把握ということとを十分にやらしていただいております。これが第一点でございませう。

○国務大臣(宮本四郎君) ただいま御指摘の逆輸入の問題は、私も非常にいろいろとむずかしい問題に直面しておる一つの問題点であることは御存じのとおりでございませう。

○佐藤昭夫君 時間がございませうので、法案の質問に移つていきたいと思います。

つきましては、基本に幾つかのむずかしい問題を根底にはらんでいふかと思ひます。たとえば、発展途上国が先進国に向かつてキャッチアップをしまひます。あるいは今度は、わが国の場合におきまして国際競争力が変動をしまひますし、それからその間におきまして産業構造が変化していくと、こういうふうな非常に大きな問題を後ろにはらんでおられますけれども、しかし、業種によりまして海外投資が一定の期間あるいはその量、いろいろ出方によつては問題を生ずる。特に繊維産業は、御案内のように脆弱な基盤に立つておりますし、今日構造改善、体質改善というところで鋭意努力しておる最中ではございませうから、その間に逆輸入が非常に大きく入りますと問題となることは当然でございませう。

○委員(世耕政隆君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、渡辺武君が委員を辞任され、その補欠として小巻敏雄君が選任されました。

○国務大臣(宮本四郎君) ただいまお尋ねの点につきましては、業種それからそのときの状況によりまして異なつてまいるかと思ひますけれども、一般的に申しますと、現在は事前チェックではございませうけれども指導をいたしておりまして、指導ベースで著しい弊害の生じないよういろいろな努力をいたしておりますが、繊維製品などにつきましては、今後の改正後の状態におきまして、そういう指導を行うことによりまして大体同じような実を上げることができるとは思ひます。

○佐藤昭夫君 そういう果たして甘いものかどうかといふことなんですが、改正法の二十三条の二項で、特定産業に悪影響を与えるおそれがあると

きには個別に変更、中止勧告ができるというふう
にうたわれておるわけですが、この条文と
いうのは、実際は飾り物になるのではないかと
いう危惧が大いにあるわけです。現に、現行法の
もとでも、国民経済の発展に悪影響を及ぼすおそれ
があると認められる場合は自動承認しないこと
になっているけれども、一度も発動されてないとい
う実情、こういう点で事前の措置、事前の審
査、こういうものが全うされる保証は一体どこに
あるのかという点についてはどうですか。

○政府委員(加藤隆司君) たいだいまの二十三
条でございますが、一件もないという点はそれと
ございまして、先ほど通産省の方から御答弁が
ございましたように、事前にかなり現実的な事情
聴取などを関係省庁でやりになっておりまし
て、数字に出てこないというふうなのが実情で
ございます。

改正法の場合、御指摘のように二十一条、二
十二条で届け出を行います。そして、二十三条で
だいまの御指摘のような条文があるわけござい
ますが、その際も関係省庁においてそういう現在
と同じような指導が行われるというふうに思いま
す。そうしますと、それにもかかわらずだいまの場
合には、いま条文をお読みになりましたように、
内容の変更、中止の勧告、そういうような規定が
取りそろえてあるわけでございますから、規定の
状況としては現行とほとんど変わらないう。

運用の問題になりますけれども、運用の問題
は、それぞれの省庁におかれて現実的な経済の動
向の上で判断されるということで、決して
改正法によって、いわゆるブーメラン効果で中小
企業等が圧迫されるというふうな事態は、おそれ
はないと考えております。

○佐藤昭夫君 現行法でも改正法でも、そういう
指導を適切にやればそういう危惧を防止するこ
とができるんだという御答弁でございけれども、現
行法に比べて改正法になると、一層逆輸入を契機に
して国内産業に対する圧迫が起こるおそれがある
という、これはひとしく認められると思うんです

けれども、その点に対して、こういうふうにして
これを防止する具体策があるんだということ
が、どうも明示がないというふうに感ぜざるを得
ぬです。

時間がありませんので、もう一つ別の角度から
お尋ねをいたしますが、今回の原則自由にする
というもとで海外直接投資が本格化しますと、も
う一つ国内に深刻な影響を及ぼす問題としての雇
用問題が考えられると思うんです。で、いわゆる
有事規制の発動基準の中にこの雇用問題も織り込
んで発動基準をつくっていくのか、設定をしてい
くのか。こうした点についてはどうですか。

○政府委員(加藤隆司君) たいだいまの有事規制の
条文は、二十一条の二項に一、二、三と三つ、国
際収支の均衡、外為相場の急激な変動、金融市場
または資本市場に悪影響を及ぼす問題が入っ
ていないという御指摘かと思ひますが、たいだいま
御指摘の二十三条の二項の三号でございまして、
「我が国の特定の産業部門の事業活動その他我が
国経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすことにな
ること」と、その中に、私どもとしては当然の
ことながら雇用問題が前提になっておるという
ふうに考えております。

○佐藤昭夫君 次に、対内直接投資に関して、特
に外資によるわが国産業の乗っ取りのおそれの問
題ですね、現行法では農林水産業、鉱業あるいは
石油業、皮革または皮革製品業、こういう四業種
を除いて、わが国に会社を新設するために一〇
〇%以内の株式を取得する目的の申請は、原則と
して日銀が自動的に認可をするということになっ
ているわけですが、また既存の会社の株式取得に
ついては、当該会社の同意があることが明らかな
場合は日銀が自動的に認可をするというふうにな
められておるわけでありまして、なぜ今回の
改正では、当該企業の同意を必要とせずという
ふうにしたのか。逆に言えば、政府が認めれば
それでいいんだというふうにしたことは、乗っ取
りを政府として放任をするということになるおそ
れはないかという、この点についてはどうです

か。

○政府委員(加藤隆司君) 確かに、条文上はそう
いう差がございます。これは考え方の差によりま
してこういう文言になっておるわけでございます
が、第一条の法の精神、こういうようなところか
ら申しまして企業の同意の有無という観点より
も、国民経済に与える影響という観点が前面に出
てきたためにそういうことになったわけござい
ますけれども、反面考えてみますと、制度上仮に
企業の同意があつた場合、その場合でも政府の判
断でチェックできるわけです。それで、そうしま
すと、それじゃ同意の有無を問わなかった一面だ
けを言っているではないかという問題があるわけ
でございますが、先ほど来申し上げておりますよ
うに、事実上の問題として、前提に事前届け出義務
があるわけでございますから、そういう過程でそ
れぞれの産業の關係省庁が事実上の議論はいた
すわけでございます。

したがって、同意のない場合にむしろ政府がチ
ェックする可能性が出てきているという点、それ
からあつた場合でも政府がチェックできる。ない
場合は従来のような取り扱いがなされるというよ
うな点で、法律の文言上はたいだいま申しましたよ
うに一条の精神からそうなっておりますけれど
も、実際の運営上は御心配要らないということ
を申し上げたいと思ひます。

○佐藤昭夫君 果たしてそうか、いまの御答弁で
は水解いたしませんけれども、もう一つお尋ねを
いたしますが、現在の外資審議会ですと、これの
委員の構成メンバーはどういうことになってお
りますか。

○政府委員(加藤隆司君) 法律の規定によりまし
て十五名以内ということになっておりますが、現
在十名でございまして。

それで構成は、学識経験者が十名のうち三名で
ございまして、四十三年ごろは十五名で六名と四割
だったわけですが、現在三名、それから金融界と
申しますか、これが十名のうち三名、言論界が一
名、学界が三名というふうな構成になっておりま

す。

○佐藤昭夫君 いま御説明がありましたように、
かつての時期に比べていわゆる文字どおりの学識
経験者代表の比重が低下をしているという問題も
ありますけれども、金融界を初めとする財界の代
表がふえてきているという問題もあります。問
題は、きょう一貫して言っております、どうや
つて日本の国内の中小企業を守るかと、こういう見
地から、この審議会の構成についても中小企業家
の代表を構成の中に入れるという問題を積極的に
検討していただく必要があるんじゃないかとい
うふうに思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(加藤隆司君) 先ほど御質問がござ
いましたので、従来の外資審議会系統の問題
と、それから為替の方の問題とあるわけござい
ます。法律の考え方は学識経験者と、いま私が
また金融界とか学界とか色を分けて申ししま
したが、基本的な考え方は学識経験者、そういうこと
でございまして、いわゆる中小企業云々とかい
うそういう角度で選んでいるわけではないわけ
でございます。法律の規定の考え方によりまして、
学識経験者という点から公平を期したいというよ
うな角度で選定をさせていただいたらいかがかと
考えております。

○佐藤昭夫君 答弁としては、構成についての公
平を期するという答弁にならざるを得ないかと思
うんですけれども、この問題をめぐってといいま
すか、たとえば逆輸入の問題一つとりましても、
大企業は海外に資本投資をして、そこに会社をつ
くって逆輸入をする、こういう立場。一方、国内
の中小企業というのは、そのことによつて犠牲を
受ける立場ということ、単に一般的に包括をし
て、学識経験者ということ、その中に包含する
ということについては、果たして日本の産業のあ
らゆる角度からの正常な発展をどういうふう
に期待していくかという点で、私はどうしても中小
企業家の代表を積極的に検討していただく必要が
あるだろうというふうに思ひます。

それで、審議会の構成メンバーの再検討の時期

がいつなのかよく存じませんが、できるだけしかるべき近い時期に、いまここで入れますという約束はできないかと思うんですが、そういう見地からのひとつ検討をいただくと、うことをぜひお願いしたいと思うんですが、そのことを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○政府委員(加藤隆司君) 私どもの考え方としますと、若干申しわけないのでございますが、中小企業とか大手の商社とか、業界の代表というそういう角度の選定というのはいかがかと考えておるわけでございます。先ほども申しましたように、学識経験者という立場から公平な選定をさせていただきたい、そういうことを申し上げたいと思います。

○委員長(世耕政隆君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、吉田忠三郎君及び福岡知之君が委員を辞任され、その補欠として小野明君、片岡勝治君が選任されました。

○委員長(世耕政隆君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(世耕政隆君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

和田君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。和田君。

○和田静夫君 私はいまだ可決されました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、民社党及び新自由クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分留意すべきである。

一、有事規制の発動について、外国為替等審議会の意見を十分尊重しつつ、その適正な運営を図ること。

二、対外取引の自由化に伴い、外国為替が企業等の不正な取引に利用されることのないよう、本法律の運用について十分配慮すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(世耕政隆君) ただいま和田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(世耕政隆君) 多数と認めます。よって、和田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹下大蔵大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨に沿って十分努力いたしたいと存じております。

○委員長(世耕政隆君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

十一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

「第三章 附帯決議」

第四章 外国為替の集中(第二十一条―第二十六条)

第五章 制限及び禁止(第二十七条―第二十九条)

第六章 債権(第三十条―第三十一条)

第七章 証券(第三十二条―第三十五条)

第八章 不動産(第三十六条―第三十七条)

第九章 その他(第三十八条―第四十一条)

第十章 外国貿易(第四十二条―第四十五条)

第十一章 外国貿易(第四十六条―第四十九条)

第十二章 外国貿易(第五十条―第五十五条)

第十三条 附帯決議(第五十六条―第五十九条)

第十四条 附帯決議(第六十条―第六十三条)

第十五条 附帯決議(第六十四条―第六十七条)

第十六条 附帯決議(第六十八条―第七十一条)

第十七条 附帯決議(第七十二条―第七十五条)

第十八条 附帯決議(第七十六条―第七十九条)

第十九条 附帯決議(第八十条―第八十三条)

第二十条 附帯決議(第八十四条―第八十七条)

第二十一条 附帯決議(第八十八条―第九十一条)

第二十二条 附帯決議(第九十二条―第九十五条)

第二十三条 附帯決議(第九十六条―第九十九条)

第二十四条 附帯決議(第一百条―第一百零三条)

第二十五条 附帯決議(第一百零四条―第一百零七条)

第二十六条 附帯決議(第一百零八条―第一百一十一条)

第二十七条 附帯決議(第一百一十二条―第一百一十五条)

第二十八条 附帯決議(第一百一十六条―第一百一十九条)

第二十九条 附帯決議(第一百二十条―第一百二十三条)

第三十条 附帯決議(第一百二十四条―第一百二十七条)

第三十一条 附帯決議(第一百二十八条―第一百三十一条)

第三十二条 附帯決議(第一百三十二条―第一百三十五条)

第三十三条 附帯決議(第一百三十六条―第一百三十九条)

第三十四条 附帯決議(第一百四十条―第一百四十三条)

第三十五条 附帯決議(第一百四十四条―第一百四十七条)

第三十六条 附帯決議(第一百四十八条―第一百五十一条)

第三十七条 附帯決議(第一百五十二条―第一百五十五条)

一、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

「第三章 附帯決議」

第四章 外国為替の集中(第二十一条―第二十六条)

第五章 制限及び禁止(第二十七条―第二十九条)

第六章 債権(第三十条―第三十一条)

第七章 証券(第三十二条―第三十五条)

第八章 不動産(第三十六条―第三十七条)

第九章 その他(第三十八条―第四十一条)

第十章 外国貿易(第四十二条―第四十五条)

第十一章 外国貿易(第四十六条―第四十九条)

第十二章 外国貿易(第五十条―第五十五条)

第十三条 附帯決議(第五十六条―第五十九条)

第十四条 附帯決議(第六十条―第六十三条)

第十五条 附帯決議(第六十四条―第六十七条)

第十六条 附帯決議(第六十八条―第七十一条)

第十七条 附帯決議(第七十二条―第七十五条)

第十八条 附帯決議(第七十六条―第七十九条)

第十九条 附帯決議(第八十条―第八十三条)

第二十条 附帯決議(第八十四条―第八十七条)

第二十一条 附帯決議(第八十八条―第九十一条)

第二十二条 附帯決議(第九十二条―第九十五条)

第二十三条 附帯決議(第九十六条―第九十九条)

第二十四条 附帯決議(第一百条―第一百零三条)

第二十五条 附帯決議(第一百零四条―第一百零七条)

第二十六条 附帯決議(第一百零八条―第一百一十一条)

第二十七条 附帯決議(第一百一十二条―第一百一十五条)

第二十八条 附帯決議(第一百一十六条―第一百一十九条)

第二十九条 附帯決議(第一百二十条―第一百二十三条)

第三十条 附帯決議(第一百二十四条―第一百二十七条)

第三十一条 附帯決議(第一百二十八条―第一百三十一条)

第三十二条 附帯決議(第一百三十二条―第一百三十五条)

第三十三条 附帯決議(第一百三十六条―第一百三十九条)

第三十四条 附帯決議(第一百四十条―第一百四十三条)

第三十五条 附帯決議(第一百四十四条―第一百四十七条)

第三十六条 附帯決議(第一百四十八条―第一百五十一条)

第三十七条 附帯決議(第一百五十二条―第一百五十五条)

金利を付することを禁止すること。
第三章から第五章までを次のように改める。

第三章 支払等

第十六条 主務大臣は、我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるとき又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該支払又は支払の受領（以下この条及び次条において「支払等」という。）が、第十八条第二項又は次章から第六章までの規定により許可若しくは承認を受け又は届出をする義務を課することができ、これを要する取引又は行為に係る支払等である場合を除き、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、当該支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

2 前項に定める場合のほか、主務大臣は、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行のため必要があると認めるときは、これと同一の見地から許可若しくは承認を受け又は届出をする義務を課することができ、これを要する取引又は行為以外の取引又は行為に係る支払等について、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、当該支払等について、許可を受ける義務を課することができる。

3 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により、取引又は行為を行うことにつき許可若しくは承認を受け又は届出をする義務が課されている場合には、当該許可若しくは承認を受けないで又は当該届出をしないで当該取引又は行為に係る支払等をしてはならない。

（対外取引の支払方法）
第十七条 居住者は、勘定の貸記又は借記による

方法その他の政令で定める特殊な方法により、居住者とは非居住者との間の取引又は行為に係る債権債務の決済のため、支払等をしようとするときは、政令で定めるところにより、主務大臣の許可を受けなければならない。

（支払手段等の輸出入）

第十八条 大蔵大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるときは、支払手段又は証券を輸出し又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

2 大蔵大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定の確実な実施を図るため必要があると認めるとき又は国際収支の均衡若しくは通貨の安定を維持するため必要があると認めるときは、貴金属を輸出し又は輸入しようとする居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、許可を受ける義務を課することができる。

（債券の放棄等）

第十九条 主務大臣は、我が国の国際収支の均衡を維持するため特に必要があると認めるときは、非居住者に対する債権を保有している居住者に対し、政令で定めるところにより、当該債権の全部又は一部を放棄し又は免除することについて、許可を受ける義務を課することができる。

第四章 資本取引等

（資本取引）

第二十条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行為（第二十六条第一項各号に掲げるものを行う同条第二項に規定する対内直接投資等に該当する行為を除く。）をいう。

一 居住者とは非居住者との間の預金契約（定期預金契約、掛金契約、預け金契約その他これらに類するものとして政令で定めるものを含む。第四号において同じ。）又は信託契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引

（以下この条、第二十二條及び第二十三條において「債権の発生等に係る取引」という。）

二 居住者とは非居住者との間の金銭の貸借契約又は債権の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引

三 居住者とは非居住者との間の対外支払手段又は債権の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引

四 居住者とは他の居住者との間の預金契約、信託契約、金銭の貸借契約、債権の保証契約又は対外支払手段若しくは債権その他の売買契約に基づく外国通貨をもつて支払を受けることができる債権の発生等に係る取引

五 居住者による非居住者からの外貨証券の取得又は非居住者による居住者からの証券の取得

六 居住者による外国における証券の発行若しくは募集若しくは本邦における外貨証券の発行若しくは募集又は非居住者による本邦における証券の発行若しくは募集

七 非居住者による本邦通貨をもつて表示され又は支払われる証券の外国における発行又は募集

八 居住者による外国にある不動産若しくはこれに関する権利の取得又は非居住者による本邦にある不動産若しくはこれに関する権利の取得

九 第一号及び第二号に掲げるもののほか、法人の本邦にある事務所と当該法人の外国にある事務所との間の資金の授受（当該事務所の運営に必要な経常的経費及び経常的な取引に係る資金の授受として政令で定めるものを除く。）

十 前各号のいずれかに準ずる取引又は行為として政令で定めるもの

（大蔵大臣の許可を要する資本取引）
第二十一条 居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引の当事者となるときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に応じ、当該居住者又は非居住者は、政令で定めるところにより、当該資本取引について、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

一 前条第一号、第三号又は第四号に掲げる資本取引であつて、本邦にある外国為替公認銀行が業として行う資本取引（同条第三号及び第四号に掲げる資本取引のうち対外支払手段又は債権の売買契約に係る資本取引にあつては、大蔵大臣の定める要件を満たしているものに限り、）以外のもの、居住者

二 前条第七号に掲げる資本取引、非居住者
大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならない資本取引以外の資本取引（第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。）が何らの制限なしに行われた場合には、次に掲げるいづれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに限り、当該資本取引を行う居住者又は非居住者に対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

一 我が国の国際収支の均衡を維持することが困難になること。

二 本邦通貨の外国為替相場に急激な変動をもたらすことになること。

三 本邦と外国との間の大量の資金の移動により我が国の金融市場又は資本市場に悪影響を及ぼすことになること。
3 前項の規定により大蔵大臣が第二十三条第一項に規定する資本取引（次条第一項の規定による届出が既にされたものを除く。）について許可を受ける義務を課する場合においては、当該資本取引が行われたならば、前項各号に掲げる事態のほか、第二十三条第二項各号に掲げる事態のいづれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められないかについても併せ考慮してするものとする。
（資本取引の届出等）
第二十二条 居住者又は非居住者が次の各号に掲

ける資本取引（第二十四条第一項に規定する資本取引に該当するものを除く。）の当事者となろうとするときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に応じ、当該居住者又は非居住者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣は届け出なければならぬ。ただし、第二号及び第三号に掲げる資本取引の当事者となろうとする場合であつて、当該当事者の一方が大蔵大臣の指定を受けた証券会社（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。）以下この項において「指定証券会社」という。）であるときは又は当該資本取引の媒介、取次ぎ若しくは代理をする者が指定証券会社であるときは、この限りでない。

一 第二十条第二号に掲げる資本取引のうち、金銭の貸借契約（第四号に該当するものを除く。）に基づく債権の発生等に係る取引又は外国法令に基づいて設立された法人で政令で定めるもの（以下この号において「外国法人」という。）が証券を外国において発行若しくは募集することに伴い当該外国法人のために行われる債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引 居住者

二 第二十条第五号に掲げる資本取引のうち、居住者による非居住者からの外貨証券の取得（第四号に該当するものを除く。） 居住者

三 第二十条第五号に掲げる資本取引のうち、非居住者による居住者からの証券の取得 非居住者

四 第二十条第二号、第五号及び第九号に掲げる資本取引のうち、居住者による対外直接投資に係るもの 居住者

五 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、居住者による外国における証券の発行若しくは募集又は本邦における外貨証券の発行若しくは

くは募集 居住者

六 第二十条第六号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦における証券の発行又は募集 非居住者

七 第二十条第八号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者

二 前項第四号の「対外直接投資」とは、居住者による外国法令に基づいて設立された法人の発行に係る証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付けであつて当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものとして政令で定めるもの又は外国における支店、工場その他の営業所（以下「支店等」という。）の設置若しくは拡張に係る資金の支払をいう。

三 第一項ただし書に規定する大蔵大臣の指定に關し必要な事項は、政令で定める。

四 前条第二項の規定により大蔵大臣の許可を受ける義務が課された場合には、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる資本取引のうち当該許可を受ける義務を課されたものについては、同項及び次条の規定は、適用しない。

（資本取引に係る内容の審査及び変更勧告等）

第二十三条 前条第一項第一号に掲げる資本取引（居住者による非居住者からの金銭の借入契約に基づく債権の発生等に係る取引を除く。）及び同項第四号から第七号までに掲げる資本取引について、同項の規定による届出をした居住者又は非居住者は、大蔵大臣が当該届出を受理した日から起算して二十日を経過する日までは、当該届出に係る資本取引を行つてはならない。ただし、大蔵大臣は、当該届出に係る資本取引の内容その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

2 大蔵大臣は、前項の届出に係る資本取引が行われた場合には、次に掲げるいすれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに限り、当該資本取引の届出をした者に対し、政令で定めるところによ

り、当該資本取引の内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して二十日以内とする。

一 国際金融市場に悪影響を及ぼし、又は我が国の国際的信用を失ふこととなること。

二 我が国の金融市場又は資本市場に悪影響を及ぼすこととなること。

三 我が国の特定の産業部門の事業活動その他我が国経済の円滑な運営に悪影響を及ぼすこととなること。

四 我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げ、又は国際的な平和及び安全を損ない、若しくは公の秩序の維持を妨げることとなること。

三 前項の規定による勧告を受けた者は、第一項の規定にかかわらず、当該勧告を受けた日から起算して二十日を経過する日までは、同項の届出に係る資本取引を行つてはならない。

四 第二項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、大蔵大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

五 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした者は、当該勧告をされたことに従い、当該勧告に係る資本取引を行わなければならない。

六 第四項の規定により勧告を応諾する旨の通知をした者は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該勧告を受けた日から起算して二十日を経過しなくても、当該勧告に係る資本取引を行うことができる。

七 第二項の規定による勧告を受けた者が、第四項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、大蔵大臣は、当該勧告を受けた者に対し、当該資本取引の内容の変更又は中止を命ずることができ。ただし、当該変更又は中止を命ずることができる期間は、第二項の規定による勧告を行

つた日から起算して二十日以内とする。

8 前各項に定めるもののほか、資本取引の内容の変更又は中止の勧告の手続その他これらの勧告に關し必要な事項は、政令で定める。

（通商産業大臣の許可を要する資本取引等）

第二十四条 通商産業大臣は、第二十条第二号に掲げる資本取引（同条第十号の規定により同条第二号に準ずる取引として政令で定めるものを含む。）のうち、貨物を輸出し又は輸入する者が貨物の輸出又は輸入に直接伴つてする取引又は行為として政令で定めるもの及び鉱業権、工業所有権その他これらに類する権利の移転又はこれらの権利の使用権の設定に係る取引又は行為として政令で定めるもの（短期の国際商業取引の決済のための資本取引として政令で定めるものを除く。）が何らの制限なしに行われた場合には、第二十一条第二号各号に掲げるいすれかの事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められるときに限り、当該資本取引を行う居住者に対し、政令で定めるところにより、当該資本取引を行うことについて、許可を受ける義務を課することができる。

2 居住者が前項に規定する資本取引の当事者となろうとするときは、政令で定める場合を除き、当該居住者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項に規定する資本取引（居住者による非居住者からの金銭の借入契約に係るものとして政令で定めるものを除く。）について、前項の規定による届出をした居住者は、通商産業大臣が当該届出を受理した日から起算して二十日を経過する日までは、当該届出に係る資本取引を行つてはならない。ただし、通商産業大臣は、当該届出に係る資本取引の内容その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

4 前条第二項から第八項までの規定は、前項に

4 前条第二項から第八項までの規定は、前項に

4 前条第二項から第八項までの規定は、前項に

4 前条第二項から第八項までの規定は、前項に

4 前条第二項から第八項までの規定は、前項に

規定する資本取引について準用する。この場合において必要な技術的調整は、政令で定める。

5 第一項の規定により通商産業大臣が第三項に規定する資本取引（第二項の規定による届出が既にされたものを除く。）について許可を受ける義務を課する場合においては、当該資本取引が行われたならば、第二十一条第二項各号に掲げる事項のほか、前項において準用する前条第二項各号に掲げる事項のいずれかの事象を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認められないかについても併せて考慮してするものとする。

6 第一項の規定により通商産業大臣の許可を受ける義務が課された場合には、第二項の規定にかかわらず、第一項に規定する資本取引のうち当該許可を受ける義務を課されたものについては、第二項から第四項までの規定は、適用しない。

（役務取引等）

第二十五条 居住者は、非居住者との間で次のいずれかに該当するものとして政令で定める取引（第二十九条第一項に規定する技術導入契約の締結等に該当するものを除く。）を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、主務大臣の許可を受けなければならない。

一 役務取引（労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。次号において同じ。）であつて、鉱産物の加工又は鉱業権の移転その他これらに類するもの

二 役務取引又は外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引であつて、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行又は国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるもの

第五章 対内直接投資等

（対内直接投資等の届出等）

第二十六条 外国投資家とは、次に掲げるもの

で、次項各号に掲げる対内直接投資等を行うものをいう。

一 非居住者である個人

二 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体

三 会社で、第一号又は前号に掲げるものにより直接に所有されるその株式の数又は出資の金額と他の会社を通じて間接に所有されるものとして政令で定めるその株式の数又は出資の金額とを合計した株式の数又は出資の金額の当該会社の発行済株式の総数又は出資の金額の総額に占める割合が百分の五十以上に相当するもの

四 前二号に掲げるもののほか、法人その他の団体で、第一号に掲げる者がその役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）又は役員で代表する権限を有するもののいずれかの過半数を占めるもの

対内直接投資等とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 会社の株式又は持分の取得（前項各号に掲げるものからの譲受けによるもの及び証券取引法第二十一条第一項に規定する証券取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式を発行している会社（次号及び第三号において「上場会社等」という。）の株式の取得を除く。）

二 非居住者となる以前から引き続き所有する上場会社等以外の会社の株式又は持分の譲渡（非居住者である個人から前項各号に掲げるものに對して行われる譲渡に限る。）

三 上場会社等の株式の取得（当該取得に係る当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得をしたものが当該取得の後において所有することとなる当該上場会社等の株式の数と、法人その他の団体で当該取得をしたものと株式の所有関係その他これに準ずる特別の関係

にあるものとして政令で定めるものが所有する当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十を下らない率で政令で定める率以上となる場合に限る。）

四 会社の事業目的の実質的な変更に関し行う同意当該会社の発行済株式の総数又は出資の金額の総額の三分の一以上の割合を占める当該会社の株式の数又は出資の金額を有するものの行う同意に限る。）

五 本邦における支店等の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更（前項第一号又は第二号に掲げるものが行う政令で定める設置又は変更に限る。）

六 本邦に主たる事務所を有する法人に対する政令で定める金額を超える金銭の貸付け（銀行その他政令で定める金融機関がその業務として行う貸付け及び前項第三号又は第四号に掲げるものが行う本邦通貨による貸付けを除く。）でその期間が一年を超えるもの

七 前各号のいずれかに準ずる行為として政令で定めるもの

3 外国投資家は、前項各号に掲げる対内直接投資等を行おうとするとき（相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定める場合を除く。）は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

4 第二項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）について前項の規定による届出をした外国投資家は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行つてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る対内直接投資等に係る事業目的その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮

することができる。

5 外国投資家以外の者（法人その他の団体を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）が外国投資家のために当該外国投資家の名義によらないで行う対内直接投資等に相当するものについては、当該外国投資家以外の者を外国投資家とみなして、前二項の規定を適用する。（対内直接投資等に係る内容の審査及び変更勧告等）

第二十七条 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第三項の規定による届出（同条第五項の規定により外国投資家とみなされる外国投資家以外の者による届出を含む。次項及び第八項において同じ。）があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が行われたならば第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがないかどうか、又は当該届出に係る対内直接投資等が第三号若しくは第四号に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該対内直接投資等を行つてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四週間を限り、延長することができる。

一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。

二 当該対内直接投資等に係る事業と同種の我が国における事業（関連する事業を含む。）の活動その他我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

三 当該対内直接投資等が、我が国との間に対内直接投資等に関する条約その他の国際約束がない国の外国投資家により行われるものであることにより、これに対する取扱いを我が国の投資家が当該国において行う直接投資等（前条第二項各号に掲げる対内直接投資等に相当するものをいう。）に対する取扱いと実質的に同等なものとするため、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止をさせる必要があると認められるもの

四 資金の使途その他からみて、届出がされた

対内直接投資等の全部又は一部が第二十一条第二項の規定により許可を受ける義務を課されてる資本取引に当たるとして当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止をさせる必要があると認められるもの

2 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第三項の

規定による届出があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が行われたならば前項第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがあると認めるとき又は当該届出に係る対内直接投資等が同項第三号若しくは第四号に該当すると認めるときは、第五十五条の二に規定する外国為替審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等の届出をしたものに對し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して同項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

3 第一項に規定する審査に当たり第五十五条の

二に規定する外国為替審議会の意見を聴く場合において、同審議会が当該事業の性質にかんがみ、同項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

4 第二項の規定による勧告を受けたものは、当

該勧告を受けた日から起算して十日以内に、大蔵大臣及び事業所管大臣に對し、当該勧告を承諾するかしないかを通知しなければならない。5 前項の規定により勧告を承諾する旨の通知をしたものは、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る対内直接投資等を行わなければならない。

6 第四項の規定により勧告を承諾する旨の通知

をしたものは、第一項又は第三項の規定にかか

わらず、当該対内直接投資等に係る届出を行つた日から起算して四月（第三項の規定により延長された場合にあつては、五月）を経過しなくても、当該勧告に係る対内直接投資等を行うことができる。

7 第二項の規定による勧告を受けたものが、第

四項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を承諾しない旨の通知をした場合には、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けたものに對し、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命ずることができる。ただし、当該変更又は中止を命ずることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第一項又は第三項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

8 大蔵大臣及び事業所管大臣は、経済事情の変

化その他の事由により、前条第三項の規定による届出に係る対内直接投資等が行われても、第一項第一号若しくは第二号の事態を生ずるおそれがなく、又は当該届出に係る対内直接投資等が同項第三号若しくは第四号に該当しなくなつたと認めるときは、第四項の規定による対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を承諾する旨の通知をしたもの又は前項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに對し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。

9 前各項に定めるもののほか、対内直接投資等

に係る内容の変更又は中止の勧告の手続その他これらの勧告に関し必要な事項は、政令で定める。

(新株の引受権の譲渡)

第二十八条 第二十六条第一項第一号又は第二号に掲げるもので会社の株式を所有するものは、その所有する株式につき与えられた新株の引受権を他に譲り渡すことができる。

2 新株引受権証書が発行される場合を除き、前

項の新株の引受権の譲渡は、書面による会社の承諾がなければ、会社その他の第三者に對して

對抗することができない。

(技術導入契約の締結等の届出等)

第二十九条 非居住者（非居住者の本邦にある支店等を含む。以下この項及び第三項において同じ。）及び居住者は、非居住者の行う工業所有権その他の技術に関する権利の譲渡、これらに関する使用権の設定又は事業の経営に関する技術の指導に係る契約の締結又は更新その他当該契約の条項の変更（以下「技術導入契約の締結等」という。）をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該技術導入契約の締結等に係る契約の条項その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定は、非居住者の本邦にある支店等

が独自に開発した技術につき技術導入契約の締結等をしようとする場合その他政令で定める場合については、適用しない。

3 第一項に規定する技術導入契約の締結等につ

いて、同項の規定による届出をした非居住者及び居住者は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る技術導入契約の締結等をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る技術導入契約の締結等に係る技術の種類その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

(技術導入契約の締結等の変更勧告等)

第三十条 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、

当該届出に係る技術導入契約の締結等がされたならば次に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該技術導入契約の締結等をしてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間限り、延長することができる。

一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこと

になること。

二 当該技術を導入する事業と同種の我が国における事業（関連する事業を含む。）の活動その他我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

2 大蔵大臣及び事業所管大臣は、前条第一項の

規定による届出があつた場合において、当該届出に係る技術導入契約の締結等がされたならば前項各号に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがあると認めるときは、第五十五条の二に規定する外国為替審議会の意見を聴いて、当該技術導入契約の締結等の届出をした者に對し、政令で定めるところにより、当該技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して同項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

3 第一項に規定する審査に当たり第五十五条の

二に規定する外国為替審議会の意見を聴く場合において、同審議会が当該事業の性質にかんがみ、同項に規定する四月の期間内に意見を述べることが困難である旨を申し出た場合には、同項に規定する技術導入契約の締結等をしてはならない期間は、同項の規定にかかわらず、五月とする。

4 第二十七条第四項から第九項までの規定は、

第二項の規定による勧告があつた場合について準用する。この場合において必要な技術的調整は、政令で定める。

第三十一条から第四十六条まで 附除

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 外国為替審議会

(設置)

第五十五条の二 大蔵大臣若しくは通商産業大臣又は大蔵大臣及び事業所管大臣の諮問に應じ、外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約に関する重要事項を調査審議するため、大

三五

以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第四項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、外国為替業務又は両替業務を廃止した者

二 第十一条の規定による承認を受けずに同条に規定する取極を結んだ者

三 第十二条（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して取引した者

四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者（第七十条第十三号に該当する者を除く。）

六 第二十四条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、資本取引をした者（第七十条第十八号に該当する者を除く。）

七 第四十九条の規定に基づく命令の規定に違反して、十分な証明をせず、又は虚偽の証明をした者

八 第六十七条の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第六十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十 第六十八條第一項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第七十三条 法人（第二十六条第一項第二号及び第四号並びに同条第五項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第七十条、第七十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 第二十六条第一項第二号及び第四号並びに同条第五項に規定する団体に該当するものを処罰する場合においては、その代表者又は管理人が

その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則中第二項から第四項までを削り、第一項を第一条とし、同条に見出しとして（施行期日）を付し、附則に次の四条を加える。

（非居住者である個人等による株式取得の特例）

第二条 当分の間、大蔵大臣及び事業所管大臣は、非居住者である個人及び外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「非居住者である個人等」という。）が、特定の会社の一定数量以上の株式等（第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等の株式その他政令で定める証券をいう。以下同じ。）の取得をすることとなつた場合において次に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないかどうかを審査する必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、株式等を発行している会社で当該審査の対象とすべきものを指定することができる。

一 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること。

二 我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすこととなること。

2 前項の「事業所管大臣」とは、同項に規定する取得がされようとする会社の管轄事業の所管大臣として、政令で定めるところをいう。

3 第一項の「一定数量以上の株式等」とは、非居住者である個人等が既に所有している特定の会社の株式等（非居住者である個人等以外の者（法人その他の団体を含む。以下同じ。）が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで所有している株式等を含む。非居住者である個人等が非居住者である個人等となる前に取得した株式等を除く。）の数（株式にあつては株式の数、株式以外の証券にあつては政令で定めるところにより株式に換算した数をいう。以下この項において同じ。）に

非居住者である個人等の取得しようとする当該特定の会社の株式等（非居住者である個人等以外の者が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで取得しようとする株式等を含む。）の数を合計した場合に、当該株式等の数が当該会社の発行済株式の総数に對し百分の二十五を下らない率で政令で定める率以上となる場合の当該株式等をいう。

第三条 前条第一項の規定による会社の指定がされた場合において、当該指定がされた後に非居住者である個人等が当該指定された会社の一定数量以上の株式等の取得（第二十六条第二項第三号に掲げる上場会社等の株式の取得を除く。）をしようとするときは、政令で定める場合を除き、当該非居住者である個人等は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該取得をしようとする株式等の数量その他の政令で定める事項を大蔵大臣及び事業所管大臣に届け出なければならぬものとし、当該取得については、第二十二條第一項の規定は、適用しない。

2 非居住者である個人等が前条第一項の規定により指定された会社の株式等を取得しようとするときは、政令で定めるところにより、大蔵大臣に對し、当該株式等が同項に規定する一定数量以上の株式等に該當しないかどうかの確認を求めなければならない。

3 前条第三項に規定する一定数量以上の株式等の取得について第一項の規定による届出をした非居住者である個人等は、大蔵大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得をしてはならない。ただし、大蔵大臣及び事業所管大臣は、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得に係る株式等の数量その他からみて特に支障がないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

4 非居住者である個人等以外の者が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等

の名義によらないで一定数量以上の株式等の取得については、当該非居住者である個人等以外の者を非居住者である個人等とみなして、前三項の規定を適用する。

5 大蔵大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出（前項の規定により非居住者である個人等とみなされる非居住者である個人等以外の者による届出を含む。次項において同じ。）があつた場合において、当該届出に係る一定数量以上の株式等の取得がされたならば前条第一項各号に掲げるいずれかの事態を生ずるおそれがないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該一定数量以上の株式等の取得をしてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

6 第二十七條第二項から第七項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。この場合において必要な技術的調整は、政令で定める。

第四条 非居住者である個人等以外の者が非居住者である個人等のために当該非居住者である個人等の名義によらないで株式等の取得（前条第四項に規定する株式等の取得に該當するものを除く。）をしようとするときは、政令で定める場合を除き、当該非居住者である個人等以外の者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該取得をしようとする株式等の数量その他の政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

第五条 次の各号の一に該當する者（附則第三条第四項の規定により非居住者である個人等とみなされる者を含む。）は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

一 附則第三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、株式等の取得をした者

二 附則第三条第三項の規定に違反して、同項に規定する期間（同条第五項の規定又は同条第六項において準用する第二十七條第三項の規定により延長された場合にあつては、当該延長された期間）中に株式等の取得をした者

三 附則第三条第六項において準用する第二十七條第五項の規定に違反して株式等の取得をした者

四 附則第三条第六項において準用する第二十七條第七項の規定による変更又は中止の命令に違反して株式等の取得をした者

2 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第三条第二項の規定に違反して株式等の取得をした者（同条第四項の規定により非居住者である個人等とみなされる者を含む。）
二 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして、株式等の取得をした者

3 法人（第二十六條第一項第二号及び第四号並びに附則第二条第三項に規定する団体に該当するものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してそれぞれ第一項又は前項の罰金刑を科する。

4 第二十六條第一項第二号及び第四号並びに附則第二条第三項に規定する団体に該当するものを処罰する場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五部 大蔵委員会会議録第一号 昭和五十四年十二月六日【参議院】

(外資に関する法律等の廃止)
第二条 次に掲げる法令は、廃止する。

一 外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）

二 外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）

(経過措置)
第三条 この法律による改正前の外国為替及び外国貿易管理法（以下「旧法」という。）第三十一条

第一項、第三十二条第一項、第三十四条又は第三十五条の規定に基づき認められ又は許可を受けた取引又は行為については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十四条又は第三十五条の規定によりされている申請に係る取引又は行為については、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

第四条 この法律による廃止前の外資に関する法律（以下「旧外資法」という。）第十条、第十一条第一項、第十二条第一項又は第十三条第一項の認可（次項の規定によりなお効力を有するものとされるこれらの規定による認可を含む。）を受けたものが、この法律の施行後において、当該認可を受けたところに従つて行う取引又は行為であつて、この法律による改正後の外国為替及び外国貿易管理法（以下「新法」という。）第二十条第二号、第四号若しくは第五号若しくは第二十六條第二項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる取引若しくは行為又は新法第二十九条第一項に規定する取引若しくは行為を行おうとする場合には、新法第二十二條第一項、第二十六條第三項又は第二十九條第一項に規定する届出については当該届出がされたものと、新法第二十三条第一項、第二十六條第四項又は第二十九條第三項に規定する取引又は行為を行つてはならない期間については当該期間を経過したものとみなして、新法の規定（第十六條及び第二

十一条第二項の規定を除く。）を適用する。

2 この法律の施行の際現に旧外資法第十条、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十三條の二又は第十三條の三の規定によりされている申請又は届出に係る取引又は行為については、これらの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

3 旧外資法第十三條の二に規定する株式等の取得の日又は旧外資法第十三條の三に規定する対価等若しくは対価等の請求権の取得の日がこの法律の施行前であるものについては、これらの規定（旧外資法第十三條の三に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

4 新法第十六條の規定は、この法律の施行前に、旧外資法第十五條、第十五條の二、第十六條又は第十七條の規定により認められたものとされた外国投資家のこの法律の施行後における外国へ向けた支払については、適用しない。前項の規定によりなお効力を有するものとされる旧外資法第十三條の二又は第十三條の三の規定により指定又は確認を受けたもののこの法律の施行後における外国へ向けた支払についても、同様とする。

5 新法第二十六條第三項の規定は、同条第二項第二号に掲げる譲渡のうち、この法律の施行の日前からの引き続き適法に所有する会社の株式又は持分の譲渡については、適用しない。

第五条 この法律による廃止前の外国人の財産取得に関する政令（以下「旧財産取得令」という。）第三條第一項の規定に基づき認可を受けた取引又は行為については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧財産取得令第三條第一項の規定によりされている申請に係る取引並びに当該取引に係る確認及び報告については、旧財産取得令第三條第一項、第七條及び第八條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

は、この法律の施行後においても、なお効力を有する。

第六条 旧外資法第九条の二第一項の規定により開設された外国投資家預金勘定の残高の払戻しその他必要な事項については、政令で定める。

2 旧外資法第十四條第一項の規定により付された条件及びその変更に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条 旧法、旧外資法又は旧財産取得令の規定による処分に不服がある場合の異議申立て又は審査請求については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(企業再建整備法の一部改正)
第九条 企業再建整備法（昭和二十一年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第二十七條中「外国人の財産取得に関する政令（昭和二十四年政令第五十一号）」を削る。
(旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正)
第十条 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八條の九第五項中「外資に関する法律（昭和二十五年法律第百六十三号）第十一條」を「外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六條第三項」に、「同法第三條第一項第一号」を「同条第一項」に改める。

(外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令の一部改正)
第十一条 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令（昭和二十四年政令第三百十一号）

第七 三

の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

(国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令の一部改正)
第十二条 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令(昭和二十五年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(ドイツ財産管理令の一部改正)

第十三条 ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

(外国為替資金特別会計法の一部改正)

第十四条 外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「外貨証券及び外貨債権を」と及び外貨証券並びに外貨債権(外国において又は外貨をもつて支払を受けることができる債権(同項第十三号に規定する債権をいう)をいう。以下同じ。に改める。

(旧外貨債権処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部改正)

第十五条 旧外貨債権処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正)

第十六条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 削除

第二条第一項中「国際復興開発銀行等」を「国際復興開発銀行又は外国政府金融機関(当該金融機関に対する出資の金額の半額以上が外国政府の出資により設立されたものであつて政令で定めるものをいう。以下「国際復興開発銀行等」という。に改める。

第三条第二項を削り、同条第三項中「引渡債券」の下に「国際復興開発銀行等からの外貨資金の借入契約に基づき国際復興開発銀行等へ引き渡すための債券をいう。以下同じ。」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(印紙税法の一部改正)

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の課税標準及び税率欄2中「外国為替及び外国貿易管理法第二十七条から第三十条まで(支払及び債権に関する制限及び禁止)の規定に基づく政令で定められた非居住者自由円勘定」を「外国為替及び外国貿易管理法第六条第一項第六号(定義)に規定する非居住者の本邦にある同法第六十一条(業務上の取扱いに規定する外国為替公認銀行に対する本邦通貨をもつて表示される勘定)に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十八条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第九十二条及び第九十三条を次のように改める。

第九十二条及び第九十三条 削除

(大蔵省設置法の一部改正)

第十九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 指定証券会社(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)に規定する指定証券会社をいう。)を指定すること。

外国為替等審議会

大蔵大臣若しくは通商産業大臣又は大蔵大臣及び事業所管大臣の諮問に応じて、外国為替及び外国貿易管理法の規定による外国為替又は対内直接投資等若しくは技術導入契約に関する重要事項について調査審議すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第五百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の五中「技術援助契約」を「技術導入契約」に、「株式等の取得に關し認可を与えること」を「株式の取得等」に關し必要な命令をすること」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第二十一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号中「技術援助契約」を「技術導入契約」に、「株式等の取得に關し認可を与えること」を「株式の取得等」に關し必要な命令をすること」に改める。

第九条第十四号中「技術援助契約」を「技術導入契約」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第十五号中「財産の取得」を「財産の取得等」に「行なう」を「行う」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号の七中「技術援助契約」を「技術導入契約」に、「株式等の取得に關し、認可を与えること」を「株式の取得等」に關し、必要な命令をすること」に改める。

十二月六日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は十一月二十九日)

第十三条第十四号中「(昭和二十四年法律第二百二十八号)」を削る。
第十七条第一項の表外資審議会の項を次のように改める。

一、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

昭和五十四年十二月二十日印刷

昭和五十四年十二月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D